

官報 号外

平成二十三年五月二十七日

○第百七十七回国参議院會議録第十八号

平成二十三年五月二十七日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

平成二十三年五月二十七日

午前十時開議

第一 圖書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、第百七十七回国会衆議院送付)

第二 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

第五 日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件
以下 議事日程のとおり

○議長(西岡武夫君) これより會議を開きます。この際、お諮りいたします。

川田龍平君から海外渡航のため来る六月六日から八日間の請暇の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西岡武夫君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(西岡武夫君) 日程第一 圖書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、第百七十七回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員長佐藤公治君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(佐藤公治君登壇、拍手)

○佐藤公治君 たいま議題となりました日韓圖書協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、我が国政府が朝鮮王朝儀軌等、附属書に掲げる図書千二百五冊を韓国政府に対して引き渡すとともに、両国政府がこれらの圖書の引渡しによって両国間の文化交流及び文化協力の一

層の発展に努めることを定めるものであります。

委員会におきましては、松本外務大臣に対し質疑を行うとともに、引渡し対象圖書を閲覧するため宮内庁書陵部への視察を行ったほか、二名の参考人から意見を聴取いたしました。

委員会における質疑の主な内容は、本協定締結の意義、本協定と日韓基本条約等との関係、昨年八月の日韓関係に関する内閣総理大臣談話と本協定の成立経緯、本協定に基づく圖書引渡しの片務性、韓国に所在する我が国由来の圖書の引渡しを求める必要性、国際的な文化財返還問題への対応等でありましたが、詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、自由民主党の宇都委員より反対、社会民主党・護憲連合の山内委員より賛成する旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 本件に対し、討論の通告がございします。発言を許します。岸信夫君。

(岸信夫君登壇、拍手)

○岸信夫君 自由民主党の岸信夫です。

私は、たいま議題となりました圖書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結に關し、反対の立場から討論をいたします。

まず、今回の東日本大震災に際して、本協定の相手国である韓国からも救助犬、救助チーム、各種物資など迅速かつ多大な支援をいただきましたことに對し、心から感謝をいたしていることを申し上げたいと思ひます。

我が国と韓国は、地理的にも大変近い隣人であり、古来より深い交流の歴史を築いてまいりました。

た。その過程では様々な困難も経てきたわけでありますが、現在では基本的価値観を共有する最も大切な隣国となっております。今回の協定の目的である相互理解に基づく文化交流及び文化協力

が、両国関係の一層の発展にとつて非常に大きな役割を果たす必要不可欠なものであることについては、我が党も異論を挟むものではありません。

しかしながら、今回の日韓圖書協定では、その内容や締結の過程を見るに、未来志向の日韓関係を築くためには過去を清算し、その謝罪のあかしとしてこれらの圖書を返すべきだという菅総理の考えによつて余りにも拙速に、菅総理の独断によつて進められたものと言わざるを得ません。むしろ今後の日韓関係に大きな禍根を残すものであり、我が党として断固反対すべきものと考えております。

また、本協定について審議を行う外交防衛委員会の場に菅総理の出席を強く求めたにもかかわらず、総理は出席されませんでした。本協定に深い思い入れを持ち、独断専行で締結を決めた総理が、国会審議の場で自ら説明を行うという責任を放棄されたことに對し、強い遺憾の意を表明いたします。

さて、協定の内容ですが、本協定は、我が国から韓国に朝鮮王朝儀軌を始めとする圖書を一方的に引き渡すという片務的な協定であります。日韓基本条約及びこれに付随するいわゆる日韓請求権並びに経済協力協定によりお互いの財産請求権を放棄したにもかかわらず、自発的に譲渡するということであります。

韓国内にも例えば対馬宗家文書のように日本由来の貴重な圖書類が多くあるにもかかわらず、本協定はそれらの扱いについては全く触れておりません。これのどこが未来志向の日韓関係なのでしょう。これでは不平等条約であり、対等な二

国間の関係とは言えません。また、あろうことか、韓国内の日本図書について触れていないその経緯として、政府はどのような文書があることを署名直前まで知らなかったというのです。我が党が指摘をして、調査をして初めて分かった、信じられないような怠慢であります。

更に言えば、韓国内にある我が国から盗まれた文化財についても、政府は認識していたにもかかわらず、本協定の中で何も触れていません。安国寺の経典や鶴林寺の阿弥陀三尊像など、我が国で盗難に遭い、現在は韓国内にあることが明らかなのです。なぜ本協定と引換えに返還を要求しないのか、理解に苦しみます。

また、本協定は、締結を急ぐがために、文化財を扱う協定として当然に必要な準備すら行われていません。引き渡す図書の選定は、文化財の専門家による検討を経たものではありません。また、引き渡した後の研究のために必要なマイクロフィルム化やデジタル化も、当初は全く考えておらず、指摘されてから慌てて作業を始めています。とても一国の政府の仕事とは思えないずさんさです。幾ら仮免許政権だからといって、許されることではありません。

この甘過ぎる対応は、フランスのケースと比べると一層際立ちます。フランスは、我が国と同様に朝鮮王朝儀軌を所有しています。長年韓国から返還要求を受けていましたが、交渉の末、韓国に貸与することで落ち着きました。五年ごとに更新という形で韓国に貸しますが、所有権はフランスが持ったままなのです。なぜ菅政権はこのような戦略的な対応を取ることも考えなかったのでしょうか。外交的センスのかけらもありません。

今回の図書引渡しを韓国側は返還と受け止めています。日本側に強く要求した結果、朝鮮王朝儀

軌が返還された。韓国側では、対日外交勝利のあかしとして、戦利品として各地で展示するのではないかと参考人の指摘もありました。これを出発点として、今後も次々と文化財の返還を要求していく、このような動きもあるのです。要求に応じなければ、また日韓関係が悪化することになります。つまり、今回の協定は今後の日韓関係に大きな禍根を残す大失態なのです。

菅総理は余りにも無邪気に、本協定が韓国側に感謝されるものであり、日韓関係を改善するものだと思っておられるのでしょうか。では、なぜ協定の成立と図書の引渡しを目前にして、韓国の国会議員三人が北方領土を訪問する、さらには韓国の閣僚が竹島を訪問するというあり得ない暴挙を行うのでしょうか。本協定に日韓関係を改善する効果など全くない、それを目の前で証明しているではありませんか。

このような暴挙への対抗措置として、本協定の承認を拒み、図書の引渡しを中止する、そういう強い態度で臨むべき深刻な事態であります。本協定に賛成しようとしている議員の皆様、我が国の領土を踏みじられた直後に、なぜ無条件で図書を引き渡す必要があるのでしょうか。我が国の利益を真剣に考えれば、この時期にこのような協定に賛成はできないはずです。

本協定の基になったのは、昨年八月の日韓併合百年に際しての菅総理談話であります。その談話を発出するまでの経緯にも大いに疑問があります。談話を出すまでの間、韓国側からの様々な圧力があつたのではないのでしょうか。少なくとも、図書の返還については韓国国会での決議がありました。東北アジア歴史財団という竹島問題でも活動する団体のロビー活動もありました。当時、参議院選挙で民主党が惨敗し、外国人参政権の問題

もめどが立たず、苦しい立場であつた総理は、日韓併合百年の談話を発出するに当たり、この図書返還要求の話に飛び付き、ほぼ独断で談話の発出を決めたのではないのでしょうか。関与したのは官邸の限られたメンバーだけで、外務省と綿密に相談をし戦略を立てた形跡もありません。その結果、何の準備もできないまま、我が国の大切な文化的財産の引渡しを決めてしまったのです。

まさか菅総理のもらつていた外国人献金が影響したとは思いたくはありませんが、菅総理の暴走としか言いようがない、余りにも拙速、そして軽率な談話の発表過程であります。ちなみに菅総理、我々はあなたの外国人献金問題を決して忘れてはいません。この問題については、震災の発生により一時休戦となつていましたが、今後厳しく追及してまいります。

なお、本協定に関する参議院の審議が始まる前であつた五月十三日、韓国側の朝鮮王朝儀軌還収委員会による返還祝賀パーティーが東京都内で開かれました。ここで与党・民主党の石毛鏡子副代表も功労者として表彰を受けています。韓国の団体が返還記念のパーティーを開くこと自体、本協定が韓国側のロビー活動の結果であることを示しています。同時に、参議院の審議開始前に、与党の責任ある立場の議員が協定の成立を前提として表彰を受けるということは、参議院の軽視であり、大問題であると指摘させていただきます。

日韓両国が真の友好関係を築くためには、お互いが理解し合うための両国民の真摯な努力が重要です。そのためには、お互い言うべきことは言い、聞くべきことは聞き、やるべきことはやるという対等で誠実な関係を築くことが必要なのです。今回の協定のように相手の顔色をうかがい、摩擦を避けようとする卑屈な姿勢は決して両国の

真の友好関係にはつながりません。むしろ長期的には関係を悪化させることにもなります。したがって、我が党は本協定には反対であります。

また、改めて申し上げますが、今回の韓国国会議員の北方領土訪問や韓国閣僚の竹島訪問という暴挙に対して、許されないことは許されないという毅然とした態度で接するべきであります。

この時期に韓国側に誤ったシグナルを送ることになる図書の一方的な返還は断じてすべきではない、このように強く主張して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一
賛成 百四十五
反対 八十六
よって、本件は多数をもって承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(西岡武夫君) 日程第二 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長北川イッセイ君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(北川イッセイ君登壇、拍手)

○北川イッセイ君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、有害物質を貯蔵する施設等の構造等の基準を定め、当該基準違反時の命令規定を設けるとともに、構造等についての定期点検等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、環境法令における放射性物質の適用除外規定の見直し、放射性物質による水質汚濁等への対応と責任、法律違反の状況と対応、施設の使用廃止後の地下水汚染の未然防止対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 二百三十三
反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(西岡武夫君) 日程第三 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長浜田昌良君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(浜田昌良君登壇、拍手)

○浜田昌良君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにすること等の措置を講ずるため、民法の改正を行い、これに伴い所要の法律について規定の整備を行うとともに、里親委託中等の親権者等がない児童の親権を児童相談所長が行うこととする等の措置を講ずるため、児童福祉法の改正を行うものであります。

委員会におきましては、親権停止制度導入に際しての運用面の課題、面会交流の運用の実情、施設等の措置を不当に妨げる事例を示したガイドラインを作成する必要性、親子再統合に向けた体制の構築及び援助の必要性、被災地における震災孤児の支援体制の充実、ハーグ条約への政府の対応等について質疑が行われたほか、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百三十二
反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(西岡武夫君) 日程第四 日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日程第五 日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長藤末健三君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(藤末健三君登壇、拍手)

○藤末健三君 ただいま議題となりました両件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両件は、日本放送協会の平成二十年度及び二十一年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

まず、平成二十年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は八千二百三十五億円、負債合計は二千七百二十九億円、純資産合計は五千五百五十五億円となっております。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は六千六百十六億円、経常事業支出は六千二百八十八億円となっており、経常事業収支差金は三百二十七億円となっております。

次に、平成二十一年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は八千五百三十三億円、負債合計は二千九百四十四億円、純資産合計は五千六百二十九億円となっております。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業

収入は六千六百五十五億円、経常事業支出は六千四百六十二億円となっており、経常事業収支差金は百九十三億円となっております。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、コンプライアンスの確立に向けた取組、平成二十四年度からの受信料の一〇％還元の見直し、NHK経営委員会の在り方、NHKの経営の合理化、NHKの震災への対応等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって是認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百三十三

反対

〇

よって、両件は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 西岡 武夫君
副議長 尾辻 秀久君

議員
竹谷とし子君 石川 博崇君
亀井亜紀子君 山本 博司君
秋野 公造君 山内 徳信君
自見庄三郎君 長沢 広明君
横山 信一君 又市 征治君
有田 芳生君 金子 洋一君
浜田 昌良君 谷合 正明君
山本 香苗君 福島みずほ君
大久保潔重君 米長 晴信君
行田 邦子君 西田 実仁君
加藤 修一君 渡辺 孝男君
藤谷 光信君 松野 信夫君
川上 義博君 室井 邦彦君
林 久美子君 魚住裕一郎君
松 あきら君 荒木 清寛君
小林 正夫君 大石 尚子君
今野 東君 中村 哲治君
佐藤 公治君 木庭健太郎君
白浜 一良君 山口那津男君
草川 昭三君 藤原 正司君
谷 博之君 高橋 千秋君
増子 輝彦君 櫻井 充君
小西 洋之君 石橋 通宏君

谷 亮子君 安井美沙子君
斎藤 嘉隆君 小見山幸治君
田城 郁君 西村まさみ君
徳永 エリ君 吉川 沙織君
平山 誠君 外山 斎君
友近 聡朗君 梅村 聡君
平山 幸司君 金子 恵美君
牧山ひろえ君 川合 孝典君
徳永 久志君 水戸 将史君
大島九州男君 横峯 良郎君
轟木 利治君 蓮 舫君
広田 一君 藤末 健三君
尾立 源幸君 川崎 稔君
前川 清成君 大久保 勉君
白 眞勲君 ズルキンマルティン君
藤田 幸久君 一川 保夫君
森 ゆうこ君 水岡 俊一君
榛葉賀津也君 岩本 司君
鈴木 寛君 広野ただし君
郡司 彰君 平田 健二君
輿石 東君 羽田雄一郎君
加藤 敏幸君 小川 敏夫君
長浜 博行君 小川 勝也君
直嶋 正行君 大野 元裕君
長谷川大紋君 中原 八一君
難波 樊二君 江崎 孝君
大江 康弘君 糸数 慶子君
中西 祐介君 松浦 大悟君
中谷 智司君 植松恵美子君
舟山 康江君 風間 直樹君
塚田 一郎君 姫井由美子君
武内 則男君 谷岡 郁子君

大河原雅子君 相原久美子君
藤原 良信君 加賀谷 健君
佐藤 正久君 那谷屋正義君
足立 信也君 藤本 祐司君
津田弥太郎君 芝 博一君
主濱 了君 柳澤 光美君
野上浩太郎君 大塚 耕平君
辻 泰弘君 平野 達男君
神本美恵子君 池口 修次君
山根 隆治君 山谷えり子君
岡崎トミ子君 北澤 俊美君
柳田 稔君 前田 武志君
田中 直紀君 江田 五月君
石井 一君 山東 昭子君
長谷川 岳君 浜田 和幸君
藤川 政人君 若林 健太君
三原じゅん子君 高階恵美子君
熊谷 大君 大家 敏志君
宇都 隆史君 岩井 茂樹君
上野 通子君 西田 昌司君
古川 俊治君 牧野たかお君
丸山 和也君 山田 俊男君
森 まさこ君 石井みどり君
佐藤 信秋君 磯崎 陽輔君
義家 弘介君 石井 準一君
福岡 資麿君 佐藤ゆかり君
藤井 基之君 岡田 直樹君
岸 信夫君 北川イツセイ君
伊達 忠一君 小泉 昭男君
末松 信介君 中川 雅治君
宮沢 洋一君 関口 昌一君
山本 順三君 脇 雅史君

鈴木 政二君	岡田 広君	法務大臣	江田 五月君	田村 智子君	大門実紀史君	日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件
吉田 博美君	丸川 珠代君	外務大臣	松本 剛明君	吉田 忠智君	福島みずほ君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
鴻池 祥肇君	山崎 正昭君	環境大臣	松本 龍君	決算委員		
林 芳正君	中曽根弘文君			辞任	補欠	
小坂 憲次君	世耕 弘成君			江崎 孝君	有田 芳生君	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
山本 一太君	溝手 顕正君			藤本 祐司君	平山 誠君	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
谷川 秀善君	渡辺 猛之君	議長の報告事項		辞任	補欠	
中山 恭子君	上野ひろし君	去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		浜田 和幸君	三原じゅん子君	同日内閣から、次の議案を修正した旨の通知書を受領した。
田村 智子君	磯崎 仁彦君	外交防衛委員		大門実紀史君	田村 智子君	
石井 浩郎君	荒井 広幸君	辞任	補欠	辞任	補欠	
松田 公太君	山下 芳生君	安井美沙子君	大野 元裕君	金子 洋一君	中谷 智司君	地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件
青木 一彦君	赤石 清美君	福岡 資麿君	猪口 邦子君	平山 幸司君	友近 聡朗君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
舩添 要一君	小熊 慎司君	農林水産委員	補欠	平山 誠君	藤本 祐司君	国家公務員の指定職及び特別職の俸給に関する質問主意書(磯崎陽輔君提出)(第一五八号)
紙 智子君	片山さつき君	辞任	補欠	三原じゅん子君	浜田 和幸君	同日内閣から次の答弁書を受領した。
松下 新平君	水落 敏栄君	国土交通委員	福岡 資麿君	水野 賢一君	桜内 文城君	参議院議員平山誠君提出高速増殖炉もんじゅに関する質問に対する答弁書(第一二五号)
藤井 孝男君	片山虎之助君	辞任	補欠	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。		参議院議員加藤修一君提出薬物乱用防止についての普及啓発活動に関する質問に対する答弁書(第一四八号)
桜内 文城君	大門実紀史君	大野 元裕君	安井美沙子君			参議院議員又市征治君提出米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舎建設事業再開に関する質問に対する答弁書(第一四九号)
中村 博彦君	二之湯 智君	国家基本政策委員				参議院議員又市征治君提出米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舎建設事業再開に関する質問に対する答弁書(第一五〇号)
野村 哲郎君	松村 祥史君	辞任	補欠			同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
猪口 邦子君	中西 健治君	塚田 一郎君	石井みどり君			
柴田 巧君	井上 哲士君	予算委員				
松山 政司君	加治屋義人君	辞任	補欠			
愛知 治郎君	金子原二郎君	有田 芳生君	江崎 孝君			
寺田 典城君	江口 克彦君	友近 聡朗君	平山 幸司君			
市田 忠義君	橋本 聖子君	中谷 智司君	金子 洋一君			
松村 龍二君	衛藤 晟一君	石井みどり君	塚田 一郎君			
岩城 光英君	岸 宏一君	佐藤 正久君	山崎 力君			
鶴保 庸介君	小野 次郎君	牧野たかお君	福岡 資麿君			
川田 龍平君	水野 賢一君	魚住裕一郎君	草川 昭三君			
総務大臣	片山 善博君	桜内 文城君	水野 賢一君			

参議院議員磯崎陽輔君提出東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する質問(第一四七号)(答弁することが出来る期限 五月二十四日) 同日議長は、元副議長小山一平君に対しさきに議決した弔詞をささげた。 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 社会保険に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律 去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 石川 博崇君 補欠 山口那津男君 法務委員 辞任 溝手 顕正君 補欠 熊谷 大君 桜内 文城君 松田 公太君 外交防衛委員 辞任 山口那津男君 補欠 石川 博崇君 小熊 慎司君 桜内 文城君	文教科学委員 辞任 熊谷 大君 補欠 溝手 顕正君 経済産業委員 辞任 松田 公太君 補欠 小熊 慎司君 予算委員 辞任 江崎 孝君 補欠 有田 芳生君 金子 洋一君 中谷 智司君 平山 幸司君 友近 聡朗君 水野 賢一君 桜内 文城君 決算委員 辞任 有田 芳生君 補欠 江崎 孝君 平山 誠君 藤本 祐司君 行政監視委員 辞任 三原じゅん子君 補欠 浜田 和幸君 議院運営委員 辞任 友近 聡朗君 補欠 平山 幸司君 中谷 智司君 金子 洋一君 藤本 祐司君 平山 誠君 浜田 和幸君 三原じゅん子君 桜内 文城君 水野 賢一君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 外国人による土地取得の制限と国際協定に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一五九号) 輸入小麦の確保と食糧安全保障戦略に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一六〇号)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 福島第一原発事故に係る警戒区域内に取り残されたベットの問題に関する質問主意書(熊谷大君提出)(第一五一号) 被災した建築物の解体工事に係る費用の国庫負担に関する質問主意書(熊谷大君提出)(第一五二号) 東日本大震災において滅失・損壊した自動車の買換えに対する支援に関する質問主意書(熊谷大君提出)(第一五三号) 第三次嘉手納爆音訴訟及び嘉手納統合案に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一五四号) 普天間飛行場へのオスプレイ配備に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一五五号) 与那国島への陸上自衛隊部隊の配備に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一五六号) 「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一五七号) 去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 山口那津男君 補欠 石川 博崇君 法務委員 辞任 熊谷 大君 補欠 溝手 顕正君 外交防衛委員 辞任 石川 博崇君 補欠 山口那津男君 桜内 文城君 小熊 慎司君	文教科学委員 辞任 溝手 顕正君 補欠 熊谷 大君 厚生労働委員 辞任 梅村 聡君 補欠 福山 哲郎君 経済産業委員 辞任 小熊 慎司君 補欠 桜内 文城君 環境委員 辞任 福山 哲郎君 補欠 梅村 聡君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 高橋 千秋君 補欠 岡崎トミ子君 上野ひろし君 川田 龍平君 同日衆議院から次の内閣提案案を受領した。 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第八号) 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)
---	--	---	--

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)

鉱業法の一部を改正する等の法律案(閣法第五三号)

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 東日本大震災による被災地域の経済・財政・金融情勢等に関する実情調査

一、派遣委員

藤田 幸久 大久保 勉
舟山 康江 愛知 治郎
佐藤ゆかり 荒木 清寛
金子 洋一 川上 義博
中谷 智司 水戸 将史
鴻池 祥肇 塚田 一郎
西田 昌司 野上浩太郎
古川 俊治 丸川 珠代
竹谷とし子 中西 健治
大門実紀史 中山 恭子
一、派遣地 宮城県

一、期間 五月二十六日 一日間
一、費用 概算四六八、四八〇円
右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
平成二十三年五月二十四日

参議院議長 西岡 武夫殿
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員磯崎陽輔君提出東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する質問に対する答弁書(第一四七号)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。

記
裁判官訴追委員
中川 正春君(黄川田徹君の補欠)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十二年交通安全事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成二十三年交通安全安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠
江田 五月君 川合 孝典君
松田 公太君 桜内 文城君

外交防衛委員

辞任 小川 勝也君

補欠 横峯 良郎君

文教科学委員

辞任 横峯 良郎君

補欠 小川 勝也君

厚生労働委員

辞任 川合 孝典君

補欠 江田 五月君

経済産業委員

辞任 福山 哲郎君

補欠 梅村 聡君

環境委員

辞任 梅村 聡君

補欠 福山 哲郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 岡崎トミ子君

補欠 高橋 千秋君

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 川田 龍平君

補欠 上野ひろし君

同日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書(第百七十四回国会提出)

日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借

対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

脱北者の本邦入国に関する再質問主意書(浜田和幸君提出(第一六一号))

福島第一原発一号機への海水注入作業に関する質問主意書(丸川珠代君提出(第一六二号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

国家公務員の指定職及び特別職の俸給に関する質問主意書(磯崎陽輔君提出(第一五八号))

外国人による土地取得の制限と国際協定に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一五九号))

輸入小麦の確保と食糧安全保障戦略に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一六〇号))

同日議長は、四月十五日のカイラト・アブドラザクリイ・マミ・カザフスタン共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 山崎 力君

補欠 山本 一太君

法務委員

辞任 川合 孝典君

補欠 江田 五月君

外交防衛委員

辞任 横峯 良郎君

補欠 小川 勝也君

島尻安伊子君 磯崎 仁彦君

山本 一太君 若林 健太君

官 報 (号 外)

文教科学委員	辞任	補欠	行政監視委員	辞任	補欠
小川 勝也君		横峯 良郎君	難波 樊二君		大野 元裕君
石井 浩郎君		鈴木 政二君	岩井 茂樹君		川口 順子君
熊谷 大君		溝手 顕正君	山下 芳生君		井上 哲士君
厚生労働委員	辞任	補欠	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政府開発援助等に関する特別委員		
江田 五月君		川合 孝典君	辞任	平山 誠君	神本美恵子君
経済産業委員	辞任	補欠	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 法務委員会		
磯崎 仁彦君		島尻安伊子君	理事	校内 文城君	(校内文城君の補欠)
若林 健太君		山崎 力君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案(閣法第七二号)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。	
環境委員	辞任	補欠	電波法の一部を改正する法律案 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に 関する法律の一部を改正する法律案 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案		
鈴木 政二君		石井 浩郎君	同日議長は、アメリカ合衆国ミズーリ州において発生した竜巻による被害に対し、ジョセフ・バイデン同国上院議長宛見舞状を発送した。		
国家基本政策委員	辞任	補欠	電波法の一部を改正する法律案 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に 関する法律の一部を改正する法律案 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案		
中西 健治君		桜内 文城君	同日議長は、我が国政府が大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査) 右は本院において承認することを議決した。 よってこれを送付する。		
予算委員	辞任	補欠	電波法の一部を改正する法律案 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に 関する法律の一部を改正する法律案 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案		
大野 元裕君		難波 樊二君	同日議長は、我が国政府が大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査) 右は本院において承認することを議決した。 よってこれを送付する。		
愛知 治郎君		熊谷 大君	同日議長は、我が国政府が大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査) 右は本院において承認することを議決した。 よってこれを送付する。		
川口 順子君		青木 一彦君	同日議長は、我が国政府が大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査) 右は本院において承認することを議決した。 よってこれを送付する。		
桜内 文城君		柴田 巧君	同日議長は、我が国政府が大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査) 右は本院において承認することを議決した。 よってこれを送付する。		
大門実紀史君		山下 芳生君	同日議長は、我が国政府が大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査) 右は本院において承認することを議決した。 よってこれを送付する。		
決算委員	辞任	補欠	同日議長は、我が国政府が大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査) 右は本院において承認することを議決した。 よってこれを送付する。		
青木 一彦君		岩井 茂樹君	同日議長は、我が国政府が大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査) 右は本院において承認することを議決した。 よってこれを送付する。		
熊谷 大君		愛知 治郎君	同日議長は、我が国政府が大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査) 右は本院において承認することを議決した。 よってこれを送付する。		
柴田 巧君		中西 健治君	同日議長は、我が国政府が大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査) 右は本院において承認することを議決した。 よってこれを送付する。		
井上 哲士君		大門実紀史君	同日議長は、我が国政府が大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査) 右は本院において承認することを議決した。 よってこれを送付する。		

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国政府が附属書に掲げる図書千二百五冊を大韓民国政府に対して引き渡すとともに、両国政府がこれらの図書の引渡しによって両国間の文化交流及び文化協力の一層の発展に努めることを定めるものである。この協定を締結することにより、両国間及び両国民間の友好関係が発展することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査)右は本院において承認することを議決した。よってこれを送付する。

平成二十三年四月二十八日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

参議院議長 西岡 武夫殿

外交防衛委員長 佐藤 公治

平成二十三年五月二十六日

審査報告書

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年五月二十六日

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定

日本国政府及び大韓民国政府は、相互理解に基づく文化交流及び文化協力が、両国及び両国民間の友好関係の発展に資することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

日本国政府は、両国及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書を、両国政府間で合意する手続に従つてこの協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡す。

第二条

両国政府は、前条に規定する措置により両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努める。

第三条

各政府は、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを書面により相手国政府に通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年十一月十四日に横浜で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

前原誠司

大韓民国政府のために

金星煥

附属書

一 朝鮮王朝儀軌

	書名	編著者	刊行年次	冊数
一	(哲宗大王) 附廟都監儀軌	儀軌庁	清 同治五亨 (朝鮮)	一
二	(哲宗大王) 殯殿魂殿都監儀軌	儀軌庁	清 同治四亨 (朝鮮)	三
三	(哲宗大王) 国葬都監儀軌	儀軌庁	清 同治四亨 (朝鮮)	四
四	睿陵山陵都監儀軌	儀軌庁	清 同治三亨 (朝鮮)	二
五	(哲仁王后) 睿陵山陵都監儀軌	儀軌庁	清 光緒六亨 (朝鮮)	二
六	(哲仁王后) 附廟都監儀軌	儀軌庁	清 光緒七亨 (朝鮮)	一
七	(哲仁王后) 国葬都監儀軌	儀軌庁	清 光緒六亨 (朝鮮)	四
八	(哲仁王后) 殯殿魂殿都監儀軌	儀軌庁	清 光緒六亨 (朝鮮)	三
九	王世子嘉礼都監儀軌	儀軌庁	清 光緒一〇亨 (朝鮮)	二

一〇	王世子冊礼都監儀軌	儀軌庁	清 光緒元亨 (朝鮮)	一
一一	嘉礼都監儀軌	儀軌庁	清 同治五亨 (朝鮮)	二
一二	皇太子嘉礼都監儀軌	儀軌庁	韓 光武二亨	二
一三	(神貞王后) 国葬都監儀軌	儀軌庁	清 光緒一八亨 (朝鮮)	四
一四	經陵山陵都監儀軌 (神貞王后)	儀軌庁	清 光緒一八亨 (朝鮮)	二
一五	經陵陵上莎草改修都監儀軌	儀軌庁	韓 光武四亨	一
一六	(神貞王后) 殯殿魂殿都監儀軌	儀軌庁	清 光緒一八亨 (朝鮮)	三
一七	(神貞王后) 附廟都監儀軌	儀軌庁	清 光緒一八亨 (朝鮮)	一
一八	(明成皇后) 国葬都監儀軌	儀軌庁	韓 光武二亨	四
一九	(明成皇后) 洪陵山陵都監儀軌	儀軌庁	韓 光武二亨	二
二〇	洪陵石儀重修都監儀軌	儀軌庁	韓 光武七亨	一
二一	(明成皇后) 殯殿魂殿都監儀軌	儀軌庁	韓 光武二亨	三
二二	影順事享都監補完儀軌	儀軌庁	韓 光武四亨	一

平成二十三年五月二十七日 参議院會議録第十八号 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

三三	影帳筆写都監儀軌	儀軌庁	韓	光武五享	一
三四	影帳筆写都監儀軌	儀軌庁	韓	光武四享	一
三五	国朝宝鑑監印所儀軌	儀軌庁	韓	隆熙二享	一
二六	宝印所都監儀軌	儀軌庁	清	光緒四享(朝鮮)	一
二七	増建都監儀軌(景福宮増源殿 昌徳宮増源殿)	儀軌庁	韓	光武五享	一
二八	増源殿略修正儀軌	儀軌庁	韓	光武八享	一
二九	増源殿略修正儀軌	儀軌庁	韓	光武一享	一
三〇	日記庁儀軌	日記庁儀軌庁	清	光緒一六享(朝鮮)	一
三一	元子阿只氏藏胎儀軌	儀軌庁	清	同治一三享(朝鮮)	一
三二	裕康園所都監儀軌	儀軌庁	韓	光武九享	二
三三	(純明妃) 殯殿魂殿都監都庁儀軌	儀軌庁	韓	光武九享	五
三四	(純明妃) 国葬都監儀軌	儀軌庁	韓	光武九享	四
三五	(孝定王后) 景陵山陵都監儀軌	儀軌庁	韓	光武九享	二
三六	(孝定王后) 殯殿魂殿都監都庁儀軌	儀軌庁	韓	光武九享	一
三七	(孝定王后) 附廟都監儀軌	儀軌庁	韓	光武一〇享	一
三八	肇慶壇肇慶墓永慶墓宮建庁儀軌	儀軌庁	韓	光武五享	二
三九	(英祖大王) 廟号都監儀軌	儀軌庁	清	光緒一七享(朝鮮)	一
四〇	進封皇貴妃儀軌	儀軌庁	韓	光武七享	一
四一	(湊妃) 冊封儀軌	儀軌庁	韓	光武五享	一
四二	追封皇后進封皇后儀軌	儀軌庁	韓	隆熙元享	一
四三	追封冊封儀軌(大院王同妃追封 完孝憲王追封 義王妃冊封)	儀軌庁	韓	隆熙元享	一
四四	(義王英王) 冊封儀軌	儀軌庁	韓	光武四享	一
四五	慶運宮重建都監儀軌	儀軌庁	韓	隆熙元享	二
四六	中和殿宮建都監儀軌	儀軌庁	韓	隆熙元享	一
四七	昌慶宮宮建都監儀軌	儀軌庁	清	道光一四享(朝鮮)	一
四八	永祿殿宮建都監儀軌	儀軌庁	韓	光武四享	一

四九	真殿重建都監儀軌	儀軌庁	韓	光武五享	一
五〇	上号都監儀軌(翼宗大王 同王妃)	儀軌庁	清	光緒一〇享(朝鮮)	一
五一	上号都監儀軌(李太王同妃 外三大妃)	儀軌庁	清	光緒三享(朝鮮)	一
五二	上号都監儀軌(翼宗大王同妃 追加 洪大妃加上 李太王同妃加上)	儀軌庁	清	光緒一〇享(朝鮮)	一
五三	上号都監儀軌(翼宗大王同妃 憲宗大王同妃 哲宗大王同妃)	儀軌庁	清	同治五享(朝鮮)	一
五四	上号都監儀軌	儀軌庁	韓	光武六享	一
五五	上号都監儀軌	儀軌庁	韓	光武四享	一
五六	加上尊号都監儀軌	儀軌庁	清	光緒一七享(朝鮮)	一
五七	加上尊号都監儀軌(神貞皇后)	儀軌庁	清	光緒一七享(朝鮮)	一
五八	尊宗都監儀軌	儀軌庁	清	同治五享(朝鮮)	一
五九	追上尊号都監儀軌(翼宗大王 神貞王后)	儀軌庁	清	光緒一六享(朝鮮)	一
六〇	追尊儀軌(附 表石所儀軌)	儀軌庁	韓	隆熙二享	一
六一	追尊儀軌	儀軌庁	韓	光武五享	一
六二	尊封都監儀軌(太皇帝上号 皇太子冊礼)	儀軌庁	韓	隆熙元享	一
六三	大礼儀軌	儀軌庁	韓	光武二享	一
六四	(孝定王后) 国葬都監儀軌	儀軌庁	韓	光武九享	四
六五	(孝定王后) 殯殿魂殿都監儀軌	儀軌庁	韓	光武八享	四
六六	進饌儀軌(神貞王后七旬賀宴)	儀軌庁	清	光緒一六活(朝鮮)	四
六七	進饌儀軌(神貞王后八旬賀宴)	儀軌庁	清	光緒一六活(朝鮮)	四
六八	進饌儀軌(李太王望五賀宴)	儀軌庁	清	光緒一八活(朝鮮)	四
六九	進饌儀軌(明憲太后望八賀宴)	儀軌庁	韓	光武五活	四
七〇	進饌儀軌(李太王五旬賀宴)	儀軌庁	韓	光武五活	四
七一	進饌儀軌(李太王入耆杜賀宴)	儀軌庁	韓	光武六活	四
七二	進饌儀軌(李太王望六賀宴)	儀軌庁	韓	光武六活	四
七三	宮園儀軌	儀軌庁	清	乾隆四五銅活(朝鮮)	二
七四	華城城役儀軌	正祖命編	清	嘉慶五活(朝鮮)	九

七五	整理儀軌 (華城役整理)	儀軌序	清 乾隆六〇活 (朝鮮)	八
七六	永興本宮儀式	正祖命編	清 乾隆六〇版 (朝鮮)	一
七七	威興本宮儀式	正祖命編	清 乾隆六〇版 (朝鮮)	一
七八	皇壇從享儀軌	英祖命編	清 乾隆二九写 (朝鮮)	一
七九	皇壇儀	英祖命編	清 乾隆二二写 (朝鮮)	二
八〇	皇壇增修儀	英祖命編	清 乾隆一四写 (朝鮮)	二
八一	進饌儀軌 (純元王后六旬賀宴)	儀軌序	清 道光二九活 (朝鮮)	四

小計 八十一部百六十七冊

二 その他

一	書名	編著者	刊写年次	冊数
(増補) 文獻備考	朴容大等 朴齊純等校	韓	隆熙二活	五一
(増補) 文獻備考 (首正誤共二五二卷)	朴容大等	韓	隆熙二活	四八
三	通文館志	金慶門	清 同治一三版 (朝鮮)	五
四	辛壬紀年提要	具駿遠	清 道光亨 (朝鮮)	七
五	李忠武公全書	李舜臣	清 乾隆六〇銅活 (朝鮮)	八
六	退溪先生言行錄	陶山書院	清 雍正版 (朝鮮)	三
七	東史補遺	趙挺	清 順治三版 (朝鮮)	四
八	麗史提綱	俞榮	清 乾隆版 (朝鮮)	一四
九	(木斎家塾) 彙纂麗史	洪汝河	清 乾隆版 (朝鮮)	二二
一〇	續續錄	李福源等	清 道光一一銅活 (朝鮮)	四
一一	弘文館志	李魯春等	清 乾隆四九銅活 (朝鮮)	一
一二	林忠愍公夷紀	林淳憲	清 光緒一六木活 (朝鮮)	三
一三	讓訓輯要	尹応大等	清 道光一一木活 (朝鮮)	三
一四	芝峰類說	李時光	清 康熙三〇版 (朝鮮)	一〇
一五	国朝宝鑑 (八二卷)	趙寅永等	清 道光二八版 (朝鮮)	二六

一六	国朝通紀	朴東亮 朴南溪編	朝鮮写	一〇
一七	寄斎機記 (欠卷四至六)	李廷馨	朝鮮写	二
一八	東閣雜記	趙顯命	清 雍正六銅活 (朝鮮)	四
一九	祖鑑	東宮官	朝鮮写	一一
二〇	藩陽日記	朴聖源	清 乾隆四八版 (朝鮮)	九
二一	敦孝錄	李頤等	朝鮮写	二三
二二	三忠錄	宋先佐	清 乾隆四五銅活 (朝鮮)	一
二三	同春年譜	李得元	清 嘉慶七銅活 (朝鮮)	二
二四	李文靖公奏記	李得元	清 光緒亨 (朝鮮)	一
二五	邑誌		朝鮮写	七四
二六	戊申事績		朝鮮写	一
二七	乙巳定難記		朝鮮写	一

二八	癸甲日錄	禹性伝	朝鮮写	二
二九	嶺南人物考	蔡弘遠等	朝鮮写	七
三〇	弘齋全書	正祖	清 嘉慶道光銅活 (朝鮮)	一〇〇
三一	同文考略	司歌館	清 道光二〇木活 (朝鮮)	三五
三二	宋子大全	宋時烈	清 乾隆五二版 (朝鮮)	一〇二
三三	尤庵集	宋時烈	清 道光二七鉄活 (朝鮮)	六〇
三四	増正交隣志	金健端等	清 同治元銅活 (朝鮮)	三
三五	自警編	宋 趙善璩	朝鮮版	五
三六	正廟御製	正祖	清 嘉慶一九銅活 (朝鮮)	二二
三七	列聖誌狀	洪粹等	清 乾隆二三銅活 (朝鮮)	一四
三八	甲午軍政實記		写	一〇
三九	叢言		写	九
四〇	本朝紀略	耕漁齋	朝鮮写	一七

平成二十三年五月二十七日 参議院会議録第十八号

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

四一	講義説話		朝鮮写	八〇
四二	龍語	金椿	朝鮮木活	一八
四三	紀年便覧	李万運	朝鮮写	四
四四	古都微	韓在濂	朝鮮木活	三
四五	東文選	徐居正等	朝鮮版	五四
四六	熙朝軼事	李慶民	清 同治五銅活(朝鮮)	一
四七	奮忠紆難錄	釈惟政 申維翰編	清 乾隆版(朝鮮)	一
四八	經世補篇	申翊聖	朝鮮写	九
四九	昨非庵日纂	明 鄭瑄 清 沈振宸編 沈延齡校	朝鮮写	四
五〇	孤樹裏談	明 李默	朝鮮写	一〇
五一	桐巢漫錄	南夏正	朝鮮写	二
五二	青野漫輯	李喜謙	朝鮮写	一〇
五三	星湖僊説	李漢	朝鮮写	四
五四	青邱漫輯		朝鮮写	六
五五	必東錄		朝鮮写	三
五六	朴氏殉忠錄	朴圭錫	朝鮮木活	一
五七	驚州雜錄	洪重寅	清 道光三写(朝鮮)	一一
五八	東史輯略	金沢栄 魚允迪校	韓 光武六鉛印	三
五九	桂苑筆耕	新羅 崔致遠	清 道光一四銅活(朝鮮)	四
六〇	鉄城聯芳集	李陸編等	朝鮮版	三
六一	樂全堂集	申翊聖	清 康熙銅活(朝鮮)	七
六二	生六臣集	趙永基	清 道光一三銅活(朝鮮)	三
六三	松雲大師表忠錄	釈南鵬	朝鮮版	一
六四	芝湖集	李選	清 咸豐六木活(朝鮮)	六

合計 百五十部千二百五冊

六五	選川集	崔鳴吉	朝鮮版	六
六六	簡易集	崔昱	明 崇禎四版(朝鮮)	九
六七	燃藜集	李肯翊編	朝鮮写	一七
六八	勉庵集	崔益鉉 崔永祚編	韓 木活	二三
六九	大典會通(卷三)	趙斗淳等	清 同治四版(朝鮮)	一
小計		六十九部千三十八冊		

審査報告書

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年五月二十六日

環境委員長 北川イツセイ
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、有害物質による地下水汚染の防止を図るため、指定施設であつて有害物質を貯蔵するもの等に係る構造等について基準を遵守すべきこととするともに、定期点検等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法が国会に提出された会期中の平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による影響が国内外を問わず広がっている現実を直視し、放射性物質による環境汚染については、環境の保全を図るべき環境省が、国民の負託に応える行政を法に基づき遂行できるよう、現行法第二十三条を含む

関連環境法令における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しの検討を含め、体制整備を図ること。

二、放射性物質に係る環境モニタリングに関しては、原子力発電所周辺住民を始めとする国民及び諸外国の信頼を確保するためにも、水、大気、土壌、生態系などの総合的なモニタリングとその結果の評価及び情報公開について、責任及び権限を明確にした制度設計を行うとともに、広範囲で長期間にわたるモニタリングに対応するため、関連する知見の集積や人員確保などの体制整備に努めること。

三、原子力発電所の敷地外で放射性物質に汚染されたがれきや土壌などについては、人の健康や生態系に係る被害を防止するため、関係省庁が連携して早急に処理方法を検討し、適切な保管、管理及び処理を行うための制度構築を早急に図るなど、放射性物質による環境汚染に係る健康被害が起きぬよう最大限努力すること。

四、有害物質使用特定施設等の構造等に関する基準については、地下水汚染の未然防止対策が確実に行われるよう、事業者の取組状況も踏まえ、的確かつ速やかに策定すること。また、基準の遵守を徹底するため、事業者への周知や地方公共団体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。

五、施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所、指定物質に係る指定施設等についても、ガイドラインの策定等により地下水汚染の未然防止対策の推進を図ること。また、ガソリン等の貯蔵施設が原因となつて地下水汚染が発生した場合にも効果的な対応が行われるよう、地方公共団

体に対する指導に努めること。

六、地域住民の安全・安心を確保するため、日頃からのリスクコミュニケーションの推進に加え、地下水汚染が発生した場合の速やかな情報公開の重要性について事業者の理解が促進されるよう努めること。また、リスク管理の観点から、排出段階における濃度規制のみでなく、有害物質の代替化や低減により環境中に排出される有害物質の総量を減らしていく取組を促進すること。

七、汚水処理システムについては、地方行財政改革の中、より一層の経済合理性が求められることから、市町村設置型浄化槽や浄化槽汚泥濃縮車の積極的導入など、地域のニーズに合致した浄化槽の導入・普及拡大を検討し、効率的なシステムを構築すること。

右決議する。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直人

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

水質汚濁防止法の一部を改正する法律

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「次の事項」の下に「特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。」を加え、第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定施設の設備
第五条に次の一項を加える。

3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者(第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設(指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。)であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造

四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備

五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法

六 その他環境省令で定める事項

第六条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「浸透させるもの」の下に「又は一の施設が有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設となつた際現にその施設を設置している者(当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事を行っている者を含む。)」を、「当該施設が特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、「又は第二項各号」を「第二項各号又は第三項各号」に改める。

第七条の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条中「第五条第一項第四号から第八号まで」を「第五条第一項第四号から第九号まで」に、「又は同条第二項第四号から第八号まで」を、「同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号まで」に改める。

第八条中「第五条」を「第五条第一項若しくは第二項の規定による届出」に改め、「又は前条の規定による届出」の下に「(第五条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)」を加え、「又は第五条」を「又は第五条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、第五条の規定による届出があつた場合(同条第二項の規定による届出があつた場合を除く。又は前条の規定による届出(第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。))があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に

関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第五条第一項若しくは第三項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第八条の二中「第五条」を「第五条第一項の規定による届出」に改め、「による届出」の下に「(同項第四号又は第六号から第九号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)」を加える。

第九条第一項中「特定施設」の下に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を、「構造」の下に「設備」を加える。

第十条中「若しくは同条第二項第一号」を、「第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項第一号」に改め、「特定施設」の下に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を加える。

第十一条第一項中「特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同条第二項中「係る特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を、「当該特定施設」の下に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を加える。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)

第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者(当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。)又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の

地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

第十三条の三を第十三条の四とし、第十三条の二の次に次の一条を加える。

第十三条の三 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第十二条の四の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第十二条の四の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。))に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、は、当該基準の適用の日から六月間(当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間)は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき(当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。

第十四条に次の一項を加える。
5 有害物質使用特定施設を設置している者又は

有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第十四条の三第一項中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場(以下この条及び第二十二条第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。))」を、「当該特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同条第二項中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同条第三項中「特定事業場の」を「特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の」に、「又はその敷地」を「若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地」に改め、「当該特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加える。

場若しくは有害物質貯蔵指定事業場」に、「又は設置者」を「若しくは設置者」に、「特定施設の」を「特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の」に、「特定施設その他」を「特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他」に改める。

第二十三条第二項の表第一号中「鉱山から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者」を「鉱山の設置者(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。))」に改め、同表第十号を同表第十三号とし、同表第九号を同表第十二号とし、同表第八号中「第十四条の二第二項」を「第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項」に改め、同表第十一号とし、同表第七号中「事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者」を「事業場の設置者(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。))」に改め、同表第九号とし、同表の次に次のように加える。

十 廃油処理施設である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者	当該有害物質使用特定施設	第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項
---	--------------	--

第二十三条第二項の表第六号を同表第八号とし、同表第五号中「第十四条の二第二項」を「第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項」に改め、同表第七号とし、同表第四号中「事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者」を「事業場の設置者(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。))」に改め、同表を同表第五号とし、同表の次に次のように加える。

六 電気工作物である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者	当該有害物質使用特定施設	第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項
--	--------------	--

などして、当分の間一年ごとに当委員会に対し報告すること。

右決議する。

民法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月二十八日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 西岡 武夫殿

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七百六十六条第一項中「その他」を「父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

第七百六十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者」を「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定め」に改め、「その他」の下に「子の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

第七百九十七条第二項に後段として次のように加える。

養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。
第八百二十条中「者は、」の下に「子の利益のため」を加える。

第八百二十二条第一項中「者は、」の下に「第八百二十条の規定による監護及び教育に」を加え、「自ら」を削り、「懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れる」を「懲戒する」に改め、同条第二項を削る。

第八百三十四条を次のように改める。

(親権喪失の審判)

第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は檢察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができ。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。

第八百三十四条の次に次の一条を加える。

(親権停止の審判)

第八百三十四条の二 父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は檢察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができ。

2 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込

まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、二年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。
第八百三十五条を次のように改める。

(管理権喪失の審判)

第八百三十五条 父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は檢察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができ。

第八百三十六条の見出しを「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し」に改め、同条中「前二条」を「第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項又は前条」に、「前二条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告」を「それぞれ親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改める。

第八百四十条に次の二項を加える。

2 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができる。

3 未成年後見人を選任するには、未成年後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年後見人との利害関係の有無(未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年後見人との利害関

係の有無)、未成年後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

第八百四十一条中「父又は母が」を「父若しくは母が」に、「親権を失った」を「父若しくは母について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があつた」に改める。

第八百四十二条を次のように改める。

第八百四十二条 削除

第八百四十九条の見出しを「後見監督人の選任」に改め、同条中「前条の規定により指定した未成年後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、家庭裁判所は、未成年後見人」を「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人に、「未成年後見人」を「後見人」に、「未成年後見監督人」を「後見監督人」に改め、後段を削る。

第八百四十九条の二を削る。

第八百五十二条中「第八百四十三条第四項」及び「第八百五十九条の二、第八百五十九条の三を削り、「後見監督人」を「後見監督人について、第八百四十条第三項及び第八百五十七条の二の規定は未成年後見監督人について、第八百四十三条第四項、第八百五十九条の二及び第八百五十九条の三の規定は成年後見監督人」に改める。

第八百五十七条ただし書中「未成年後見人を懲戒場に入れ」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第八百五十七条の二 未成年後見人が数人ある

ときは、共同してその権限を行使する。

2 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる。

3 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

4 家庭裁判所は、職権で、前二項の規定による定めを取り消すことができる。

5 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(家事審判法の一部改正)

第二条 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項甲類第九号を次のように改める。

九 削除

第九条第一項甲類第十二号中「親権又は管理権の喪失の宣告」を「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改め、同類第十四号中「第四百四十条」を「第四百四十条第一項若しくは第二項」に改め、「第四百四十九条の二」を削り、同類第十八号中「民法」の下に「第八百五十七條の二第二項から第四項まで(同法第八百五十二條において準用する場合を含む。又は)を加え、「成年後見人、成年後見監督人」を「後見人、後見監督人」に改め、同項乙類第四号中「第

七百六十六條第一項又は第二項」を「七百六十六條第二項又は第三項」に、「その他」を「その他の」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十七條第六項」の下に「第三十三條第五項」を加え、同条第七項中「第二十七條第六項」の下に「第三十三條第五項」を加え、「がん具」を「玩具」に改める。

第二十七條の三中「第三十三條」の下に「第三十三條の二」を加える。

第三十條の二中「限る。」の下に「第三十三條の八第二項、」を加え、「第四十七條第二項」を「第四十七條」に改める。

第三十三條に次の一項を加える。

前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る第二十八條第一項の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三條の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。

第三十三條の二第一項中「そこなう虞」を「損なうおそれ」に改め、同条第二項中「虞」を「おそれ」に改め、同条第四項中「六箇月」を「六月」に

改め、同条を第三十三條の二とし、第三十三條の次に次の一條を加える。

第三十三條の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法明治二十九年法律第八十九号(第七百九十七條の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない)。

児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

第三十三條の七を次のように改める。

第三十三條の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(以下「児童等」という。)の親権者に係る民法第八百三十四條本文、第八百三十四條の二第一項、第八百三十五條又は第八百三十六條の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれら

の審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三條の八第一項中「及び未成年後見人」を削り、同条第二項中「児童福祉施設に入所中」を「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中若しくは児童福祉施設に入所中の児童等又は一時保護中」に改める。

第三十四條の十九第一項中「各号」の下に「同居人にあつては、第一号を除く。」を加え、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二項中「について前項各号」を「又はその同居人が前項各号(同居人にあつては、同項第一号を除く。に、「これらの者」を「当該養育里親」に改める。

第四十七條第一項中「の児童」を「の児童等」に改め、同条第二項中「受託中の児童」を「受託中の児童等」に、「その児童」を「その児童等」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七條の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第四十七條に次の二項を加える。

前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができ。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

(戸籍法の一部改正)

第四条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第七十九条中「協議に代わる裁判」を「協議に代わる審判」に、「若しくは親権者変更」を「又は親権者変更」に改め、「又は父母の一方が親権若しくは管理権の喪失の宣告を受け他の一方がその権利を行う場合」を削り、「親権又は管理権の喪失の宣告」を「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改める。

第八十一条第一項中「届出は、」の下に「同法第八百三十九条の規定による指定をされた」を加え、同条第二項中「記載しなければ」を「記載し、未成年後見人の指定に関する遺言の謄本を添付しなければ」に改める。

第八十二条及び第八十三条を次のように改める。

第八十二条 未成年後見人が死亡し、又は民法第八百四十七条第二号から第五号までに掲げ

る者に該当することとなつたことによりその地位を失つたことによつて未成年後見人が欠けたときは、後任者は、就職の日から十日以内に、未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければならない。

数人の未成年後見人の一部の者が死亡し、又は民法第八百四十七条第二号から第五号までに掲げる者に該当することとなつたことによりその地位を失つたときは、他の未成年後見人は、その事実を知つた日から十日以内に、未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければならない。

未成年者、その親族又は未成年後見監督人は、前二項の届出をすることができる。

届書には、未成年後見人がその地位を失つた原因及び年月日を記載しなければならない。

第八十三条 削除

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中児童福祉法第三十四条の十九の改正規定 公布の日

二 附則第二十二條の規定 施行日又は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日のいずれか遅い日

三 附則第四十八條中高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第六條第一項第四号及び第二十六條第一項第二号イの改正規定 施行日又は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日のいずれか遅い日

四 附則第五十七條の規定 施行日又は賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日のいずれか遅い日

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の民法(次条において「新法」という。)の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改正前の民法(次条において「旧法」という。)の規定により生じた効力を妨げない。

(親権及び管理権の喪失の宣告に関する経過措置)

第三条 旧法第八百三十四条の規定による親権の喪失の宣告は新法第八百三十四条本文の規定による親権喪失の審判と、当該親権の喪失の宣告を受けた父又は母は当該親権喪失の審判を受けた父又は母とみなす。

2 旧法第八百三十五条(破産法(平成十六年法律第七十五号)第六十一条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による管理権の喪失の宣告は新法第八百三十五条(破産法第六十一条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による管理権の喪失の宣告とみなす。

合を含む。次項において同じ。)の規定による管理権喪失の審判と、当該管理権の喪失の宣告を受けた父又は母は当該管理権喪失の審判を受けた父又は母とみなす。

3 旧法第八百三十四条又は第八百三十五条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の請求(この法律の施行前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。)は、新法第八百三十四条本文又は第八百三十五条の規定による親権喪失又は管理権喪失の審判の請求とみなす。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に行われている第三条の規定による改正前の児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護については、施行日に当該一時保護が開始されたものとみなして、第三条の規定による改正後の児童福祉法(次条第一項において「新児童福祉法」という。)第三十三条第五項の規定を適用する。

(調整規定)

第五条 施行日が平成二十四年四月一日前である場合には、施行日から同年三月三十一日までの間における新児童福祉法第四十七条第五項の規定の適用については、同項中「通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは」とあるのは「施設給付決定、保育の実施等又は」と、「又は保育の実施等を行つた」とあるのは「を行つた」とする。

2 前項に規定する場合において、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に

関する法律(平成二十二年法律第七十一号)第五条のうち児童福祉法第四十七条第二項の改正規定中「第四十七条第二項」とあるのは、「第四十七条第三項」とする。

(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に生じた事由であつて、第四条の規定による改正前の戸籍法第七十九条において準用する同法第六十三条第一項の規定並びに同法第八十一条及び第八十二条(これらの規定を同法第八十五条において準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならぬとされているものについての届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(学校教育法の一部改正)

第七条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第百四十四条に次の一項を加える。

法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

(職業安定法の一部改正)

第八条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号ただし書中「前各号」の下に「及び次号」を加える。

(船員職業安定法の一部改正)

第十条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(刑事訴訟法及び刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「親権者が二人」を「二人以上」に改める。

一 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二十八号

二 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)第九条第二項

(少年法の一部改正)

第十二条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の七第二項中「第三十三号」の下に「第三十三号の二」を加える。

第三十一条の二第二項第一号中「住居」の下に「法定代理人が法人である場合においては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地」を加える。

(建設業法の一部改正)

第十三条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「法定代理人」の下に「(法人である場合においては、当該法人及びその役員)」を加える。

第八条第七号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第九号中「前各号」の下に「又は次号(法人でその役員のうち第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)」を加える。

(古物営業法の一部改正)

第十四条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号ただし書中「前各号」の下に「及び第八号」を加える。

(測量法の一部改正)

第十五条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。

(屋外広告物法の一部改正)

第十六条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「二まで」の下に「又は八」を加える。

(質屋営業法の一部改正)

第十七条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第一項」を「前条第一

項」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第四号ただし書中「のいずれか又は第六号」を「第六号及び第九号のいずれにも」に改める。

第二十五条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「第三条第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同項第三号中「又は」を「若しくは」に、「とき」を「とき又は質屋の法定代理人が法人である場合においてその業務を行う役員のうち同項第一号若しくは第三号から第六号までのいずれかに該当した者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に第五条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に他の法令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者があるに至つたとき」に改める。

(建築士法の一部改正)

第十八条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二

号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の四第一項第五号、同条第二項第

二号及び第二十六条第一項第二号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合にお

いては、その役員を含む。)」を加える。

(商品先物取引法の一部改正)

第十九条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第

二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号八中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ル中「又まで」の下に「又はヲ」を加える。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第二十条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第二号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

(港湾運送事業法の一部改正)

第二十一条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第二十二条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の六第二項第七号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(道路運送法の一部改正)

第二十三条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

第四十九条第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

第七十九条の四第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

(道路運送車両法の一部改正)

第二十四条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「又はロ」を「ロ又はニ」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第二十五条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第六号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

第六十五条第二項第六号及び第六十六条第一項第二号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(旅行業法の一部改正)

第二十六条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第四号中「前三号」の下に「又は第六号」を加える。

(自動車ターミナル法の一部改正)

第二十七条 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

(商業登記法の一部改正)

第二十八条 商業登記法(昭和三十八年法律第一百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「住所」の下に「並びに当該後見人が未成年後見人又は成年後見人のいずれであるかの別」を加え、同項第五号中「数人の」の下に「未成年後見人が共同してその権限を行使するとき、又は数人の」を加え、同項第六号中「成年後見人」を「後見人」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 数人の未成年後見人が単独でその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨

(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行の際現にされている後見人の登記(前条の規定による改正前の商業登記法第四十条第一項第一号に掲げる事項に限る。)については、前条の規定による改正後の商業登記法第四十条第一項各号に規定する事項の変更の登記をするまでの間は、なお従前の例による。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第三十条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第三十一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十

二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ホ中「八まで」を「二まで」に改める。

(小型船舶造船業法の一部改正)

第三十二条 小型船舶造船業法(昭和四十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第三十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第五項第四号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号チ中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)」を加える。

(警備業法の一部改正)

第三十四条 警備業法(昭和四十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第八号ただし書中「前各号」の下に「及び第十号」を加える。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第三十五条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第四号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、

官 報 (号 外)

同号八中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人であるときは、当該法人又はその役員)」を加える。

第三十二条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(貸金業法の一部改正)

第三十六条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「氏名」の下に「、商号又は名称」を加える。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第八号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(浄化槽法の一部改正)

第三十七条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

第三十六条第二号リ中「チまで」の下に「又は」を加える。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第三十八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第九号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第三十九条 施行日が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日前である場合には、前条(見出しを含む。)中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」と、「同条第九号」とあるのは「同条第五号」とする。

(鉄道事業法の一部改正)

第四十条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。

(港湾労働法の一部改正)

第四十一条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正)

第四十二条 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名)」を加える。

る。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第六号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第四十三条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五号第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

(保険業法の一部改正)

第四十四条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二百七十九号第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第八号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第四十五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六号の七第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

第四十六条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第二十二号第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その商

号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)」を加える。

第二十四条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(マシンの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第四十七条 マシンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)」を加える。

第四十七号第七号及び第八十二号第六号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正)

第四十八条 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)」を加える。

第八号第一項第六号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

第二十六号第一項第二号イ中「法定代理人」の下に「(法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第四十九条 施行日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前となる場合には、前条のうち高齢者の居住の安定確保に関する法律第八條第一項第六号の改正規定中「第八條第一項第六号」とあるのは、「第七條第一項第三号」とする。

(自動車運転代行の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第五十条 自動車運転代行の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号ただし書中「前各号」の下に「及び第八号」を加える。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第五十一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名。第五十四條第一項第四号において同じ。)」を加える。

第四十五條第一項第六号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第五十六條第一項第六号において同じ。)」を加える。

第六十一條第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その名

称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第六十八條第一項第五号において同じ。)」を加える。

第六十二條第一項第二号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号口中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)

第五十二條 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「及び」を「並びに」に改め、「前各号」の下に「及び次号」を加える。

(人事訴訟法の一部改正)

第五十三條 人事訴訟法(平成十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項及び第四項中「その他」を「その他の」に改める。

(破産法の一部改正)

第五十四條 破産法の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第五十六條 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(質借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律の一部改正)

第五十七條 質借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四号中「氏名」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及びその役員の氏名)」を加える。

第六條第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第八号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

審査報告書

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右は全会一致をもって是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年五月二十六日

総務委員長 藤末 健三
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、放送法第四十條第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成二十年度決算書類である。

この決算書類によれば、同年度の貸借対照表の一般勘定については、平成二十一年三月三十一日現在、資産合計は八千二百三十五億円、負債合計は二千七百二十九億円、純資産合計は五千五百五億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は六千六百十六億円、経常事業支出は六千二百八十八億円となっており、経常事業収支差金は三百二十七億円となっている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右

国会に提出する。

平成二十二年二月九日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

日本放送協会平成20年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

21 検 第 791 号
平成21年11月11日

内閣総理大臣
鳩山由紀夫殿

会計検査院長
西村 正紀閣

日本放送協会平成20年度財務諸表等の検査を行った旨の通知及び同書類の回付について
日本放送協会平成20年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書等の検査を行ったので、その旨を通知し、同書類を回付します。

なお、本院は、検査の結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として「コンピュータサービスの調達に当たり、特定調達に該当するものを踏まえ、透明性、公正性及び競争性が確保された契約事務を実施するよう改善させたもの」を平成20年度決算検査報告に掲記した。

1 平成20年度財産目録

財 産 目 録
平成21年3月31日現在

(協 会 全 体)

科 目	内		合 計
	摘	要 金 額	
(資産の部)		千円	千円
流動資産	現金	157,998	185,277,842
及び預金	預金	75,083,458	75,241,457
	定期預金ほか		
受信料未収金	受信料未収金	16,047,828	5,263,828

有 価 証 券	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見越額	△	10,784,000	81,598,362
国 債				1,000,000	
政府保証債				5,399,467	
非政府保証債				899,993	
地方債				6,499,157	
事業債				6,799,743	
譲渡性預金				61,000,000	
未放送の番組に係る経費ほか					14,050,734
その他の前払費用				916,573	916,573
未 収 金					7,789,092
その他の流動資産					417,793
固定資産					
有形固定資産					
建物	建物	放送会館、放送所ほか		306,331,142	623,763,796
	減価償却累計額		△	125,990,077	433,833,785
構築物	構築物	空中線設備ほか	△	148,641,869	180,341,064
	減価償却累計額		△	88,757,157	
機械及び装置	機械及び装置	放送設備ほか		770,496,915	151,697,431
	減価償却累計額		△	618,799,484	

車両及び運搬具	車両及び運搬具 減価償却累計 額	中 継 車 ほか	8,611,864 △ 6,531,125	2,080,739	その他の出資そ の他の資産	その他の長期前 払費用	放送所敷地賃借 料未経過分ほか	126,847	2,422,731
器 具	器 具 減価償却累計 額	楽器、事務用器 具ほか	5,144,412 △ 3,517,437	1,626,974	特 定 資 産 放送債券償還積 立資産	差 入 保 証 金 その他の資産	事務室賃借保証 金ほか 建 設 協 力 金	1,852,363 570,368	13,400,000 13,400,000
土 地		放送会館敷地、 放送所敷地ほか	36,094,524	36,094,524			放送債券償還資 金積立金	4,800,000	
建 設 仮 勘 定		地上デジタルテ レビジョン放送 設備ほか	2,108,338	2,108,338			債 権 国 債 政 府 保 証 債 非 政 府 保 証 債 事 業 債	3,700,000 500,000 4,400,000	
無 形 固 定 資 産			2,052,559	2,052,559	資 産 合 計 (負債の部)			822,441,638	
無 形 固 定 資 産	施 設 利 用 権	国際放送送信設 備利用権ほか	168,995	2,052,559	流 動 負 債 一年以内に返済 する長期借入金 一年以内に償還 する放送債券 未 払 金			195,414,929	
出資その他の資産 長期保有有価証 券	ソフトウェア その他の無形固 定資産	地 上 権	1,842,786 40,777	187,877,452 174,741,939	未 払 費 用	その他の未払金	番組制作経費、ほ か 設備整備経費ほか	42,346,805	42,346,805
出 資		国 債 政 府 保 証 債 非 政 府 保 証 債 地 方 債 事 業 債 円 貨 建 外 債	11,468,340 37,968,983 35,836,029 20,571,545 67,897,040 1,000,000			契約収納事務費 放送債券利息 その他の未払費 用	電力料、回線料 ほか 翌年度分受信料 の収納額	5,228,616 116,588 19,580,595	24,925,801
	関連会社出資	(株)NHKエン タープライズほ か	10,332,032	10,585,932	受 信 料 前 受 金			119,828,120	
	その他の出資	福岡タワー(株)ほ か	253,900		短期リース債務 その他の流動負 債			413,703	1,594,498
長期前払費用				126,847	前 受 収 益	施設利用料ほか		22,302	

)

(外) 監 査 証 明 書

(負債の部)			
流動負債	債 債		
一年以内に返済する長期借入金	金	306,000	
一年以内に償還する放送債券	金	6,000,000	
未払金	金	42,346,805	
未払費用	金	24,925,801	
受信料前受金	金	119,828,120	
短期リース負債	金	413,703	
その他の流動負債	金	1,594,498	
流動負債合計	金	195,414,929	23.7
固定負債	債 債		
放送設備	金	20,000,000	
退職給付引当金	金	33,399,214	
役員退任引当金	金	183,530	
国際催事放送権料引当金	金	22,103,040	
長期リース負債	金	1,035,052	
その他の固定負債	金	1,064,351	
固定負債合計	金	77,785,188	9.5
負債合計	金	273,200,117	33.2
(純資産の部)	資 資		
資本	本 本		
承継資産	本 本	163,375	
固定資産	本 本	430,350,937	
剰余金	金 金	118,727,208	
繰越剰余金	金 金	118,727,208	
純資産合計	金 金	549,241,520	66.8
負債純資産合計	金 金	822,441,638	100.0

注 平成20年度末における繰越剰余金1,187億2,720万8千円のうち、平成21年度において、固定資産充当資本に33億7,800万円を組み入れます。
これにより、固定資産充当資本は4,337億2,893万7千円、繰越剰余金は1,153億4,920万8千円となります。

(一般勘定)			
科 目	内 訳	金 額	構 成 比
(資産の部)	千円	千円	%
流動資産			
現金及び預金	16,047,828	75,241,457	
受信料未収金	10,784,000	5,263,828	
未収受信料欠損引当金	△	81,598,362	
有価証券		14,050,734	
番組組込勘定費用		912,439	
番組リース勘定短期貸付金		1,311,722	
受託業務等勘定短期貸付金		45,306	
未収金		7,655,408	
その他の流動資産		417,793	
流動資産合計		186,497,052	22.6
固定資産			
建物	306,331,142	180,341,064	
構築物	△ 125,990,077		
機械及び装置	148,641,869	59,884,711	
減価償却累計額	△ 88,757,157		
車両運搬具	770,496,915	151,697,431	
減価償却累計額	△ 618,799,484		
器具	8,611,864	2,080,739	
減価償却累計額	△ 6,531,125		
土地	5,030,061	1,524,002	
減価償却累計額	△ 3,506,058	36,094,524	
有形固定資産合計		2,108,338	
		433,730,812	52.7

無形固定資産	2,052,559		
無形固定資産合計	2,052,559	0.3	
出資その他の資産	174,741,939		
長期保有有価証券	10,585,932		
出			
関係会社に出資	10,332,032		
その他	253,900		
長期前払費用	82,514		
その他の出資その他の資産	2,422,731		
出資その他の資産合計	187,833,118	22.8	
固定資産合計	623,616,491	75.8	
特			
放送債券償還積立資産	13,400,000		
特定資産合計	13,400,000	1.6	
資産合計	823,513,543	100.0	
(負債の部)			
流動			
一年以内に返済する長期借入金	306,000		
一年以内に償還する放送債券	6,000,000		
未払	42,217,616		
未払費用	24,925,801		
受信料前受金	119,828,120		
短期リース債務	385,839		
その他の流動負債	1,594,199		
流動負債合計	195,257,576	23.7	
固定負債			
放送債	20,000,000		
退職給付引当金	33,399,214		
役員退任引当金	183,530		
国際催事故送権料引当金	22,103,040		

長期リース債務	954,796	
その他の固定負債	1,064,351	
固定負債合計	77,704,932	9.4
負債合計	272,962,508	33.1
(純資産の部)		
資本		
承継資本	163,375	
固定資産充当資本	430,350,937	
剰余金	120,036,722	
繰越剰余金	120,036,722	
純資産合計	550,551,035	66.9
負債純資産合計	823,513,543	100.0

注 平成20年度末における繰越剰余金1,200億3,672万2千円のうち、平成21年度において、固定資産充当資本に33億7,800万円を組み入れます。

これにより、固定資産充当資本は4,337億2,893万7千円、繰越剰余金は1,166億5,872万2千円となります。

なお、繰越剰余金1,166億5,872万2千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

(番組アーカイブ業務勘定)

科、目	内訳	金額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%
流動資産			
前払費用		4,134	
未収資産		79,960	
流動資産合計		84,095	36.3
固定資産			
有形固定資産			
器具	114,350		
減価償却累計額	△ 11,378		
		102,972	

有形固定資産合計	102,972	
その他の資産	44,333	
長期前払資産	44,333	
その他の資産	147,305	63.7
固定資産合計	231,400	100.0
(負債の部)		
流動負債		
一般勘定短期借入金	1,311,722	
未払	121,071	
短期流動負債	27,864	
流動負債合計	1,460,658	631.2
固定負債		
長期固定負債	80,256	
固定負債合計	80,256	34.7
固定負債合計	1,540,914	665.9
(純資産の部)		
資本		
欠損	△ 1,309,514	
繰越欠損	△ 1,309,514	
純資産合計	△ 1,309,514	565.9
負債純資産合計	231,400	100.0

(受託業務等勘定)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資産の部)			
流動資産		53,722	
流動資産合計		53,722	100.0
流動資産合計		53,722	100.0

(負債の部)		
流動負債		
一般勘定短期借入金	45,306	
未払	8,117	
その他の流動負債	298	
流動負債合計	53,722	100.0
(純資産の部)		
資本		
繰越剰余金	53,722	
純資産合計	53,722	100.0

3 平成20年度損益計算書

損 益 計 算 書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(協 会 全 体)

科 目	金 額	千円
経常事業収入	649,446,026	662,402,890
受取利息	3,339,695	
交際金	50,720	
規 則 料 収 入	7,698,071	
副 次 収 入	1,868,377	
受託業務等収入	272,652,656	630,996,601
経常事業支出	10,693,283	
国内国際放送費	1,089,885	
既 託 業 務 等 費	715,981	

)

別 収 支	未収受信料欠損引当金戻入益	358,297	
	その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 その他の特別支出	6,060 199,176 2,989,759 6,919	3,195,855
当期事業収支差金			27,589,070

当期事業収支差金		27,589,070
資本収支差金		3,378,000
事業収支差金		24,211,070

(番組フォーマイフ業務勘定)

科	目	金 額	
			千円
経常事業収支	経常事業収入	50,720	50,720
	経常事業支出	1,112,912	1,416,979
	経常事業配信費	138,000	
	経常事業組費	93,020	
	経常事業退職手当・厚生費	35,352	
	経常事業退職金	26,312	
	経常事業減価償却費	11,378	
	経常事業収支差金	△	1,366,258
	経常事業外収入		56,744
	経常事業外収支差金		56,644
経常事業収支差金		△	1,309,514
当期事業収支差金		△	1,309,514

(受託業務等勘定)

科	目	金 額	
			千円
経常事業収支	経常事業収入	1,868,377	1,868,377
	経常事業支出	1,576,781	1,576,781
	経常事業収支差金		291,595
経常事業外収支差金			50,678
当期事業収支差金			240,917

当期事業収支差金		240,917
一般勘定への繰入れ		240,917
事業収支差金		—

4 平成20年度資本等変動計算書

資本等変動計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(協 会 全 体)

(単位 千円)

科	目	資 本			純資産合計
		承継資本	固定資産 充当資本	剰余金 繰越剰余金	
前 期 末 残 高		163,375	429,521,579	93,277,009	522,961,965
当 期 本 支 出 充 当		—	829,357	△ 829,357	—

当期事業収支差金	—	26,279,555	26,279,555
当期変動額合計	—	829,357	25,450,198
当期末残高	163,375	430,350,937	118,727,208
当期末残高	163,375	430,350,937	549,241,520

(一般勘定)

(単位 千円)

科 目	資 本		純資産合計
	承継資本	固定資産 充当	剰余金 繰越剰余金
前 期 末 残 高	163,375	429,521,579	93,277,009
当期変動額	—	829,357	△ 829,357
当期事業収支差金	—	—	27,589,070
当期変動額合計	—	829,357	26,759,712
当期末残高	163,375	430,350,937	120,036,722
当期末残高	163,375	430,350,937	550,551,035

(番組ワークアウト業務勘定)

(単位 千円)

科 目	純 資 産	
	資 本	剰余金
前 期 末 残 高	—	—
当期変動額	—	—
当期事業収支差金	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
当期末残高	—	—

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

科 目	純 資 産	
	資 本	剰余金
前 期 末 残 高	—	—
当期変動額	—	—
当期事業収支差金	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
当期末残高	—	—

5 平成20年度キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(協 会 全 体)

(単位 千円)

区 分	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	26,279,555
当期事業収支差金	69,813,158
減価償却費	35,896
長期前払費用の償却額	7,024,820
退職給付引当金の増減額	3,658
役員退任引当金の増減額	5,086,220
未収受信料欠損引当金の増減額	△ 3,514,266
国際催事放送権料引当金の増減額	—

受取利息及び受取配当金	△	9,558,499
支 払 利 息		454,163
固定資産売却益	△	1,293,239
固定資産受贈益	△	12,727
固定資産除却損		2,989,759
固定資産売却損		199,176
減 損 損 失		4,419
受信料未収金の増減額		3,941,834
番組助定の増減額	△	2,842,360
未収金の増減額	△	984,328
受信料前受金の増減額		2,456,143
未収消費税の増減額	△	813,746
未払消費税の増減額	△	1,756,227
未払金の増減額	△	486,050
そ の 他	△	197,857
事業活動によるキャッシュ・フロー		93,678,276
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	54,000,000
定期預金の払戻による収入		44,000,000
有価証券の取得による支出	△	58,500,000
有価証券の売却・償還による収入		86,994,977
関係会社株式の取得による支出	△	200,000
関係会社株式の売却による収入		485
固定資産の取得による支出	△	75,107,237
固定資産の売却による収入		1,516,777
長期保有有価証券の取得による支出	△	54,255,596
差入保証金の増減額	△	358,437
利息及び配当金の受取額		9,405,650
そ の 他		112,754
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	100,390,626

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額	△	36,000
長期借入金の返済による支出	△	778,000
リース債務返済による支出	△	120,624
利息の支払額	△	454,728
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	1,389,352
Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額	△	8,101,702
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高		131,343,159
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高		123,241,457

注 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に表示されている科目の金額との関係
現金及び現金勘定 75,241,457千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △ 10,000,000千円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 58,000,000千円

現金及び現金同等物 123,241,457千円

2 未収受信料欠損引当金及び受信料未収金の増減額には、平成20年度における受信料収入の計上方法の見直しに伴う影響額を控除しており、その金額は次のとおりであります。
未収受信料欠損引当金の増減額 △ 25,887,779千円
受信料未収金の増減額 25,887,779千円

3 平成20年度において貸借対照表の表示方法を変更した科目(番組勘定、役員退任引当金、国際催事放送権利引当金及び差入保証金)については、変更後の科目による増減額を表示しております。

6 平成20年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書

1 決 算 概 説

日本放送協会(以下「協会」という。)は、平成20年度の事業運営にあたり、経営環境が大きく変化する中で、「平成18年度～20年度 NHK経営計画」を踏まえ、業務全般にわたり適正かつ効率的な運営を図りつつ、事業計画を着実に実施しました。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送

の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえるべく、オンラインブック・パブリック・プログラム北京大会や北海道洞爺湖サミット等の取材・放送や地域放送を通じた放送サービスの充実、視聴者との結びつきの強化、海外への情報発信の強化、調査研究の推進等各部門の事業活動を積極的に進めました。また、平成23年度の地上テレビジョン放送の完全デジタル化に向け、デジタル中継局の整備など地上デジタルテレビジョン放送の推進と普及促進を図り、平成20年度末における世帯カバー率は96.9%に達しました。さらに、協会のガバナンスの強化等を柱とする改正放送法が平成20年4月1日に施行されたことを受けて、新たなガバナンス体制の下で業務を執行するとともに、協会が放送した放送番組等を電気通信回線を通じて利用者負担により提供する業務のサービス（NHKオンデマンド）を12月に開始したほか、国際放送及び委託協会国際放送業務を新たに邦人向け又は外国人向けの放送として実施しました。

次期3か年の経営の基本方針として、10月、3年後の協会への接触者率80%、受信料の支払率75%等とする経営目標を掲げた「平成21～23年度 NHK経営計画」を策定し、公表しました。

協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりであります。

協会全体の平成20年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額8,224億4,163万8千円に対し、負債総額は2,732億11万7千円であり、純資産総額は5,492億4,152万円であります。

次に、平成20年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,624億289万円に対し、経常事業支出は6,309億9,660万1千円で、差し引き経常事業収支差金は314億628万8千円であり、これに経常事業外収支差金△36億120万1千円を加えた経常収支差金は278億508万7千円であります。これに特別収入16億7,032万3千円を加え、特別支出31億9,585万5千円を差し引いた当期事業収支差金は262億7,955万5千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は33億7,800万円、事業収支剰余金は229億155万5千円であります。

次に、平成20年度中のキャッシュ・フローの状況をキャッシュ・フロー計算書でみると、事業活動によるキャッシュ・フローは936億7,827万6千円であり、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,003億9,062万6千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△13億8,935万2千円であります。現金及び現金同等物の残高は、年度当初は1,313億4,315万9千円でありましたが、81億170万2千円減少し、年度末では1,232億4,145万7千円となっております。

一般勘定、番組アーカイブ業務勘定及び受託業務等勘定の各勘定における平成20年度末の資産、負債及び純資産の状況並びに平成20年度中の損益の状況は次のとおりであります。

「一般勘定」の平成20年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産

総額8,235億1,354万3千円に対し、負債総額は2,729億6,250万8千円であり、純資産総額は5,505億5,103万5千円であります。

次に、平成20年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,616億1,068万8千円に対し、経常事業支出は6,288億8,881万9千円で、差し引き経常事業収支差金は327億2,186万9千円であり、これに経常事業外収支差金△36億726万8千円を加えた経常収支差金は291億1,460万1千円であります。これに特別収入16億7,032万3千円を加え、特別支出31億9,585万5千円を差し引いた当期事業収支差金は275億8,907万円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は33億7,800万円、事業収支剰余金は242億1,107万円であります。なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

「番組アーカイブ業務勘定」の平成20年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額2億3,140万円に対し、負債総額は15億4,091万4千円であり、純資産総額は△13億951万4千円であります。

次に、平成20年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入5,072万円に対し、経常事業支出は14億1,697万9千円で、差し引き経常事業収支差金は△13億6,625万8千円であります。これに経常事業外収支差金5,674万4千円を加えた経常収支差金は△13億951万4千円であり、当期事業収支差金も同額の△13億951万4千円であります。この当期事業収支差金は、欠損金として繰り越します。

「受託業務等勘定」の平成20年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額5,372万2千円に対し、負債総額は5,372万2千円であります。

次に、平成20年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入18億6,837万7千円に対し、経常事業支出は15億7,678万1千円で、差し引き経常事業収支差金は2億9,159万5千円であり、これに経常事業外収支差金△5,067万8千円を加えた当期事業収支差金は2億4,091万7千円であり、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れております。

2 財務諸表の作成に関する重要な会計方針

2.1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)によっております。
- (2) 子会社及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法によっております。
- (3) その他有価証券(時価のないもの)……………移動平均法に基づく原価法によっております。

2.2 番組勘定

個別法に基づく原価法によっております。なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

(会計方針の変更) (1) 前年度においては、未放送の番組に係る番組制作費を「前払費用」に計上(11,208,374千円)しておりましたが、放送法施行規則の改正に伴い、当年度より、未放送の番組に係る全ての原価を「番組勘定」に計上しております。この会計処理の変更による当年度の経常事業収支差金、経常収支差金及び当期事業収支差金への影響は軽微であります。 (2) 当年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。なお、この会計基準の適用による当年度の経常事業収支差金、経常収支差金及び当期事業収支差金への影響はありません。 2.3 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) <table><tr><td>「建物」「構築物」「放送衛星」</td><td>定額法によっております。</td></tr><tr><td>「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」</td><td>定率法によっております。</td></tr></table> なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。 <table><tr><td>建 物</td><td>5～50年</td></tr><tr><td>構 築 物</td><td>10～60年</td></tr><tr><td>放 送 衛 星</td><td>10年</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>5～15年</td></tr><tr><td>車両及び運搬具</td><td>4～7年</td></tr><tr><td>器 具</td><td>4～50年</td></tr></table> (2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。 <table><tr><td>施設利用権</td><td>15～20年</td></tr><tr><td>自社利用のソフトウェア</td><td>見込利用可能期間(5年)</td></tr><tr><td>(3) リース資産</td><td></td></tr><tr><td>所有権移転外リース・リース取引に係るリース資産</td><td></td></tr><tr><td>……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</td><td></td></tr><tr><td>2.4 引当金の計上基準</td><td></td></tr><tr><td>(1) 未収受信料欠損引当金……</td><td>当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実績率により計上しております。</td></tr><tr><td>(2) 退職給付引当金……………</td><td>職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務</td></tr></table>	「建物」「構築物」「放送衛星」	定額法によっております。	「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」	定率法によっております。	建 物	5～50年	構 築 物	10～60年	放 送 衛 星	10年	機械及び装置	5～15年	車両及び運搬具	4～7年	器 具	4～50年	施設利用権	15～20年	自社利用のソフトウェア	見込利用可能期間(5年)	(3) リース資産		所有権移転外リース・リース取引に係るリース資産		……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		2.4 引当金の計上基準		(1) 未収受信料欠損引当金……	当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実績率により計上しております。	(2) 退職給付引当金……………	職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務	(3) 役員退任引当金…………… 役員退任手当の支出に備えるため、内規に基づく年度末要支給額を計上しております。 (表示方法の変更) 前年度においては、役員退任引当金相当額を「その他の固定負債」に計上していましたが、放送法施行規則の改正に伴い、当年度より「役員退任引当金」に計上しております。なお、前年度における「その他の固定負債」への計上額は、187,188千円であります。 (4) 国際催事放送権利引当金… スポーツ大会等国際的な催事に関する放送権利の支払いに備えるため、開催地決定時より放送実施までの期間に放送権利の合理的見積額を計上しております。なお、当該科目は、「企業会計原則注解 注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金であります。 (表示方法の変更) 前年度においては、国際催事放送権利引当金相当額を「未払金」に計上していましたが、放送法施行規則の改正に伴い、当年度より「国際催事放送権利引当金」に計上しております。なお、前年度における「未払金」への計上額は、18,588,773千円であります。 2.5 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。 なお、放送法施行規則の規定により、納付消費税は財務費等に含めております。 また、総務省の規定により、財務費の消費税等には固定資産の取得に係る仕入消費税が含まれております。 2.6 固定資産の減損会計 固定資産の減損会計につきましては、放送法施行規則の規定により、「固定資産の減損会計に係る独立行政法人会計基準」によっております。 2.7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅
「建物」「構築物」「放送衛星」	定額法によっております。																																
「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」	定率法によっております。																																
建 物	5～50年																																
構 築 物	10～60年																																
放 送 衛 星	10年																																
機械及び装置	5～15年																																
車両及び運搬具	4～7年																																
器 具	4～50年																																
施設利用権	15～20年																																
自社利用のソフトウェア	見込利用可能期間(5年)																																
(3) リース資産																																	
所有権移転外リース・リース取引に係るリース資産																																	
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																																	
2.4 引当金の計上基準																																	
(1) 未収受信料欠損引当金……	当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実績率により計上しております。																																
(2) 退職給付引当金……………	職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務																																

少なりスシカ負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

2.8 財務諸表の作成に関するその他の重要な会計方針の変更

(受信料収入の計上方法)

受信料については、当年度において、未収金に係る長期未収の認定基準を見直したことにあわせ、売上債権の確実性を確保する観点から、より収納の確実性の高いものについて収入に計上しております。これにより、経常事業収入(受信料)及び経常事業支出(未収受信料欠損償却費)がそれぞれ25,887,779千円減少しております。なお、経常事業収支差金、経常収支差金及び当期事業収支差金への影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用し、当年度より、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。これに伴う経常事業収支差金、経常収支差金及び当期事業収支差金への影響は軽微であります。

2.9 財務諸表の作成に関するその他の表示方法の変更

- (1) 前年度において「その他の流動資産」に含めて表示しておりました差入保証金は、放送法施行規則の改正に伴い、当年度より「その他の出資その他の資産(固定資産)」に含めて表示しております。なお、前年度末における差入保証金の計上額は、2,069,913千円であります。
- (2) 前年度においては、未払費用を「未払金」に含めて表示しておりましたが、放送法施行規則の改正に伴い、当年度より「未払費用」として表示しております。なお、前年度末における未払費用の「未払金」への計上額は、44,411,795千円であります。
- (3) 前年度における「資本の部」は、放送法施行規則の改正に伴い、当年度より「純資産の部」として表示しております。なお、前年度末における「資本の部」の計上額は、522,961,965千円であります。
- (4) 前年度における「前受金」(受託業務等勘定)は、放送法施行規則の改正及び重要性の観点を踏まえ、当年度より「その他の流動負債」に含め「前受収益」として表示しております。なお、前年度末における「前受金」(受託業務等勘定)の計上額は、223千円であります。

3 資産、負債及び純資産並びに損益の状況
3.1 財産目録及び貸借対照表
(一般勘定)

資産の部

平成20年度末の資産総額は、平成19年度末の7,853億334万1千円に比べ382億1,020万2千円増加し、8,235億1,354万3千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区分	平成19年度末		平成20年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動資産	187,204,816	23.8	186,497,052	22.6	△707,764
固定資産	587,298,524	74.8	623,616,491	75.8	36,317,966
特定資産	10,800,000	1.4	13,400,000	1.6	2,600,000
合計	785,303,341	100.0	823,513,543	100.0	38,210,202

流動資産

平成20年度末の流動資産は、平成19年度末の1,872億481万6千円に比べ7億776万4千円減少し、1,864億9,705万2千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区分	分	平成19年度末	平成20年度末	増減
現金及び預金	金	62,333,052	75,241,457	12,908,404
受信料未収金	金	4,119,441	5,263,828	1,144,386
有価証券	金	100,494,977	81,598,362	△18,896,614
番組組助費用	金	—	14,050,734	14,050,734
前払番組費	金	12,055,354	912,439	△11,142,914
番組アークイテ勘定短期貸付金	金	—	1,311,722	1,311,722
受託業務等勘定短期貸付金	金	—	45,306	45,306
未収金	金	5,859,119	7,655,408	1,796,289
その他の流動資産	金	2,342,871	417,793	△1,925,078
合計	金	187,204,816	186,497,052	△707,764

(1) 現金及び預金

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減	
			△	△
現金	515,102	157,998	△	357,104
預金	8,817,949	7,583,458	△	1,234,490
普通定期預金	53,000,000	67,500,000		14,500,000
合 計	62,333,052	75,241,457		12,908,404

(2) 受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減	
			△	△
受信料未収金	45,877,441	16,047,828	△	29,829,613
未収受信料欠損引当金	△ 41,758,000	△ 10,784,000		30,974,000
合 計	4,119,441	5,263,828		1,144,386

<未収受信料欠損引当金の増減内訳>

区 分	平成19年度末	平成20年度末		増 減
		増加額	減少額	
未収受信料欠損引当金	41,758,000	10,784,000	41,758,000	10,784,000

(3) 有価証券

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減	
			△	△
有価証券	100,494,977	81,598,362	△	18,896,614

<有価証券の内訳>

区 分	債券総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国 債	1,000,000	1,000,000	1,000,000	

政府保証債 非政府保証債 地方債 事業債 譲渡性預金	5,400,000 900,000	5,389,400 899,920	5,399,467 899,993	中小企業債券ほか 福祉医療機構債券ほか 東京都公募公債ほか 東京電力㈱社債ほか
合 計	81,600,000	81,568,094	81,598,362	

(4) 番組勘定

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減	
			△	△
番組勘定	—	14,050,734		14,050,734

注 番組勘定の内容は、未放送の番組に係る経費、スポーツ放送権料及び映画放送権料であります。

(5) 前払費用

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減	
			△	△
翌年度番組関係費用 その他の前払費用	11,208,374 846,980	— 912,439	△ 912,439	11,208,374 65,459
合 計	12,055,354	912,439	△	11,142,914

注 その他の前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等であります。

(6) 番組アーカイブ勘定短期貸付金

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減	
			△	△
番組アーカイブ勘定短期貸付金	—	1,311,722		1,311,722

(7) 受託業務等勘定短期貸付金

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減	
			△	△
受託業務等勘定短期貸付金	—	45,306		45,306

(8) 未 収 金				(単位 千円)
区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減	
有 価 証 券 等 利 息	500,692	582,525	81,833	
そ の 他 の 未 収 金	5,358,426	7,072,883	1,714,456	
合 計	5,859,119	7,655,408	1,796,289	

注 その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等であります。

(9) その他の流動資産

(単位 千円)			
区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
差 入 保 証 金	2,069,913	—	△ 2,069,913
仮 払 金	272,958	305,039	32,080
そ の 他 の 流 動 資 産	—	112,754	112,754
合 計	2,342,871	417,793	△ 1,925,078

注1 仮払金の内容は、特定仮払金等であります。なお、特定仮払金とは、緊急取材等の特定業務で使用する仮払金であります。

2 その他の流動資産の内容は、独立行政法人情報通信研究機構への無利子貸付金であります。平成19年度においては、独立行政法人情報通信研究機構への無利子貸付金を「その他の出資」に含めて表示しておりましたが、放送法施行規則の改正に伴い、平成20年度は「その他の流動資産」として表示しております。なお、平成19年度末における無利子貸付金の「その他の出資」への計上額は225,508千円ですが、平成20年度中に112,754千円の返還を受け、年度末の計上額は112,754千円となっております。

固 定 資 産

平成20年度末の固定資産は、平成19年度末の5,872億9,852万4千円に比べ363億1,796万6千円増加し、6,236億1,649万1千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)			
区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
有 形 固 定 資 産	432,701,007	433,730,812	1,029,805
無 形 固 定 資 産	287,782	2,052,559	1,764,776

出 資 そ の 他 の 資 産	154,309,734	187,833,118	33,523,384
長 期 保 有 有 価 証 券	143,608,487	174,741,939	31,133,452
出 資	10,611,510	10,585,932	△ 25,577
長 期 前 払 費 用	89,736	82,514	△ 7,221
そ の 他 の 出 資 そ の 他 の 資 産	—	2,422,731	2,422,731
合 計	587,298,524	623,616,491	36,317,966

(1) 固定資産の取得及び処分

区 分	平成19年度末 残 高 (1)	平成20年度		平成20年度末 残 高 (1)+(2)-(3) (4)	減 価 償 却 額 計 (5)	平成20年度末帳簿価額 (4)-(5) (4)-(5)
		増 加 額 (2)	減 少 額 (3)			
有形固定資産	1,265,192,063	78,179,480	66,056,826	1,277,314,716	843,583,903	433,730,812
建物	299,384,840	9,116,081	2,169,780	306,331,142	125,990,077	180,341,064
構築物	135,829,724	16,561,637	3,749,492	148,641,869	88,757,157	59,884,711
機械及び装置	765,241,693	48,270,894	43,015,672	770,496,915	618,799,484	151,697,431
放送衛星	11,779,347	—	11,779,347	—	—	—
車両及び運搬具	8,352,652	1,136,612	877,400	8,611,864	6,531,125	2,080,739
器具	4,307,246	943,527	220,712	5,030,061	3,506,058	1,524,002
土地	36,220,481	68,466	194,423	36,094,524	—	36,094,524
建設仮勘定	4,076,076	2,082,259	4,049,997	2,108,338	—	2,108,338
無形固定資産	4,897,872	1,915,337	46,746	6,766,464	4,713,904	2,052,559
有形・無形固定資産計	1,270,089,835	80,094,818	66,103,573	1,284,081,180	848,297,808	435,783,372
出資その他の資産	154,309,734	57,750,140	24,226,755	187,833,118	—	187,833,118
長期保有有価証券	143,608,487	54,326,482	23,193,030	174,741,939	—	174,741,939
出 資	10,611,510	929,300	954,877	10,585,932	—	10,585,932
長期前払費用	89,736	27,738	34,959	82,514	—	82,514
その他の出資その他の資産	—	2,466,619	43,887	2,422,731	—	2,422,731
合 計	1,424,399,669	137,844,558	90,330,328	1,471,914,299	848,297,808	623,616,491

注 1 有形固定資産及び無形固定資産の増減額のうち主なものは次のとおりであります。

＜増加額＞

- ・建物 菅浦久喜ラジオ第2放送機棟等 9,116,081千円
- ・構築物 地上デジタルテレビジョン放送設備、テレビジョン共同受信施設等 16,561,637千円
- ・機械及び装置 地上デジタルテレビジョン放送設備、ハイビジョン放送設備等 48,270,894千円
- ・無形固定資産 自社利用のソフトウェア 1,915,337千円
- ＜減少額＞
- ・機械及び装置 地上デジタルテレビジョン放送設備及びハイビジョン放送設備の整備に伴う旧設備の除売却等 43,015,672千円
- ・放送衛星 放送衛星BSAT-1bの除却 11,779,347千円
- ・建設仮勘定 ラジオ国際運行システム、地上デジタルテレビジョン放送設備等 4,049,997千円
- 2 土地の当年度減少額には、減損損失4,419千円が含まれております。
- 3 減損損失の明細は次のとおりであります。

(単位 千円)

場 所	用 途	種 類	帳簿価額	減損損失額
五色(兵庫県)など9件	非現用(テレビ中継放送所跡地)	土 地	4,484	4,419

注 継続的な地価の下落等の影響により、非現用不動産である土地の減損損失を計上しております。当該資産の回収可能サージス価額は、正味売却価額により測定しております。

(2) 長期保有有価証券

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
長期保有有価証券	143,608,487	174,741,939	31,133,452

＜長期保有有価証券の内訳＞

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国 債	11,500,000	11,436,420	11,468,340	

政府保証債	38,100,000	37,883,950	37,968,983	公営企業債券ほか
非政府保証債	35,900,000	35,797,463	35,836,029	日本政策投資銀行債券ほか
地方債	20,600,000	20,553,363	20,571,545	東京都公営公債ほか
事業債	68,000,000	67,833,819	67,897,040	東京電力㈱社債ほか
円貨建外債	1,000,000	1,000,000	1,000,000	ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション社債
合 計	175,100,000	174,505,015	174,741,939	

(3) 出 資

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
関係会社出資	9,855,802	10,332,032	476,230
その他出資	755,708	253,900	△ 501,808
合 計	10,611,510	10,585,932	△ 25,577

＜出資の明細＞

(単位 千円)

出 資 先	平成19年度末貸借対照表計上額	平成20年度 増加額	平成20年度 減少額	平成20年度末 出 資 出 式 資 数	取得価額	貸借対照表計上額
関係会社出資(18社)	9,855,802	929,300	453,069	—	10,332,032	10,332,032
㈱NHKエンタープライズ	1,018,902	—	—	4,843株	1,018,902	1,018,902
㈱NHKエデュケーショナル	67,000	—	—	1,340株	67,000	67,000
㈱NHK情報ネットワーク	209,500	—	—	4,190株	209,500	209,500
㈱日本国際放送	—	200,000	—	4,000株	200,000	200,000
㈱NHKラジオネット	—	186,000	56	2,462株	185,943	185,943

(株)NHKプロモーション	57,000	—	—	114,000株	57,000	57,000	—	—	—	—
(株)NHKアート	126,700	—	—	253,400株	126,700	126,700	—	—	—	—
(株)NHKメディアテクノロジーロジック	—	267,000	12	5,089株	266,987	266,987	—	—	—	—
(株)NHKテクニカルサービス	210,000	—	210,000	—	—	—	—	—	—	—
(株)日本放送出版協会	33,000	—	—	660,000株	33,000	33,000	—	—	—	—
(株)NHKきんきメディアテクノロジ	52,000	—	52,000	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK中部フレーンズ	30,000	—	30,000	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHKちゅうごくソフトプラン	26,000	—	26,000	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK九州メディアス	26,000	—	26,000	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK東北フロンニング	26,000	—	26,000	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK北海道ビジョン	26,000	—	26,000	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK共同ビジネス	40,000	—	—	80,000株	40,000	40,000	—	—	—	—
(株)NHKアイテック	151,000	—	—	302,000株	151,000	151,000	—	—	—	—
(株)NHK文化センター	20,000	—	—	40,000株	20,000	20,000	—	—	—	—
(株)NHKコンピュータサービス	57,000	—	57,000	—	—	—	—	—	—	—
NHK営業サービス(株)	120,000	—	—	2,400株	120,000	120,000	—	—	—	—
(株)NHKオフライン企画	10,000	—	—	20,000株	10,000	10,000	—	—	—	—
(株)日本文字放送	40,000	—	—	800株	40,000	40,000	—	—	—	—
(株)放送衛星システム	7,499,700	—	—	149,994株	7,499,700	7,499,700	—	—	—	—

(株)NHK名古屋ビルシステムズ	10,000	—	—	200株	10,000	10,000	—	—	—	—
(株)ビーエス・コンシューマリアルテクノロジシステムズ	—	276,300	—	5,526株	276,300	276,300	—	—	—	—
その他の出資(2社)	755,708	—	501,808	—	253,900	253,900	—	—	—	—
(株)ビーエス・コンシューマリアルテクノロジシステムズ	276,300	—	276,300	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人情報通信研究機構	225,508	—	225,508	—	—	—	—	—	—	—
福岡タワー(株)	160,000	—	—	3,200株	160,000	160,000	—	—	—	—
(株)国際電気通信基礎技術研究所	93,900	—	—	1,878株	93,900	93,900	—	—	—	—
合 計(20社)	10,611,510	929,300	954,877	—	10,585,932	10,585,932	—	—	—	—

注 1 放送法第9条の2に基づき総務大臣の認可を受けて出資しております。

2 子会社の再編により、以下の社名に変更となっております。

(平成20年4月1日付)

(株)NHKブラネット [(株)NHKきんきメディアプラン、(株)NHK中部フレーンズ、(株)NHKちゅうごくソフトプラン、(株)NHK九州メディアス、(株)NHK東北フロンニング、(株)NHK北海道ビジョンが合併]

(株)NHKメディアテクノロジー

[(株)NHKテクニカルサービスと(株)NHKコンピュータサービスが合併]

(平成21年4月1日付)

(株)NHKグローバルメディアサービス

[(株)NHK情報ネットワークと(株)日本文字放送が合併]

(株)NHKビジネスクリエイト

[(株)NHK共同ビジネスと(株)NHKオフライン企画が合併]

3 平成20年4月4日付で(株)日本国際放送を設立しております。

4 ㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズにつきましては、放送法施行規則の改正により、関連会社に含まれることとなったため、平成20年度より関係会社出資の区分に記載しております。また、㈱NHKグラネット及び㈱NHKメデアテックノロジーの平成20年度の減少額は、合併に伴う端株の売却分であります。これらを除く関係会社出資の増加額及び減少額は、子会社の再編等によるものであります。

5 独立行政法人情報通信研究機構の出資金は、「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律」（平成14年12月6日法律第134号）の施行に伴い、通信・放送機構から承継されたものであります。この出資金は、「通信・放送機構法の一部を改正する法律」（平成11年法律第39号）に基づき、平成11年12月20日をもって無利子貸付金に転換しております。なお、平成20年度の減少額は、表示科目を「その他の流動資産」に変更したことによるものであります。

6 社数は、平成20年度末時点のものであります。

(4) 長期前払費用

(単位 千円)			
区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
長 期 前 払 費 用	89,736	82,514	△ 7,221

注 長期前払費用の内容は、放送所敷地賃借料未経過分等であります。

(5) その他の出資その他の資産

(単位 千円)			
区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
差 入 保 証 金	—	1,852,363	1,852,363
そ の 他 の 資 産	—	570,368	570,368
合 計	—	2,422,731	2,422,731

注 1 差入保証金の内容は、事務室賃借保証金等であります。

2 その他の資産の内容は、建設協力金であります。平成19年度末においては、建設協力金を「差入保証金」に含めて表示しておりましたが、放送法施行規則の改正に伴い、平成20年度末は「その他の資産」として表示しております。なお、平成19年度末における建設協力金の「差入保証金」への計上額は、585,489千円であります。

特 定 資 産

平成20年度末の特定資産は、平成19年度末の108億円に比べ26億円増加し、134億円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)				
区 分	平成19年度末	平成20年度末	増	減
放 送 債 券 債 選 積 立 資 産	10,800,000	13,400,000	2,600,000	

放送債券償還積立資産

(単位 千円)				
区 分	平成19年度末	平 成 20 年 度	増 加 額	減 少 額
放 送 債 券 償 還 積 立 資 産	10,800,000	2,600,000		—

注 放送債券償還積立資産は、放送法第42条第4項に基づき放送債券償還のために積み立てたものであります。

＜放送債券償還積立資産の内訳＞

(単位 千円)				
区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国 債	4,800,000	4,800,000	4,800,000	公営企業債券ほか 中小企業債券 東北電力㈱社債ほか
政 府 保 証 債	3,700,000	3,700,000	3,700,000	
非 政 府 保 証 債	500,000	500,000	500,000	
事 業 債	4,400,000	4,400,000	4,400,000	
合 計	13,400,000	13,400,000	13,400,000	

(参考) 保有する有価証券(有価証券・長期保有有価証券・出資・放送債券償還積立資産)の状況
＜保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳＞

(単位 千円)				
区 分	流動資産	固定資産	特定資産	貸借対照表計上額
債 券 計	20,598,362	174,741,939	13,400,000	208,740,302

国	債	1,000,000	11,468,340	4,800,000	17,268,340
政	債	5,399,467	37,968,983	3,700,000	47,068,450
非	債	899,993	35,836,029	500,000	37,236,022
府	債	6,499,157	20,571,545	—	27,070,703
保	債	6,799,743	67,897,040	4,400,000	79,096,784
方	債	—	1,000,000	—	1,000,000
業	債	61,000,000	—	—	61,000,000
建	債	—	10,585,932	—	10,585,932
性	債	—	10,332,032	—	10,332,032
資	債	—	253,900	—	253,900
出	債	—	—	—	—
関	債	—	—	—	—
の	債	—	—	—	—
他	債	—	—	—	—
の	債	—	—	—	—
社	債	—	—	—	—
の	債	—	—	—	—
出	債	—	—	—	—
計	債	—	—	—	—
合	債	—	—	—	—

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額	摘 要
国 政 府 保 証 債 債 債	17,268,340 47,068,450 37,236,022	17,777,030 47,954,730 37,789,270	508,689 886,279 553,247	公営企業債 日本政策投資銀行債 券ほか
地 事 業 債 債 債	27,070,703 79,096,784 1,000,000	27,408,970 80,518,860 849,900	338,266 1,422,075 △ 150,100	東京都公募債ほか 東京電力㈱社債ほか ゼネラル・エレクト リック・キャピタル ・コーポレーション 社債
合 計	208,740,302	212,298,760	3,558,457	

(2) 時価のない有価証券の内訳(平成21年3月31日)

区分	貸借対照表計上額
読 渡 性 預 金 関 係 会 社 の 出 資 資	61,000,000 10,332,032 253,900
合 計	71,585,932

(単位 千円)

満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成21年3月31日)						(単位 千円)	
区 分	貸借対照表 計上額	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超		
国 債	17,268,340	1,000,000	10,783,549	5,484,791	—		
政 府 債	47,068,450	5,399,467	22,556,993	19,111,989	—		
非 政 府 債	37,236,022	899,993	23,172,231	13,163,797	—		
地 方 債	27,070,703	6,499,157	9,781,454	10,790,091	—		
事 業 債	79,096,784	6,799,743	27,565,381	44,731,659	—		
外 貨 債	1,000,000	—	1,000,000	—	—		
合 計	208,740,302	20,598,362	94,859,610	93,282,328	—		

(3) 満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成21年3月31日)

区 分	平成 19 年 度 末		平成 20 年 度 末		増 減
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	
流 動 負 債	208,409,377	79.4	185,257,576	71.5	△ 13,151,801
固 定 負 債	53,931,998	20.6	77,704,932	28.5	23,772,933
合 計	262,341,376	100.0	272,962,508	100.0	10,621,132

(単位 千円)

平成20年度末の負債総額は、平成19年度末の2,623億4,137万6千円に比べ106億2,113万2千円増
 加し、2,729億6,250万8千円となり、その内容は次表のとおりであります。

負債の部

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
一年以内に返済する長期借入金	778,000	306,000	△ 472,000
一年以内に償還する放送債券	—	6,000,000	6,000,000

(単位 千円)

流動負債

平成20年度末の流動負債は、平成19年度末の2,084億937万7千円に比べ131億5,180万1千円減少し、1,952億5,757万6千円となり、その内容は次表のとおりであります。

未払金	88,645,574	42,217,616	△	46,427,958
未払費用	—	24,925,801		24,925,801
受入債務	117,371,977	119,828,120		2,456,143
短期リース債務	—	385,839		385,839
その他の流動負債	1,613,826	1,594,199	△	19,626
合 計	208,409,377	195,257,576	△	13,151,801

(1) 未払金

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増	減
契約収納事務利息	5,596,427	—	△	5,596,427
放送信費	117,181	—	△	117,181
納付消費税	1,834,628	—	△	1,834,628
その他の未払金	81,097,336	42,217,616	△	38,879,720
合 計	88,645,574	42,217,616	△	46,427,958

注 その他の未払金の内容は、番組制作及び設備整備に要する経費等の未払分であります。

(2) 未払費用

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増	減
契約収納事務利息	—	5,228,616		5,228,616
放送信費	—	116,588		116,588
その他の未払費用	—	19,580,595		19,580,595
合 計	—	24,925,801		24,925,801

注 その他の未払費用の内容は、電力料、回線料及び賃与等の未払分であります。

(3) 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増	減
受信料前受金	117,371,977	119,828,120		2,456,143

注 受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額であります。

(4) 短期リース債務

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増	減
短期リース債務	—	385,839		385,839

(5) その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増	減
前受り金	17,789	22,003		4,213
預り金	1,596,036	1,572,196	△	23,840
合 計	1,613,826	1,594,199	△	19,626

注 1 前受収益の内容は、施設利用料等であります。

2 預り金の内容は、源泉徴収所得税等であります。

固定負債

平成20年度末の固定負債は、平成19年度末の539億3,199万8千円に比べ237億7,293万3千円増
加し、777億493万2千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増	減
放送債	26,000,000	20,000,000	△	6,000,000
長期借入金	306,000	—	△	306,000
退職給付引当金	26,374,394	33,399,214		7,024,820
役員退任引当金	—	183,530		183,530
国際催事放送権利引当金	—	22,103,040		22,103,040
長期リース入債務	—	954,796		954,796
その他の固定負債	1,251,603	1,064,351	△	187,252
合 計	53,931,998	77,704,932		23,772,933

(1) 放送債券

(単位 千円)

銘柄 (発行価額、利率)	発行年月日 (償還期限)	発行総額	償還額	未償還	残高
			平成20年度	固定負債	流動負債 (1年以内)
第104回放送債券 (100,00円, 1.80%)	平成 12, 2, 17 (22, 2, 17)	6,000,000	—	—	6,000,000
第105回放送債券 (100,00円, 1.90%)	平成 12, 10, 25 (22, 10, 25)	10,000,000	—	10,000,000	—
第106回放送債券 (100,00円, 1.51%)	平成 14, 2, 6 (24, 2, 6)	10,000,000	—	10,000,000	—
合 計	—	26,000,000	—	20,000,000	6,000,000

注 放送債券は、政府保証債ではありません。

(2) 長期借入金

(単位 千円)

借入先	平成19年末 度	平成20年度増減内訳		平成20年度末 固定負債	平成20年度末 流動負債 (1年以内)
		増加額	減少額		
(株)みずほコーポレート銀行	525,750	—	377,340	—	148,410
(株)三井住友銀行	243,900	—	175,050	—	68,850
(株)三菱東京UFJ銀行	200,550	—	143,940	—	56,610
農林中央金庫	43,350	—	31,110	—	12,240
信金中央金庫	43,350	—	31,110	—	12,240
日本生命保険(株)	27,100	—	19,450	—	7,650
合 計	1,084,000	—	778,000	—	306,000

(3) 退職給付引当金

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度		
		増加額	減少額	年度末
退職給付引当金	26,374,394	32,747,043	25,722,223	33,399,214

注1 採用している退職給付制度の概要

退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使拠出型の退職年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

(19年度)

(20年度)

1) 退職給付債務	△ 583,945,390	△ 577,334,210
2) 年金資産	280,592,470	209,841,078

未積立退職給付債務(1+2) △ 303,352,920 △ 367,493,131

3) 会計基準変更時差異の未処理額 162,592,145 146,332,930

4) 未認識数理計算上の差異 127,167,737 197,347,004

5) 未認識過去勤務債務 △ 12,781,357 △ 9,586,018

退職給付引当金(1+2+3+4+5) △ 26,374,394 △ 33,399,214

3 退職給付費用に関する事項

(19年度)

(20年度)

1) 勤務費用	13,857,781	13,502,543
2) 利息費用	13,565,706	13,428,259
3) 期待運用収益	△ 14,598,026	△ 12,626,661
4) 会計基準変更時差異の費用処理額	16,259,214	16,259,214
5) 数理計算上の差異の費用処理額	4,362,399	7,709,106
6) 過去勤務債務の費用処理額	△ 3,195,339	△ 3,195,339
7) 職員負担年金拠出金	△ 2,385,948	△ 2,330,079

退職給付費用(1+2+3+4+5+6+7) 27,865,786 32,747,043

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	(19年度)	(20年度)
割引率	2.3%	2.3%
期待運用収益率	4.5%	4.5%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	16年	16年
会計基準変更時差異の処理年数	15年	15年
過去勤務債務の処理年数	5年	5年

(4) 役員退任引当金

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度		
		増加額	減少額	年度末
役員退任引当金	—	245,130	61,600	183,530

(5) 国際催事放送権料引当金

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度		
		増加額	減少額	年度末
国際催事放送権料引当金	—	27,803,189	5,700,149	22,103,040

(6) 長期リース債務

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
長期リース債務	—	954,796	954,796

(7) その他の固定負債

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
その他の固定負債	1,251,603	1,064,351	△ 187,252

注 平成20年度末におけるその他の固定負債の内容は、「ボリ塩化ヒュエニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月22日法律第65号)によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理経費の未払分であります。

担保提供に関する事項

該当事項はありません。

重要な係争事件に係る損害賠償義務等に関する事項

該当事項はありません。

純資産の部

平成20年度末の純資産総額は、5,505億5,103万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
資 本	429,684,955	550,551,035	120,866,079
承継資本	163,375	163,375	—
固定資産充当資本	429,521,579	430,350,937	829,357
剰余金	—	120,036,722	120,036,722
積立金	55,703,063	—	△ 55,703,063
当期事業収支差金	37,573,946	—	△ 37,573,946
合 計	522,961,965	550,551,035	27,589,070

注 平成19年度末の金額は「資本の部」に計上していたものであります。平成20年度末は、放送法施行規則の改正に伴い「純資産の部」として表示しております。

(1) 純資産の変動状況

(単位 千円)

科 目	資 本		剰余金	純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本		
前 期 末 残 高	163,375	429,521,579	93,277,009	522,961,965

当期変動額	当 期 未 残 高	当 期 変 動 額 合 計	当 期 未 残 高
資本支出充当	—	829,357	△ 829,357
当期事業収支差金	—	—	27,589,070
当期変動額合計	—	829,357	26,759,712
当期未残高	163,375	430,350,937	120,036,722
			550,551,035

注 1 承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産であります。

2 固定資産充当資本は、過年度の当期事業収支差金及び積立金のうち資本支出充当として固定資産化し資本に組み入れた累計額427,262,360千円並びに昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円であります。

(2) 繰越剰余金の処分

区 分	金 額
平成 20 年 度 未 繰 越 剰 余 金	120,036,722
固 定 資 産 充 当 資 本 組 入 れ	3,378,000
翌年度以降の財政安定のための繰越し	116,658,722

(番組アークイブ業務勘定)

番組アークイブ業務勘定は、放送法第9条第2項第2号に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次のとおりであります。

資 産 の 部

平成20年度末の資産総額は、2億3,140万円となり、その内容は次表のとおりであります。

流 動 資 産

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
前 払 費 用	4,134
未 収 金	79,960
合 計	84,095

(1) 前 払 費 用

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
前 払 費 用	4,134

注 前払費用の内容は、市場調査料等であります。

(2) 未 収 金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
未 収 収 益	79,960

注 未収収益の内容は、視聴料収入等であります。

固 定 資 産

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
有 形 固 定 資 産	102,972
そ の 他 の 資 産	44,333
長 期 前 払 費 用	44,333
合 計	147,305

(1) 固定資産の取得及び処分

(単位 千円)

区 分	平成19年度末 残高 (1)	平成20年度		平成20年度末 残高 (1)+(2)-(3) (4)	減価償却 累計額 (5)	平成20年度末 帳簿価額 (4)-(5) (6)
		増加額 (2)	減少額 (3)			
有形固定資産	—	114,350	—	114,350	11,378	102,972
器 具	—	114,350	—	114,350	11,378	102,972
その他の資産	—	44,333	—	44,333	—	44,333
長期前払費用	—	44,333	—	44,333	—	44,333
合 計	—	158,684	—	158,684	11,378	147,305

(2) 長期前払費用

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
長期前払費用	44,333

注 長期前払費用の内容は、設備保守料であります。

負債の部

平成20年度末の負債総額は、15億4,091万4千円となり、その内容は次表のとおりであります。

流動負債

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
一般勘定短期借入金	1,311,722
未払金	121,071
短期リース債務	27,864
合 計	1,460,658

(1) 一般勘定短期借入金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
一般勘定短期借入金	1,311,722

(2) 未払金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
その他の未払金	121,071

注 その他の未払金の内容は、広報に要する経費等の未払分であります。

(3) 短期リース債務

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
短期リース債務	27,864

固定負債

長期リース債務

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
長期リース債務	80,256

純資産の部

平成20年度末の純資産総額は、△13億951万4千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
欠 損 金	△ 1,309,514

純資産の変動状況

(単位 千円)

科 目	純 資 産	繰越欠損金
	資 本	
前 期 末 残 高	—	
当 期 変 動 額		
当 期 欠 損 金	△ 1,309,514	
当 期 変 動 額 合 計	△ 1,309,514	
当 期 末 残 高	△ 1,309,514	

(受託業務等勘定)

受託業務等勘定は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次のとおりであります。

資 産 の 部
平成20年度末の資産総額は、平成19年度末の6,022万7千円に比べ650万4千円減少し、5,372万2千円となり、その内容は次表のとおりであります。
流 動 資 産

		(単位 千円)	
区 分		平成19年度末	平成20年度末
現金及び預金	10,107	—	△ 10,107
前払費用	55	—	△ 55
未収金	50,064	53,722	3,658
合 計	60,227	53,722	△ 6,504

(1) 現金及び預金 (単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
普通預金	10,107	—	△ 10,107

(2) 前払費用 (単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
前払費用	55	—	△ 55

(3) 未収金 (単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
未収収益	50,064	53,722	3,658

注 未収収益の内容は、NHKホールの貸出に伴う利用料等であります。
負債の部
平成20年度末の負債総額は、平成19年度末の6,022万7千円に比べ650万4千円減少し、5,372万2千円となり、その内容は次表のとおりであります。

流 動 負 債 (単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
短期借入金	36,000	—	△ 36,000
一般勘定短期借入金	—	45,306	45,306
未払金	24,003	8,117	△ 15,886
前受金	223	—	△ 223
その他の流動負債	—	298	298
合 計	60,227	53,722	△ 6,504

(1) 短期借入金 (単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
短期借入金	36,000	—	△ 36,000

(2) 一般勘定短期借入金 (単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
一般勘定短期借入金	—	45,306	45,306

(3) 未払金 (単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
納付消費税	5,717	8,117	2,399
その他の未払金	18,286	—	△ 18,286
合 計	24,003	8,117	△ 15,886

(4) 前受金 (単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
前受金	223	—	△ 223

(5) その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	増 減
前 受 収 益	—	298	298

注 前受収益の内容は、施設賃貸料であります。

純 資 産 の 部

平成20年度末の純資産の部の内容は、次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成20年度末
剰 余 金	—

純資産の変動状況

(単位 千円)

科 目	純 資 産	資 本	剰 余 金
	繰 越 剰 余 金		
前 期 末 残 高	—		
当 期 変 動 額			240,917
当 期 事 業 収 支 差 金			240,917
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ	△		240,917
当 期 変 動 額 合 計			—
当 期 末 残 高			—

3.2 損益計算書

(一般勘定)

経常事業収支

平成20年度の経常事業収入6,616億1,068万8千円に対し、経常事業支出は6,288億8,881万9千円

であり、差し引き経常事業収支差金は327億2,186万9千円であります。

平成19年度の経常事業収入6,847億9,593万6千円、経常事業支出6,416億7,659万6千円と比べ、経常事業収入は231億8,524万7千円の減少、経常事業支出は127億8,777万7千円の減少であります。これらのうち、258億8,777万9千円は受信料収入の計上方法の見直しによるものであります。

経常事業収入

平成20年度の経常事業収入は、平成19年度に比べ減少しております。これは、受信契約件数は増加したものの、受信料収入の計上方法の見直し等に伴い受信料が減少したことによるものであります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
受 信 料 入	672,985,012	649,446,026	△ 23,538,986
交 付 金 収 入	2,608,119	3,339,695	731,576
副 次 収 入	9,202,803	8,824,966	△ 377,837
合 計	684,795,936	661,610,688	△ 23,185,247

(1) 受 信 料

(単位 千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
基 本 受 信 料	539,773,810	514,409,081	△ 25,364,728
衛 星 付 加 受 信 料	133,211,202	135,036,944	1,825,742
合 計	672,985,012	649,446,026	△ 23,538,986

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりであります。

(単位 千件)

区 分	平成19年度	平成20年度
地 上 契 約	年 度 初 頭 加 増	△ 23,340 272 23,068 309 22,759

衛星契約	年度	初年度	頭加	12,833	13,328
	増	度	末	495	528
特別契約	年度	初年度	頭加	9	9
	増	度	末	0	0
契約総数	年度	初年度	頭加	36,182	36,405
	増	度	末	223	219
				36,405	36,624

(2) 交付金収入

区	分	平成19年度	平成20年度	増	減
国際放送関係	交付金	2,457,617	3,329,431	871,814	
選挙放送関係	交付金	150,502	10,264	△	140,237
合	計	2,608,119	3,339,695	731,576	

注1 国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第33条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第35条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものであります。

2 選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計等から受け入れたものであります。

(3) 副次収入

区	分	平成19年度	平成20年度	増	減
一般業務収入		8,264,697	7,698,071	△	566,626
番組アーカイブ業務収入		—	25,178		25,178
受託業務等収入		938,106	1,101,717		163,611
合	計	9,202,803	8,824,966	△	377,837

注1 番組アーカイブ業務収入は、放送法第9条第2項第2号に基づき実施した業務による収入であり、「一般勘定」に対するコンテンツ使用料と「番組アーカイブ業務勘定」において間接経費として発生した減価償却費相当額を「一般勘定」に受け入れたものであります。

2 受託業務等収入は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものであります。

経常事業支出

平成20年度の経常事業支出は、放送サービスの充実など各部門の事業活動を積極的に実施したものの、会計方針の変更による未収受信料欠損償却費の減少や効率的な事業運営の徹底等により、平成19年度に比べ減少しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

区	分	平成19年度	平成20年度	増	減
国内	放送	259,859,423	272,652,656	12,793,232	
国際	放送	7,887,053	10,693,283	2,806,230	
契約	収納	61,229,426	59,357,698	△	1,871,727
受信	対策	1,454,514	1,612,343	157,828	
広報	報費	3,194,300	3,438,288	243,988	
調査	研究	7,849,080	9,916,609	2,067,529	
給職手当	厚生	128,322,451	124,404,440	△	3,918,010
退職金	管理	50,164,408	54,072,630	3,908,221	
共通	理費	11,967,242	12,219,245	252,003	
減価償却	費	67,990,695	69,737,622	1,746,926	
未収受信料欠損償却	費	41,758,000	10,784,000	△	30,974,000
合	計	641,676,596	628,888,819	△	12,787,777

(1) 国内放送費

区	分	平成19年度	平成20年度	増	減
番組運用	費用	205,694,512	216,197,303	10,502,790	
技術	費用	54,164,911	56,455,353	2,290,442	
合	計	259,859,423	272,652,656	12,793,232	

注 1 番組費は、国内放送番組の制作に要する経費、報道取材に要する経費及び番組の制作に伴い共通して要する経費であります。

2 技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費であります。

(2) 国際放送費

(単位 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	増 減
ラジオ 国際放送費	4,142,779	4,095,842	△ 46,937
テレビジョン国際放送費	3,744,273	6,597,440	2,853,167
合 計	7,887,053	10,693,283	2,806,230

注 ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費であります。

(3) 契約収納費

(単位 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	増 減
契約 収納業務費	39,229,880	37,932,208	△ 1,297,672
契約 収納推進費	21,999,545	21,425,490	△ 574,055
合 計	61,229,426	59,357,698	△ 1,871,727

注 1 契約収納業務費は、地域スタッフへの手数料、金融機関への口座振替手数料等の受信契約及び受信料収納に要する経費であります。

2 契約収納推進費は、受信契約・受信料収納の推進対策及び情報処理等に要する経費であります。

(4) 受信対策費

(単位 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	増 減
受信 改善費	95,736	160,390	64,653
受信 対策推進費	1,358,777	1,451,953	93,175
合 計	1,454,514	1,612,343	157,828

注 1 受信改善費は、受信障害対策に要する経費であります。

2 受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費であります。

(5) 広報費

(単位 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	増 減
視聴者意向収集費	1,911,444	1,943,348	31,904
広報 推進費	1,282,856	1,494,939	212,083
合 計	3,194,300	3,438,288	243,988

注 1 視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であります。

2 広報推進費は、事業活動の周知に要する経費であります。

(6) 調査研究費

(単位 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	増 減
番組 調査研究費	1,165,656	1,260,788	95,132
技術 調査研究費	6,683,423	8,655,821	1,972,397
合 計	7,849,080	9,916,609	2,067,529

注 番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費であります。

(7) 給与

(単位 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	増 減
職員 給与	127,934,735	124,063,445	△ 3,871,290
役員 報酬	387,715	340,995	△ 46,720
合 計	128,322,451	124,404,440	△ 3,918,010

注 職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金及び賞与等の諸手当等であります。

(8) 退職手当・厚生費

		(単位 千円)		
区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	増 減
退職手当		27,615,557	32,032,349	4,416,792
厚生保健費		22,548,851	22,040,280	△ 508,570
合 計		50,164,408	54,072,630	3,908,221

注 1 退職手当は、役員退任手当及び職員の退職給付費用であります。

2 厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利厚生に要する経費であります。

(9) 共通管理費

		(単位 千円)		
区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	増 減
施設管理費		5,988,447	5,864,332	△ 124,114
職員管理費その他		5,978,794	6,354,912	376,118
合 計		11,967,242	12,219,245	252,003

注 1 施設管理費は、局舎・宿舍等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であります。

2 職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費並びにその他の事業全般に共通して要する経費であります。

3 平成20年度の職員管理費その他のうち役員交際費は13,934千円であります。

(10) 減価償却費

		(単位 千円)		
区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	増 減
減価償却費		67,990,695	69,737,622	1,746,926

<減価償却費の内訳>

		(単位 千円)				
区 分		取得価額	平成20年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率(%)
有形固定資産		1,250,891,201	69,662,071	855,363,251	395,527,949	68.4
建物		306,331,142	10,046,437	125,990,077	180,341,064	41.1
構築物		148,641,869	4,707,970	88,757,157	59,884,711	59.7
機械及び装置		770,496,915	53,679,640	618,799,484	151,697,431	80.3
放送衛星		11,779,347	214,500	11,779,347	—	100.0
車両及び運搬具		8,611,864	744,136	6,531,125	2,080,739	75.8
器具		5,030,061	269,386	3,506,058	1,524,002	69.7
無形固定資産		6,772,433	139,708	4,713,904	2,011,782	69.6
施設利用権		4,857,095	67,157	4,641,353	168,995	95.6
ソフトウェア		1,915,337	72,550	72,550	1,842,786	3.8
合 計		1,257,663,634	69,801,779	860,077,155	397,539,732	68.4

注 1 平成20年度償却額のうち、64,157千円は番組勘定へ計上しております。

2 放送衛星(BSAT-1 b)は、平成20年度中に除却しております。

経常事業外収支

平成20年度の経常事業外収入119億7,628万円7千円に対し、経常事業外支出は155億8,355万5千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△36億726万8千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

		(単位 千円)		
区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	増 減
財務収入		6,009,144	9,563,702	3,554,557
雑収入		2,551,745	2,412,584	△ 139,160
合 計		8,560,890	11,976,287	3,415,396

財務収入

(単位 千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
受 取 利 息	4,155,484	4,260,732	105,247
受 取 配 当 金	1,853,660	5,302,969	3,449,309
合 計	6,009,144	9,563,702	3,554,557

注1 受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入であります。

2 受取配当金は出資先からの配当収入であります。

経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
財 務 費	15,485,709	15,583,555	97,846
支 払 利 息	474,511	452,380	△ 22,130
放 送 債 券 発 行 償 還 経 費	1,877	1,764	△ 113
建 設 仕 入 消 費 税	3,110,815	3,638,624	527,808
納 付 消 費 税	11,898,504	11,490,785	△ 407,718

注1 支払利息は、放送債券利息、借入金利息及びその他の金融費用であります。

2 放送債券発行償還経費は放送債券の発行、管理及び償還に要する費用であります。

3 建設仕入消費税は、固定資産の取得及び改良に要する経費に課せられた消費税額であります。

4 納付消費税は、一般勘定における消費税納税額であります。

特別収支

平成20年度の特別収入は固定資産売却益等による16億7,032万3千円であり、特別支出は固定資産除却損等による31億9,585万5千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

特別収入

(単位 千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
固 定 資 産 売 却 益	3,112,524	1,293,239	△ 1,819,285

固定資産受贈益

固 定 資 産 受 贈 益	107,266	12,727	△ 94,539
過 年 度 損 益 修 正 益	856,880	—	△ 856,880
未収受信料欠損引当金戻入益	—	358,297	358,297
そ の 他 の 特 別 収 入	116,198	6,060	△ 110,138
合 計	4,192,868	1,670,323	△ 2,522,545

注1 固定資産売却益は、主として土地の売却によるものであります。

2 平成19年度の過年度損益修正益は、受信料欠損額確定に伴う修正益であります。平成20年度は、受信料欠損額確定に伴う修正益を「未収受信料欠損引当金戻入益」として表示しております。

3 その他の特別収入は、電波法第71条の2及び第71条の3に基づくアナログ周波数変更対策給付金として、指定周波数変更対策機関(社団法人電波産業会)から受け入れたもの等であります。

特別支出

(単位 千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
固 定 資 産 売 却 損	266,053	199,176	△ 66,876
固 定 資 産 除 却 損	2,397,274	2,989,759	592,484
そ の 他 の 特 別 支 出	150,115	6,919	△ 143,196
合 計	2,813,443	3,195,855	382,411

注1 固定資産売却損は、主として機械及び装置の売却によるものであります。

2 固定資産除却損は、主として機械及び装置の除却によるものであります。

3 平成20年度のその他の特別支出は、アナログ周波数変更対策実施経費及び固定資産の減損損失であります。

当期事業収支差金

平成20年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金327億2,186万9千円に経常事業外収支差金△36億726万8千円を加えた経常収支差金291億1,460万1千円に、特別収入16億7,032万3千円を加え、特別支出31億9,585万5千円を差し引いた275億8,907万円であり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)				
区	分	平成19年度	平成20年度	増 減
当期事業収支差金		37,573,946	27,589,070	△ 9,984,876
資本支出充当事業収支剰余金		829,357	3,378,000	2,548,642
		36,744,588	24,211,070	△ 12,533,518

注 事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

(番組アーカイブ業務勘定)

番組アーカイブ業務勘定は、放送法第9条第2号に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次のとおりであります。

経常事業収支

平成20年度の経常事業収入5,072万円に対し、経常事業支出は14億1,697万9千円であり、差し引き経常事業収支差金は△13億6,625万8千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業収入

(単位 千円)		
区	分	平成20年度
視聴料収入		50,720

経常事業支出

(単位 千円)		
区	分	平成20年度
既放送番組配信費		1,112,912
広報		138,000
給職手当・厚生費		93,020
共通管理費		35,352
減価償却費		26,312
		11,378
合 計		1,416,979

注 既放送番組配信費には、既放送番組に係る協会の著作権の使用料2,536千円、既放送番組に係る協会以外の著作権の使用料424,251千円及び原盤の制作に要する経費231,882千円が含まれております。

(1) 既放送番組配信費

(単位 千円)		
区	分	平成20年度
既放送番組配信費		1,112,912

(2) 広報費

(単位 千円)		
区	分	平成20年度
広報費		138,000

(2) 給与

(単位 千円)		
区	分	平成20年度
給与	与	93,020

(4) 退職手当・厚生費

(単位 千円)		
区	分	平成20年度
退職手当・厚生費		35,352

(5) 共通管理費

(単位 千円)		
区	分	平成20年度
共通管理費		26,312

(6) 減価償却費

(単位 千円)		
区	分	平成20年度
減価償却費		11,378

＜減価償却費の内訳＞

(単位 千円)

区 分	取得価額	平成20年度 償却額	償却累計額	帳簿価額	償却 累計率 (%)
有形固定資産 器具	114,350	11,378	11,378	102,972	10.0
	114,350	11,378	11,378	102,972	10.0
合 計	114,350	11,378	11,378	102,972	10.0

経常事業外収支

平成20年度の経常事業外収入は5,674万4千円であり、これにより経常事業外収支差金は5,674万4千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

(単位 千円)

区 分	平成20年度
財 務 収 入	56,644
雑 収 入	100
合 計	56,744

注 財務収入の内容は、番組アーカイブ業務勘定における納付消費税の還付金であります。

当期事業収支差金

平成20年度の当期事業収支差金は、△13億951万4千円であり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成20年度
当 期 事 業 収 支 差 金	△ 1,309,514

注 当期事業収支差金は、欠損金として繰り越します。

(受託業務等勘定)

受託業務等勘定は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次のとおりであります。

経常事業収支

平成20年度の経常事業収入18億6,837万7千円に対し、経常事業支出は15億7,678万1千円であり、差し引き経常事業収支差金は2億9,159万5千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業収入

(単位 千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
受 託 業 務 等 収 入	1,020,002	1,868,377	848,374
1 号 業 務 収 入	982,314	1,003,118	20,803
2 号 業 務 収 入	37,687	865,259	827,571

注1 1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入であります。

2 2号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入であります。

経常事業支出

(単位 千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
受 託 業 務 等 費	816,112	1,576,781	760,668
1 号 業 務 費	783,248	800,079	16,830
2 号 業 務 費	32,863	776,701	743,837

注1 1号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等であります。

2 2号業務費は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等であります。

経常事業外収支

平成20年度の経常事業外支出は5,067万8千円であり、これにより経常事業外収支差金は△5,067万8千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
財 務 費	45,787	50,678	4,890

ひにこれらに関する説明書

支払利息	1	18	16
納付消費税	45,786	50,659	4,873

注1 支払利息は短期借入金利息であります。

2 納付消費税は、受託業務等勘定における消費税納税額であります。

当期事業収支差金

平成20年度の当期事業収支差金は、經常事業収支差金2億9,159万5千円に經常事業外収支差金△5,067万8千円を加えた2億4,091万7千円であり、その内容は次表のとおりであります。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れております。

区分	平成19年度	平成20年度	増減
当期事業収支差金	158,102	240,917	82,815
一般勘定への繰入れ	158,102	240,917	82,815

(単位 千円)

3.3 子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債権

短期債権(未収金)

(単位 千円)

会社名	平成19年度末	平成20年度末	増減
(株)NHKエンタープライズ	552,954	592,409	39,454
(株)NHK情報ネットワーク	558,705	556,372	△2,333
(株)NHKエデュケーショナル	376,433	535,984	159,551
(株)NHKプロモーション	250,110	186,688	△63,422
その他	194,405	206,418	12,013
合計	1,932,609	2,077,873	145,263

債務

短期債務(未払金)

(単位 千円)

会社名	平成19年度末	平成20年度末	増減
(株)NHKエンタープライズ	5,162,322	4,808,201	△354,120

(株)NHKメディアテクノロジー ジー	—	3,474,202	3,474,202
(株)NHKアイテック	2,743,587	2,848,747	105,160
(株)NHKエデュケーショナル	1,735,035	1,917,950	182,915
(株)NHK情報ネットワーク	1,867,348	1,543,596	△323,752
(株)NHKアート	1,696,122	1,543,205	△152,917
(株)NHK営業サービス(株)	744,545	831,331	86,785
(株)日本国際放送	—	310,830	310,830
(株)NHKコンピュータサービス	1,357,753	—	△1,357,753
(株)NHKテクニカルサービス	974,998	—	△974,998
その他	1,769,379	1,576,322	△193,057
合計	18,051,094	18,854,388	803,294

注 (株)NHKコンピュータサービスと(株)NHKテクニカルサービスは、平成20年4月1日付で合併し、(株)NHKメディアテクノロジーに社名を変更しております。

3.4 子会社及び関連会社との取引高の総額

(単位 千円)

区分	金額	区分	金額
經常事業収入	5,641,719	經常事業支出	140,595,588
經常事業外収入	5,337,384	經常事業外支出	—
合計	10,979,103	合計	140,595,588

3.5 関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金

該当事項はありません。

3.6 役員との間の取引による債権債務に関する事項

該当事項はありません。

3.7 関連当事者との取引

記載すべき取引はありません。

4 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

5 貸借対照表及び損益計算書についての勘定相互間の相殺消去等

平成21年3月31日現在

(貸借対照表)

(単位 千円)

科 目	一 般 勘 定	番組一カイノ業務勘定	受託勘業務定	内 部 取 引 又は相殺(△)	合 計
流 動 資 産 合 計	186,497,052	84,095	53,722	△ 1,357,028	185,277,842
現金及び預金	75,241,457	—	—	—	75,241,457
受信料未収金	5,263,828	—	—	—	5,263,828
有 価 証 券	81,598,362	—	—	—	81,598,362
番組勘定	14,050,734	—	—	—	14,050,734
前 払 費 用	912,439	4,134	—	—	916,573
番組一カイノ勘定短期貸付金	1,311,722	—	—	△ 1,311,722	—
受託業務等勘定短期貸付金	45,306	—	—	△ 45,306	—
未 収 金	7,655,408	79,960	53,722	—	7,789,092
その他の流動資産	417,793	—	—	—	417,793
固 定 資 産 合 計	623,616,491	147,305	—	—	623,763,796
有形固定資産	433,730,812	102,972	—	—	433,833,785
建 物	180,341,064	—	—	—	180,341,064
構 築 物	59,884,711	—	—	—	59,884,711
機械及び装置	151,697,431	—	—	—	151,697,431
車両及び運搬具	2,080,739	—	—	—	2,080,739
器 具	1,524,002	102,972	—	—	1,626,974
土 地	36,094,524	—	—	—	36,094,524
建設仮勘定	2,108,338	—	—	—	2,108,338
無形固定資産	2,052,559	—	—	—	2,052,559
出資その他の資産	187,833,118	44,333	—	—	187,877,452

長期保有有価証券	174,741,939	—	—	—	174,741,939
出 資	10,585,932	—	—	—	10,585,932
長期前払費用	82,514	44,333	—	—	126,847
その他の出資その他の資産	2,422,731	—	—	—	2,422,731
特定資産合計	13,400,000	—	—	—	13,400,000
放送債券償還積立資産	13,400,000	—	—	—	13,400,000
資 産 合 計	823,513,543	231,400	53,722	△ 1,357,028	822,441,638
流 動 負 債 合 計	195,257,576	1,460,658	53,722	△ 1,357,028	195,414,929
一般勘定短期借入金	—	1,311,722	45,306	△ 1,357,028	—
一年以内に返済する長期借入金	306,000	—	—	—	306,000
一年以内に償還する放送債券	6,000,000	—	—	—	6,000,000
未 払 金	42,217,616	121,071	8,117	—	42,346,805
未 払 費 用	24,925,801	—	—	—	24,925,801
受信料前受金	119,828,120	—	—	—	119,828,120
短期リース債務	385,839	27,864	—	—	413,703
その他の流動負債	1,594,199	—	298	—	1,594,498
固定負債合計	77,704,932	80,256	—	—	77,785,188
放 送 債 券	20,000,000	—	—	—	20,000,000
退職給付引当金	33,399,214	—	—	—	33,399,214
役員退任引当金	183,530	—	—	—	183,530
国際催事放送権料引当金	22,103,040	—	—	—	22,103,040
長期リース債務	954,796	80,256	—	—	1,035,052
その他の固定負債	1,064,351	—	—	—	1,064,351
負 債 合 計	272,962,508	1,540,914	53,722	△ 1,357,028	273,200,117

(外 号) 官 報

承 継 資 本	163,375	—	—	163,375
固定資産充当資 本	430,350,937	—	—	430,350,937
剰余金(欠損金)	120,036,722	△ 1,309,514	—	118,727,208
純 資 産 合 計	550,551,035	△ 1,309,514	—	549,241,520
負債純資産合計	823,513,543	231,400	53,722	822,441,638

(損益計算書)

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位 千円)

科 目	一 般 勘 定	番組一力イ 業務勘定	受 託 業 務 勘 定	内 部 取 引 又は相殺(△)	合 計
経 常 事 業 収 入	661,610,688	50,720	1,868,377	△ 1,126,895	662,402,890
受 信 料 入	649,446,026	—	—	—	649,446,026
交 付 金 収 入	3,339,695	—	—	—	3,339,695
規 聴 料 収 入	—	50,720	—	—	50,720
副 次 収 入	8,824,966	—	—	△ 1,126,895	7,698,071
受託業務等収入	—	—	1,868,377	—	1,868,377
経 常 事 業 支 出	628,888,819	1,416,979	1,576,781	△ 885,978	630,996,601
国 内 放 送 費	272,652,656	—	—	—	272,652,656
国 際 放 送 費	10,693,283	—	—	—	10,693,283
既放送番組配信費	—	1,112,912	—	△ 23,027	1,089,885
受託業務等費	—	—	1,576,781	△ 860,800	715,981
契約収納費	59,357,698	—	—	—	59,357,698
受信対策費	1,612,343	—	—	—	1,612,343
広報費	3,438,288	138,000	—	—	3,576,289
調査研究費	9,916,609	—	—	—	9,916,609

給 与	124,404,440	93,020	—	—	124,497,461
退職手当・厚生費	54,072,630	35,352	—	—	54,107,983
共通管理費	12,219,245	26,312	—	△ 2,151	12,243,407
減価償却費	69,737,622	11,378	—	—	69,749,000
未収受信料欠損償却費	10,784,000	—	—	—	10,784,000
経 常 事 業 収 支 差 金	32,721,869	△ 1,366,258	291,595	△ 240,917	31,406,288
経 常 事 業 外 収 入	11,976,287	56,744	—	△ 56,644	11,976,387
財 務 収 入	9,563,702	56,644	—	△ 56,644	9,563,702
雑 収 入	2,412,584	100	—	—	2,412,685
経 常 事 業 外 支 出	15,583,555	—	50,678	△ 56,644	15,577,589
財 務 支 出	15,583,555	—	50,678	△ 56,644	15,577,589
経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 3,607,268	56,744	△ 50,678	—	△ 3,601,201
経 常 収 支 差 金	29,114,601	△ 1,309,514	240,917	△ 240,917	27,805,087
特 別 収 入	1,670,323	—	—	—	1,670,323
固定資産売却益	1,293,239	—	—	—	1,293,239
固定資産受増益	12,727	—	—	—	12,727
未収受信料欠損引当戻入益	358,297	—	—	—	358,297
その他の特別収入	6,060	—	—	—	6,060
特 別 支 出	3,195,855	—	—	—	3,195,855
固定資産売却損	199,176	—	—	—	199,176
固定資産除却損	2,989,759	—	—	—	2,989,759
その他の特別支出	6,919	—	—	—	6,919
当期事業収支差金	27,589,070	△ 1,309,514	240,917	△ 240,917	26,279,555

6 主たる設備の状況
6.1 主たる保有設備の状況

平成20年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりであります。

区 分	土 地		建 物		機 械 及 び 装 置	その他の固定資産	貸 借 対 照 表 借 入 額
	面 積	金 額	面 積	金 額			
放 送 会 館 (うち、放送センター)	349,377 ^{m²} (82,650)	23,002,951 ^{千円} (5,079,536)	631,530 ^{m²} (220,784)	115,097,360 ^{千円} (31,116,880)	99,919,263 ^{千円} (38,391,478)	9,628,784 ^{千円} (2,825,620)	247,648,359 ^{千円} (77,413,516)
テレビジョン放送所	540,432	935,353	53,807	14,276,898	37,839,695	37,174,802	90,226,750
ラジオ放送所	2,083,618	8,731,947	31,009	6,589,806	6,464,843	2,712,839	24,499,436
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	9,987,175	9,987,175
その他の施設	2,056,139	3,424,271	200,777	44,377,000	7,473,628	4,088,824	59,363,724
合 計	5,029,567	36,094,524	917,124	180,341,064	151,697,431	63,592,425	431,725,446

- 注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所等であります。
- 2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具であります。
- 3 放送会館、放送所及びその他の施設のうちの団体等との共有資産は協会持分を示しております。
- 6.2 リース取引の状況
- リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外リース・リース取引の状況は次のとおりであります。
- 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位 千円)

区 分	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 及 び 装 置	8,119,150	3,608,099	4,511,051
その他の有形固定資産	186,532	131,410	55,122
合 計	8,305,683	3,739,509	4,566,173

- 注 未經過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。
- 2 未經過リース料期末残高相当額
- 1) 1年以内 1,736,019千円
- 2) 1年超 2,830,153千円
- 合 計(1+2) 4,566,173千円
- なお、未經過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。

3	支払リース料及び減価償却費相当額	
	支払リース料	2,182,264千円
	減価償却費相当額	2,182,264千円
4	減価償却費相当額の算定方法	
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
7	収入支出の決算の状況	
7.1	収入支出の決算	
	平成20年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりであります。	
7.2	予算総則の適用	
	(一般助定)	
(1)	予算総則第4条第1項に基づく予算の流用	4,320,000千円
	ア、事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額	4,320,000千円
	退職手当・厚生費	2,820,000千円
	財務費	590,000千円
	特別支出	910,000千円
	イ、事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額	4,320,000千円
	給与	△ 2,820,000千円
	減価償却費	△ 1,500,000千円
(2)	予算総則第5条第1項に基づく平成21年度への建設費予算の繰越し	2,060,000千円
	ア、地上デジタル放送設備の整備費	1,664,300千円
	イ、共同受信施設の大規模改修	277,700千円
	ウ、番組設備の老朽更新等	118,000千円
(3)	予算総則第5条第2項に基づく平成19年度からの建設費予算の繰越し	3,403,000千円
	ア、地上デジタル放送設備の整備費	2,837,380千円
	イ、放送所施設の老朽更新	297,000千円
	ウ、新放送会館の整備費等	268,620千円
(4)	予算総則第6条に基づく予備費の使用	1,350,051千円
	ア、地震など災害関連の取材及び被災施設の復旧経費(国内放送費)	295,694千円
	イ、衛星契約取次の増加と間接集金の推進による地域スタッフ手数料の増(契約収納費)	388,088千円
	ウ、地上テレビ放送の完全デジタル化に向けた難視地区調査経費(調査研究費)	666,269千円
(5)	予算総則第13条に基づく国の研究開発プロジェクトの受託研究実施による技術協力収入の受入れ及び研究実施経費への振当て	169,852千円
	ア、受入れの項及び金額	169,852千円
	副次収入	169,852千円

イ. 振当ての項及び金額
調査研究費 169,852千円
給与 135,428千円
退職手当・厚生費 22,762千円
財務費 9,059千円
(番組アーカイブ業務助定) 2,603千円
予算総則第4条第1項に基づく予算の流用2,600千円
ア. 事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額 2,600千円
退職手当・厚生費 2,600千円
イ. 事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額 △ 2,600千円
△ 2,600千円

別表
(一般助定)
(事業収支)
収入支出決算表

平成20年度

款	項	算 額					決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)			合 計 (1)+(2) (3)		
			第4条第1項 流	第6条予備費	第13条受託 研			
事 業 収 入	受 信 料	千円 657,505,985	千円 —	千円 169,852	千円 169,852	千円 657,675,837	千円 664,473,299	千円 △ 6,797,462
	交 付 金 収 入	635,077,709	—	—	—	635,077,709	638,662,026	△ 3,584,317
	副 次 務 収 入	3,346,425	—	—	—	3,346,425	3,339,695	6,729
	財 務 収 入	10,088,000	—	169,852	169,852	10,257,852	8,824,966	1,432,885
	雑 収 入	5,809,851	—	—	—	5,809,851	9,563,702	△ 3,753,851
	特 別 収 入	500,000	—	—	—	500,000	2,412,584	△ 1,912,584
	国 内 放 送 入	2,684,000	—	—	—	2,684,000	1,670,323	1,013,676
	国 際 放 送 入	647,248,051	—	169,852	169,852	647,417,903	636,884,229	10,533,673
	契 約 収 納 費	277,460,389	295,694	—	295,694	277,756,083	272,652,656	5,103,426
	信 対 策 費	11,122,153	—	—	—	11,122,153	10,693,283	428,869
事 業 支 出		59,020,886	388,088	—	388,088	59,408,974	59,357,698	51,275
		1,657,407	—	—	—	1,657,407	1,612,343	45,063

事業収支差金	広報調査研究費	3,590,975	—	—	—	—	3,590,975	3,438,288	152,686
	調査手当・厚生費	9,233,988	—	666,269	135,428	801,697	10,035,685	9,916,609	119,075
	退職金	129,021,666	△ 2,820,000	—	22,762	2,797,238	126,224,428	124,404,440	1,819,987
	共通管理費	51,258,597	2,820,000	—	9,059	2,829,059	54,087,656	54,072,630	15,025
	減価償却費	12,729,321	—	—	—	—	12,729,321	12,219,245	510,075
資本支出	財務費	71,865,000	△ 1,500,000	—	—	1,500,000	70,365,000	69,737,622	627,377
	特別費	14,999,669	590,000	—	2,603	592,603	15,592,272	15,583,555	8,716
	予備費	2,288,000	910,000	—	—	910,000	3,198,000	3,195,855	2,144
	当	3,000,000	—	△ 1,350,051	—	△ 1,350,051	1,649,949	—	1,649,949
	当	10,257,934	—	—	—	—	10,257,934	27,589,070	△ 17,331,136
資本支	出への充	3,378,000	—	—	—	—	3,378,000	3,378,000	—
	債務償還	3,378,000	—	—	—	—	3,378,000	3,378,000	—
翌年度以降の財政安定のための繰越金		6,879,934	—	—	—	—	6,879,934	24,211,070	△ 17,331,136

注 収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額であります。

(資本収支)

款	項	予 算			額	決 算 額 (4)	繰 越 額 (5)	予 算 残 額 (3)-(4)-(5)
		当 初 額 (1)	予算総則に基づく増減額(2)					
			第 5 条 第 2 項 繰 越	増 減 額 計				
資 本 収 入	事業収入	千円 80,478,000	千円 3,403,000	千円 3,403,000	千円 83,881,000	千円 2,060,000	千円 3,309,827	
	減価償却資金	3,378,000	—	—	3,378,000	—	—	
	資産受入れ	71,865,000	—	—	71,865,000	—	2,127,377	
	長期借入金	2,675,000	3,403,000	3,403,000	6,078,000	1,518,476	836,026	
	長期借入金	2,560,000	—	—	2,560,000	541,524	2,018,476	
資 本 支 出	建設費	80,478,000	3,403,000	3,403,000	83,881,000	2,060,000	3,309,827	
	放送債券償還積立資産繰入れ	76,900,000	3,403,000	3,403,000	80,303,000	2,060,000	3,309,827	
	出 資	200,000	—	—	200,000	—	—	
	長期借入金返還金	2,600,000	—	—	2,600,000	—	—	
	長期借入金返還金	778,000	—	—	778,000	—	—	
資本収支差金		—	—	—	—	—	△ 0	

1) 前期繰越金 92,455,664千円
2) 平成20年度発生額 24,211,070千円(事業収支差金27,589,070千円から事業収支差金受入れ3,378,000千円を差し引いた24,211,070千円と資本収支差金309円との合計額)

後期繰越金(1+2) 116,666,734千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は116,658,722千円)

(番組フォーマイブ業務勘定)

(事業収支)

款	項	算 額				決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		子 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)		合 計 (1)+(2) (3)		
			第 4 条 第 1 項 流 用	増 減 額 計			
事 業 収 入	視 聴 料 収 入	千円 485,233	千円 —	千円 —	千円 485,233	千円 107,465	千円 377,767
	財 務 収 入	418,648	—	—	418,648	50,720	367,927
	雑 収 入	66,585	—	—	66,585	56,644	9,940
		—	—	—	—	100	100
		1,887,510	—	—	1,887,510	1,416,979	470,530
事 業 支 出	既 放 送 番 組 配 信 費	1,528,277	—	—	1,528,277	1,112,912	415,364
	広 告 費	142,797	—	—	142,797	138,000	4,796
	給 職 手 当 ・ 厚 生 費	95,680	△ 2,600	△ 2,600	93,080	93,020	59
	退 職 手 当 管 理 費	32,838	2,600	2,600	35,438	35,352	85
	共 通 償 却 費	32,340	—	—	32,340	26,312	6,027
事 業 収 支 差 金		55,578	—	—	55,578	11,378	44,199
		△ 1,402,277	—	—	△ 1,402,277	△ 1,309,514	△ 92,762

注 事業収支差金△1,309,514千円は、「欠損金」として繰り越します。

(資本収支)

款	項	算 額			決算額 (4)	予算残額 (3)-(4)
		当 初 額 (1)	予算総則に基づく増減額(2)	合計 (1)+(2) (3)		
資本収入		千円 55,578	—	千円 55,578	千円 11,378	千円 44,199
	減価償却資金受入れ	55,578	—	55,578	11,378	44,199

資本支出	建設費	55,578	—	55,578	11,378	44,199
資本収支差金		55,578	—	55,578	11,378	44,199

(受託業務等勘定)
(事業収支)

款	項	算		決	予
		予	額		
		当	算	算	算
		初	則に基	(4)	(3)-(4)
		額	づく額	額	残額
		(1)	(2)		
事業収入	受託業務等収入	千円 1,908,000	千円 —	千円 1,868,377	千円 39,622
事業支出	受託業務等費用	1,908,000	—	1,868,377	39,622
		1,683,000	—	1,627,459	55,540
		1,626,000	—	1,576,781	49,218
		57,000	—	50,678	6,321
事業収支差金	受託業務等財	225,000	—	240,917	△ 15,917

注 事業収支差金240,917千円は、「一般勘定」へ繰り入れております。

官 報 (号 外)

審査報告書

日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右は全会一致をもって是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年五月二十六日

総務委員長 藤末 健三

参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成二十一年度決算書類である。

この決算書類によれば、同年度の貸借対照表の一般勘定については、平成二十二年三月三十一日

現在、資産合計は八千五百三十三億円、負債合計は二千九百四億円、純資産合計は五千六百二十九億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は六千六百五十五億円、経常事業支出は六千四百六十二億円となっており、経常事業収支差金は百九十三億円となっている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右
国会に提出する。

平成二十三年四月十二日

内閣総理大臣 菅 直人

日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

22 検 第 729 号
平成 22 年 11 月 5 日

内閣総理大臣
菅 直人殿
会計検査院長
西村 正紀閣

日本放送協会平成21年度財務諸表等の検査を行った旨の通知及び同書類の回付について
日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書等の検査を行ったので、その旨を通知し、同書類を回付します。

なお、本院は、検査の結果、意見を表示し又は処置を要求した事項として「受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託について、業界団体との緊密な連携を図るとともに契約内容の見直しを検討するなどして、受信契約の促進及び受信料の公平負担の徹底という目的に対して一層有効に機能するものとなるよう意見を表示したもの」を平成21年度決算検査報告に掲載した。

1 平成 21 年度財産目録

財 産 目 録

平成 22 年 3 月 31 日現在

(協 会 全 体)

科 目	内 容		合 計
	摘 要	金 額	千円
(資 産 の 部) 流 動 資 産 現金 及び 預金	現金	323, 226	195, 532, 551
	預 金	72, 029, 265	72, 352, 491
	定期預金ほか		
受信料未収金	受信料未収金	14, 968, 553	5, 886, 553

有 価 証 券	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の 収納不能見越額	△ 9, 082, 000	96, 395, 271
番 組 勘 定 前 払 費 用 未 収 金 その他の流動資産	反 払 金 その他の流動資産	国 債 政 府 保 証 債 非 政 府 保 証 債 地 方 債 事 業 債 議 渡 性 預 金 未 放 送 の 番 組 に 係 る 経 費 ほ か 貸 借 料 ほ か 国 際 放 送 関 係 交 付 金 ほ か	3, 498, 836 7, 198, 804 6, 198, 091 1, 499, 637 4, 999, 902 73, 000, 000	12, 563, 331 833, 632 6, 976, 019 525, 250
固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物	建 物	特定反払金ほか 国際催事に係る 保証金ほか	510, 388 14, 862	645, 272, 500 427, 720, 735 177, 672, 962
構 築 物	構 築 物	放送会館、放送 所ほか	312, 392, 570 △ 134, 719, 608	70, 713, 899
機 械 及 び 装 置	機 械 及 び 装 置	空中線設備ほか 減価償却累計 額 機 械 及 び 装 置 減価償却累計 額	163, 358, 392 △ 92, 644, 493 775, 185, 804 △ 643, 806, 811	131, 378, 993

車両及び運搬具	車両及び運搬具 減価償却累計 額	中 継 車 ほ か	8,514,312 △ 6,883,699	1,630,613	長期前払費用 その他の出資そ の他の資産	その 他 の 出 資	福岡タワー(株)ほ か 放送所敷地賃借 料未経過分ほか	253,900	118,109
器 具	器 具	楽器、事務用器 具ほか	5,436,317 △ 3,814,523	1,621,794	差 入 保 証 金 その他の資産	事 務 室 賃 借 保 証 金ほか 建設協力金ほか	2,178,366 680,455	2,858,821	2,858,821
土 地	減価償却累計 額	放送会館敷地、 放送所敷地ほか 地上デジタル テレビジョン放送 設備ほか	35,925,984 8,776,487		特 定 資 産 放送債券償還積 立資産	その 他 の 資 産	放送債券償還資 金積立金 国 債 政府保証債 非政府保証債 事 業 債	3,300,000 2,500,000 500,000 3,100,000	9,400,000 9,400,000
建 設 仮 勘 定	施 設 利 用 権	国際放送送信設 備利用権ほか	151,929	8,602,029	資 産 合 計 (負債の部)			850,205,052	
無 形 固 定 資 産	ソフトウエア ソフトウエア仮 勘定 その他の無形固 定資産	地 上 権	2,372,051 6,037,270 40,777		流 動 負 債 一年以内に償還 する放送債券	納 付 消 費 税 その他の未払金	番組制作経費、 設備整備経費ほ か	2,175,645 46,061,923	208,830,185 10,000,000
出資その他の資産 長期保有有価証 券		国 債 政府保証債 非政府保証債 地方債 事業債 円貨建外債	10,972,526 37,783,801 34,651,122 27,176,001 79,813,421 5,000,000	208,949,736 195,396,872	未 払 費 用	契約収納事務費 放送債券利息 その他の未払費 用	電力料、回線料 ほか	48,237,568	26,738,231
出 資	関連会社出資	(株)NHKエン タープライズほ か	10,322,032	10,575,932	事業所移転費用 引当金 受信料前受金		翌年度分受信料 の収納額	55,000	121,454,541

短期リース債務 その他の流動負債	前受り金	施設利用料ほか 源泉徴収所得税 ほか	53,794 1,729,765	561,282 1,783,560
固定負債			81,926,501	
放送債券			10,000,000	
退職給付引当金			51,366,318	
役員退任引当金			131,560	
国際催事放送権 料引当金			17,128,980	
長期リース債務			998,809	
その他の固定負債		P C B廃棄物処理 経費未払分ほか	2,300,833	
負債合計			290,756,686	

2 平成21年度貸借対照表

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(協会全体)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金	14,968,553	72,352,491	
受信料未収金	△ 9,082,000	5,886,553	
未収受信料欠損引当金		96,395,271	
有価証券		12,563,331	
組勘費用		833,632	
前払			

未収	金	6,976,019	
その他の流動資産	計	525,250	
流動資産合計		195,532,551	23.0
固定資産			
有形固定資産			
建物	312,392,570		
減価償却累計額	△ 134,719,608	177,672,962	
構築物	163,358,392		
減価償却累計額	△ 92,644,493	70,713,899	
機械及び装置	775,185,804		
減価償却累計額	△ 643,806,811	131,378,993	
車両及び運搬具	8,514,312		
減価償却累計額	△ 6,883,699	1,630,613	
器具	5,436,317		
減価償却累計額	△ 3,814,523	1,621,794	
土地		35,925,984	
建設仮勘定		8,776,487	
有形固定資産合計		427,720,735	50.3
無形固定資産			
無形固定資産		8,602,029	
無形固定資産合計		8,602,029	1.0
出資その他の資産			
長期保有有価証券		195,396,872	
出資		10,575,932	
関係会社に出資	10,322,032		
その他の出資	253,900		
長期前払費用		118,109	
その他の出資その他の資産		2,858,821	
出資その他の資産合計		208,949,736	24.6
固定資産合計		645,272,500	75.9

(一般勘定)				
科	目	内 訳	金 額	構 成 比
		千円	千円	%
特 定 資 産	放送債券償還積立資産	9,400,000		
	特 定 資 産 合 計	9,400,000		1.1
	流動負債の部	850,205,052		100.0
	一年以内に償還する放送債券	10,000,000		
	未払費用	48,237,568		
	未払費用引当金	26,738,231		
	事業所移転費用引当金	55,000		
	受信料前受債務	121,454,541		
	短期の流動負債	561,282		
	その他の流動負債	1,783,560		
	流動負債合計	208,830,185		24.6
	固定負債	10,000,000		
	放送給付引当金	51,366,318		
	退職給付引当金	131,560		
	役員退任引当金	17,128,980		
	国際催事放送権料引当金	998,809		
固 定 資 産	長期の固定負債	2,300,833		
	その他の固定負債	81,926,501		9.6
	固定負債合計	290,756,686		34.2
	(純資産の部)			
	資本	163,375		
	継続資産	436,694,667		
	固定資産充当資本	122,590,323		
	剰余金	122,590,323		
	繰越剰余金	559,448,366		65.8
	純資産合計	850,205,052		100.0
	負債純資産合計			
(一 般 勘 定)				
流 動 資 産	の 部	産 金		
現金及び預金		14,968,553	72,348,898	
受信料未収金		△ 9,082,000	5,886,553	
未収受信料欠損引当金			96,395,271	
有価証券			12,563,331	
番組組立費			827,392	
番組グループカード勘定短期貸付金			3,343,248	
未収の流動資産			6,906,756	
その他の流動資産			525,250	
流動資産合計			198,796,703	23.3
固 定 資 産				
有形固定資産				
建物		312,392,570		
構築物		△ 134,719,608	177,672,962	
機械及び装置		163,358,392		
減価償却累計額		△ 92,644,493	70,713,899	
機械及び運搬具		775,185,804		
減価償却累計額		△ 643,806,811	131,378,993	
車両及び運搬具		8,514,312		
減価償却累計額		△ 6,883,699	1,630,613	
器具		5,308,973		
減価償却累計額		△ 3,773,899	1,535,073	
土地			35,925,984	
建設仮勘定			8,776,487	
有形固定資産合計			427,634,014	50.1

役員退任引当金	131,560	
国際雇事放送権利引当金	17,128,980	
長期リース入債債務	939,027	
その他の固定負債	2,300,833	
固定負債合計	81,866,719	9.6
負債合計	290,403,090	34.0
(純資産の部)		
資本		
承継資産	163,375	
固定資産充当資本	436,694,667	
剰余金	126,093,642	
繰越剰余金	126,093,642	
純資産合計	562,951,684	66.0
負債純資産合計	853,354,775	100.0

注 繰越剰余金1,260億9,364万2千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

(番組アーカイブ業務勘定)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資産の部)			
流動資産			
前払費用		6,239	
未収資産		139,896	
流動資産合計		146,136	56.1
固定資産			
有形固定資産	127,344		
減価償却累計額	△ 40,623	86,721	
有形固定資産合計		86,721	

無形固定資産	8,602,029	
無形固定資産合計	8,602,029	1.0
出資その他の資産		
長期保有有価証券	195,396,872	
出資	10,575,932	
関係会社に出資	10,322,032	
その他	253,900	
長期前払費用	90,400	
その他の出資その他の資産	2,858,821	
出資その他の資産合計	208,922,027	24.5
固定資産合計	645,158,071	75.6
特 定 資 産		
放送債券償還積立資産	9,400,000	
特 定 資 産 合 計	9,400,000	1.1
(負債の部)		
一年以内に償還する放送債券	10,000,000	
未払費用	47,995,630	
事業所移転費用引当金	26,738,231	
受信料前受金	55,000	
短期リース負債	121,454,541	
その他の流動負債	530,007	
流動負債合計	1,762,960	
固定負債	208,536,371	24.4
放送債券	10,000,000	
退職給付引当金	51,366,318	

(外) 号 目

(負債の部)		債 金	
流動	未 償 金	8,517	
長期	その 他 の 流 動 負 債 計	20,600	100.0
固定	資 産 合 計	29,117	100.0
(負債の部)	純 資 産 合 計	29,117	100.0
流動	一 般 勘 定 短 期 借 入 金		
未 償 金	3,343,248		
短期	329,578		
流動	31,275		
固定	3,704,102		1,421.6
長期	59,782		
固定	59,782		22.9
(純 資 産 の 部)	3,763,884		1,444.5
資 産	本 金		
欠 損	△ 3,503,318		
繰 越 欠 損	△ 3,503,318		
純 資 産 合 計	△ 3,503,318		△ 1,344.5
負債 純 資 産 合 計	260,565		100.0

3 平成21年度損益計算書

損 益 計 算 書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(協 会 全 体)

科 目	金 額
経 常 事 業 収 入 料	653,372,443
受 交 付 金 収 入	3,783,577
視 聴 料 収 入	295,121
副 次 業 務 等 収 入	6,872,932
經 常 事 業 等 支 出	1,542,588
經 常 事 業 等 支 出	274,664,702
國 内 放 送 信 費	11,940,947
國 際 放 送 番 組 配 信 費	2,020,447
既 受 託 業 務 等 納 費	21,864
業 務 受 託 約 収 納 費	60,204,220
業 務 受 託 約 収 納 費	648,791,144

そ の 他 の 資 産 用 計	27,708	
長期 前 払 費 合 計	27,708	
その 他 の 資 産 合 計	114,429	43.9
固定 資 産 合 計	260,565	100.0
(負債の部)		
流動 債 金		
一 般 勘 定 短 期 借 入 金	3,343,248	
未 償 金	329,578	
短期 リ ー ン 債 務 計	31,275	
流動 リ ー ン 債 務 計	3,704,102	1,421.6
固定 リ ー ン 債 務 計	59,782	
長期 固 定 リ ー ン 債 務 計	59,782	22.9
(純 資 産 の 部)	3,763,884	1,444.5
資 産	本 金	
欠 損	△ 3,503,318	
繰 越 欠 損	△ 3,503,318	
純 資 産 合 計	△ 3,503,318	△ 1,344.5
負債 純 資 産 合 計	260,565	100.0

(受託業務等勘定)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
(資 産 の 部)	千 円	千 円	%
流動 現 金 及 預 金		3,593	
未 償 金		25,524	
流動 資 産 合 計		29,117	100.0
資 産 合 計		29,117	100.0

別	その他の特別収入	
	支出	金額
収入	特別収入	30,292
	固定資産売却損	4,287,362
	固定資産除却損	192,827
	固定資産売却損	2,241,902
	P C B廃棄物処理経費	1,417,062
支出	固定資産減損損失	421,766
	その他の特別支出	13,803
当期事業収支差金		12,400,649
当期事業収支差金		12,400,649

(番組アーク業務勘定)

科	目	
	金額	金額
経常事業収入	経常事業収入	295,121
	既放送番組配信費	2,094,427
	広給手当・厚生費	258,526
	退職金	116,884
	共通管理却費	51,627
経常事業収支差金		33,888
		29,244
経常事業収支差金		△ 2,289,477
経常事業収支差金		95,673
経常事業収支差金		95,507
経常事業収支差金		165
経常事業収支差金		95,673
当期事業収支差金		△ 2,193,804
当期事業収支差金		△ 2,193,804

(受託業務等勘定)	
科	目
経常事業収入	経常事業収入
	受託業務等収入
	経常事業等支出
	受託業務等支出
	経常事業収支差金
経常事業収支差金	1,542,588
経常事業収支差金	1,542,588
経常事業収支差金	1,243,965
経常事業収支差金	1,243,965
経常事業収支差金	298,623
経常事業収支差金	54,655
経常事業収支差金	54,655
当期事業収支差金	△ 54,655
当期事業収支差金	243,968

当期事業収支差金	金額
当期事業収支差金	243,968
当期事業収支差金	—

4 平成21年度資本等変動計算書

資本等変動計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(協会全体)

(単位 千円)

科	目	資		本		純資産合計
		承継資本	固定資産	剰余金	繰越剰余金	
前期	期末	163,375	430,350,937	118,727,208	549,241,520	—
当期	資本支出	—	6,343,729	△ 6,343,729	—	—

当期事業収支差金	—	10,206,845	10,206,845
当期変動額合計	—	6,343,729	3,863,115
当期末残高	163,375	436,694,667	122,590,323
			559,448,366

(一般勘定)

(単位 千円)

科 目	資 産		本 金		純資産合計
	承継資本	固定資産 充当資本	剰余金 繰越剰余金		
前 期 末 残 高	163,375	430,350,937	120,036,722	550,551,035	
当 期 変 動 額					
当期資本支出充当金	—	6,343,729	△ 6,343,729	—	
当期事業収支差金	—	—	12,400,649	12,400,649	
当 期 変 動 額 合 計	—	6,343,729	6,056,919	12,400,649	
当 期 末 残 高	163,375	436,694,667	126,093,642	562,951,684	

(番組アークイテ業務勘定)

(単位 千円)

科 目	目	純 資 産		
		資 産	剰 余 金	本 金
		繰 越 欠 損 金		
前 期 末 残 高	△			1,309,514
当 期 変 動 額				
当期変動欠損金	△			2,193,804
当 期 変 動 額 合 計	△			2,193,804
当 期 末 残 高	△			3,503,318

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

科 目	目	純 資 産	資 本	剰 余 金	繰 越 剰 余 金
前 期 末 残 高		—			
当 期 変 動 額					
当期事業収支差金		243,968			
一般勘定への繰入れ	△	243,968			
当 期 変 動 額 合 計		—			
当 期 末 残 高		—			

5 平成21年度キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(協 会 全 体)

(単位 千円)

区 分	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
当期事業収支差金	10,206,845
減価償却費	75,068,624
長期前払費用の償却額	49,546
退職給付引当金の増減額	17,967,103
役員退任引当金の増減額	51,970
未収受信料欠損引当金の増減額	1,702,000
国際催事放送権利引当金の増減額	△ 4,974,060

事業所移転費用引当金の増減額	55, 000
受取利息及び受取配当金	△ 5, 727, 236
支払利息	436, 906
P C B廃棄物処理経費	1, 417, 062
固定資産売却益	△ 3, 813, 903
固定資産受贈益	△ 77, 187
固定資産除却損	2, 241, 902
固定資産売却損	192, 827
固定資産減損損失	421, 766
差入保証金の評価減	13, 803
受信料未収金の増減額	1, 079, 274
番組勘定の増減額	1, 487, 402
未収金の増減額	△ 130, 465
受信料前受金の増減額	1, 626, 421
未収消費税の増減額	718, 697
未払消費税の増減額	2, 144, 429
未払金の増減額	2, 931, 249
その他の	△ 53, 722
事業活動によるキャッシュ・フロー	101, 528, 318
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 127, 500, 000
定期預金の払戻による収入	127, 500, 000
有価証券の取得による支出	△ 111, 500, 000
有価証券の売却・償還による収入	92, 098, 362
関係会社の清算による収入	34, 035
固定資産の取得による支出	75, 197, 077
固定資産の売却による収入	△ 4, 070, 242

長期保有有価証券の取得による支出	△ 39, 975, 110
差入保証金の増減額	△ 341, 634
利息及び配当金の受取額	5, 631, 581
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 125, 179, 600
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金返済による支出	△ 306, 000
放送債券の償還による支出	△ 6, 000, 000
リース債務返済による支出	△ 482, 238
利息の支払額	△ 449, 444
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7, 237, 683
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 30, 888, 965
V 現金及び現金同等物の期首残高	123, 241, 457
VI 現金及び現金同等物の期末残高	92, 352, 491

6 平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会(以下「協会」という。)は、平成21年度の事業運営にあたり、3年後のNHKへの接触者率80%と受信料の支払率75%等とする経営目標を掲げた「平成21～23年度 NHK経営計画」の初年度として、業務全般にわたり適正かつ効率的な運営を図りつつ、事業計画を着実に実施しました。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえるべく、放送サービスの充実、視聴者との結びつきの強化、地上デジタルテレビジョン放送の推進と普及促進、海外への情報発信の強化、調査研究の推進等各部門の事業活動を積極的に進めました。

協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりであります。

協会全体の平成21年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総

額8,502億505万2千円に対し、負債総額は2,907億5,668万6千円であり、純資産総額は5,594億4,836万6千円であります。

次に、平成21年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,658億6,666万3千円に対し、経常事業支出は6,487億9,114万4千円で、差し引き経常事業収支差金は170億7,551万9千円であり、これに経常事業外収支差金△74億4,731万3千円を加えた経常収支差金は96億2,820万5千円であります。これに特別収入48億6,600万1千円を加え、特別支出42億8,736万2千円を差し引いた当期事業収支差金は102億684万5千円であります。この当期事業収支差金は、事業収支剰余金であります。

次に、平成21年度中のキャッシュ・フローの状況をキャッシュ・フロー計算書でみると、事業活動によるキャッシュ・フローは1,015億2,831万8千円であり、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,251億7,960万円、財務活動によるキャッシュ・フローは△72億3,768万3千円であります。現金及び現金同等物の残高は、年度当初は1,232億4,145万7千円でありましたが、308億8,896万5千円減少し、年度末では923億5,249万1千円となっております。

一般勘定、番組アークイノ業務勘定及び受託業務等勘定の各勘定における平成21年度末の資産、負債及び純資産の状況並びに平成21年度中の損益の状況は次のとおりであります。

「一般勘定」の平成21年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額8,533億5,477万5千円に対し、負債総額は2,904億309万円であり、純資産総額は5,629億5,168万4千円であります。

次に、平成21年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,655億7,121万6千円に対し、経常事業支出は6,462億6,087万4千円で、差し引き経常事業収支差金は193億1,034万1千円であり、これに経常事業外収支差金△74億8,833万1千円を加えた経常収支差金は118億2,201万円であります。これに特別収入48億6,600万1千円を加え、特別支出42億8,736万2千円を差し引いた当期事業収支差金は124億64万9千円であります。この当期事業収支差金は事業収支剰余金であり、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

「番組アークイノ業務勘定」の平成21年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額2億6,056万5千円に対し、負債総額は37億6,388万4千円であり、純資産総額は△35億331万8千円であります。

次に、平成21年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入2億9,512万1千円に対し、経常事業支出は25億8,459万8千円で、差し引き経常事業収支差金は△22億8,947万7千円であります。これに経常事業外収支差金9,567万3千円を加えた経常収支差金は△21億9,380万4千円であり、当期事業収支差金も同額の△21億9,380万4千円であります。この当期事業収支差金は、欠損金として繰り越します。

「受託業務等勘定」の平成21年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額2,911万7千円に対し、負債総額は2,911万7千円であります。

次に、平成21年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入15億4,258万8千円に対し、経常事業支出は12億4,396万5千円で、差し引き経常事業収支差金は2億9,862万3千円であり、これに経常事業外収支差金△5,465万5千円を加えた当期事業収支差金は2億4,396万8千円であり、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れております。

2 財務諸表の作成に関する重要な会計方針

2.1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)によっております。

(2) 子会社及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法によっております。

(3) その他有価証券(時価のないもの)……………移動平均法に基づく原価法によっております。

2.2 番 組 勘 定

個別法に基づく原価法によっております。なお、放送を実施する可能性が低下したもののについては、帳簿価額を切り下げております。

2.3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

「建物」「構築物」……………定額法によっております。

「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」……………定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物……………5～50年

構 築 物……………10～60年

機械及び装置……………5～15年

車両及び運搬具……………4～7年

器 具……………3～41年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

施設利用権……………15～20年

自社利用のソフトウェア……………見込利用可能期間(5年)

(3) リース資産

所有権移転外リース・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2.4 引当金の計上基準

- (1) 未収信料欠損引当金…… 当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実績率により計上しております。

- (2) 退職給付引当金…… 職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上しております。
(会計方針の変更)
当年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しておりますが、これによる影響はありません。

- (3) 役員退任引当金…… 役員退任手当の支出に備えるため、内規に基づく年度末要支給額を計上しております。

- (4) 国際催事放送権料引当金… スポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料の支払いに備えるため、開催地決定時より放送実施までの期間に放送権料の合理的見積額を計上しております。なお、当該科目は、「企業会計原則注解 注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金であります。
- (5) 事業所移転費用引当金…… 事業所の撤去及び原状回復工事等の支払いに備えるため、合理的見積額を計上しております。

2.5 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

なお、放送法施行規則の規定により、納付消費税は財務費等に含めております。
また、総務省の規定により、財務費の消費税等には固定資産の取得に係る仕入消費税が含まれております。

2.6 固定資産の減損会計
固定資産の減損会計につきましては、放送法施行規則の規定により、「固定資産の減損会計に係る独立行政法人会計基準」によっております。

2.7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3 資産、負債、純資産、損益及びキャッシュ・フローの状況
3.1 財産目録及び貸借対照表
(協会全体)
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分		平成20年度末	平成21年度末	増	減
資 産	現金及び預金	75,241,457	72,352,491	△	2,888,965
	受信料未収金	5,263,828	5,886,553		622,725
	有価証券	81,598,362	96,395,271		14,796,908
	番組制作費用	14,050,734	12,563,331	△	1,487,402
	前払費	916,573	833,632	△	82,941
	未収金	7,789,092	6,976,019	△	813,072
	その他の流動資産	417,793	525,250		107,456
	流動資産合計	(22,5) 185,277,842	(23,0) 195,532,551		10,254,709
	有形固定資産	433,833,785	427,720,735	△	6,113,049
	建物	180,341,064	177,672,962	△	2,668,102
負債、純資産	構築物	59,884,711	70,713,899		10,829,188
	機械及び装置	151,697,431	131,378,993	△	20,318,437
	車両及び運搬具	2,080,739	1,630,613	△	450,126
	器具	1,626,974	1,621,794	△	5,179
	土地	36,094,524	35,925,984	△	168,539
	建設仮勘定	2,108,338	8,776,487		6,668,148
	無形固定資産	2,052,559	8,602,029		6,549,469
	出資その他の資産	187,877,452	208,949,736		21,072,284
	長期保有有価証券	174,741,939	195,396,872		20,654,933
	長期前払費用	10,585,932	10,575,932	△	10,000
純資産	その他の出資その他	126,847	118,109		8,738
	その他の資産	2,422,731	2,858,821		436,089
固定資産合計		(75,9) 623,763,796	(75,9) 645,272,500		21,508,704
放送債券償還積立資産		13,400,000	9,400,000	△	4,000,000

)

(一般勘定)
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分		平成20年度末	平成21年度末	増 減
資 産	現金及び預金	75,241,457	72,348,898	△ 2,892,558
	受信料未収金	5,263,828	5,886,553	622,725
	有価証券	81,598,362	96,395,271	14,796,908
	番組勘定	14,050,734	12,563,331	△ 1,487,402
	前払費用	912,439	827,392	85,046
	番組アークイゾ勘定	1,311,722	3,343,248	2,031,526
	短期貸付金	—	—	—
	受託業務等勘定	45,306	—	△ 45,306
	貸付金	7,655,408	6,906,756	△ 748,652
	未収金	417,793	525,250	△ 107,456
その他の流動資産		(22.6)	(23.3)	12,299,651
流動資産合計		186,497,052	198,796,703	△ 6,096,798
負 債	有形固定資産	433,730,812	427,634,014	△ 2,668,102
	建物	180,341,064	177,672,962	△ 10,829,188
	構築物	59,884,711	70,713,899	△ 20,318,437
	機械及び装置	151,697,431	131,378,993	△ 450,126
	車両及び運搬具	2,080,739	1,630,613	△ 11,071
	器具	1,524,002	1,535,073	△ 168,539
	土地	36,094,524	35,925,984	△ 6,668,148
	建設仮勘定	2,108,338	8,776,487	6,549,469
	無形固定資産	2,052,559	8,602,029	21,088,909
	出資その他の資産	187,833,118	208,922,027	20,654,933
資 産	長期保有有価証券	174,741,939	195,396,872	△ 10,000
	長期前払費用	10,585,932	10,575,932	7,886
	長期前払費用	82,514	90,400	△ 436,089
	その他の出資その他	2,422,731	2,858,821	△ 21,541,580
固定資産合計		(75.8)	(75.6)	△ 4,000,000
流動資産合計		623,616,491	645,158,071	△ 21,541,580
増 減		13,400,000	9,400,000	△ 4,000,000

特 定 資 産 合 計	(1.6)	(1.1)	△	4,000,000
資 産 合 計	13,400,000 (100.0) 822,441,638	9,400,000 (100.0) 850,205,052	△	27,763,414
一年以内に返済する 長期借入金	306,000	—	△	306,000
一年以内に償還する 放送債券	6,000,000	10,000,000		4,000,000
未払金	42,346,805	48,237,568		5,890,763
未払費用	24,925,801	26,738,231		1,812,430
事業所移転費用引当	—	55,000		55,000
受信料前受金	119,828,120	121,454,541		1,626,421
短期リース債務	413,703	561,282		147,578
その他の流動負債	1,594,498	1,783,560		189,061
流動負債合計	(23.7) 195,414,929	(24.6) 208,830,185		13,415,256
放送債権	20,000,000	10,000,000	△	10,000,000
退職給付引当金	33,399,214	51,366,318		17,967,103
役員退任引当金	183,530	131,560	△	51,970
国際従事放送権料引当金	22,103,040	17,128,980	△	4,974,060
長期リース債務	1,035,052	998,809	△	36,243
その他の固定負債	1,064,351	2,300,833	△	1,236,482
固定負債合計	(9.5) 77,785,188	(9.6) 81,926,501		4,141,312
負債合計	(33.2) 273,200,117	(34.2) 290,756,686		17,556,569
資産合計	549,241,520	559,448,366		10,206,845
承継資本	163,375	163,375		—
固定資産充当資本	430,350,937	436,694,667		6,343,729
剰余金	118,727,208	122,590,323		3,863,115
純資産合計	(66.8) 549,241,520	(65.8) 559,448,366		10,206,845
負債純資産合計	(100.0) 822,441,638	(100.0) 850,205,052		27,763,414

注 ()内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

(外号) 日本放送協会の平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

特定資産合計		(1,6)	(1,1)	△	4,000,000
特定資産合計	計	13,400,000	9,400,000	△	4,000,000
資産合計	計	(100,0)823,513,543	(100,0)853,354,775		29,841,231
負債・純資産	一年以内に返済する長期借入金	306,000	—	△	306,000
	一年以内に償還する放送債券	6,000,000	10,000,000		4,000,000
	未払金	42,217,616	47,995,630		5,778,014
	未払費用	24,925,801	26,738,231		1,812,430
	事業所移転費用引当金	—	55,000		55,000
	受信料前受金	119,828,120	121,454,541		1,626,421
	短期リース債務	385,839	530,007		144,167
	その他の流動負債	1,594,199	1,762,960		168,760
	流動負債合計	(23,7)195,257,576	(24,4)208,536,371		13,278,794
	放送債券	20,000,000	10,000,000	△	10,000,000
	退職給付引当金	33,399,214	51,366,318		17,967,103
	役員退任引当金	183,530	131,560	△	51,970
純資産	国際催事放送権料引当金	22,103,040	17,128,980	△	4,974,060
	長期リース債務	954,796	939,027	△	15,768
	その他の固定負債	1,064,351	2,300,833	△	1,236,482
	固定負債合計	(9,4)77,704,932	(9,6)81,866,719		4,161,787
資産	負債合計	(33,1)272,962,508	(34,0)290,403,090		17,440,581
	資本	550,551,035	562,951,684		12,400,649
	繰上資本	163,375	163,375		—
	固定資産充当資本	430,350,937	436,694,667		6,343,729
純資産合計	剰余金	120,036,722	126,093,642		6,056,919
	純資産合計	(66,9)550,551,035	(66,0)562,951,684		12,400,649
負債純資産合計		(100,0)823,513,543	(100,0)853,354,775		29,841,231

注 ()内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

資産の部		平成20年度末		平成21年度末		増減
区分	分	平成20年度末	構成比(%)	平成21年度末	構成比(%)	増減
		金額		金額		
流動資産	資産	186,497,052	22.6	198,796,703	23.3	12,299,651
固定資産	資産	623,616,491	75.8	645,158,071	75.6	21,541,580
特定資産	資産	13,400,000	1.6	9,400,000	1.1	△4,000,000
合計	計	823,513,543	100.0	853,354,775	100.0	29,841,231

流動資産

平成21年度末の流動資産は、平成20年度末の1,864億9,705万2千円に比べ122億9,965万1千円増加し、1,987億9,670万3千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区分	分	平成20年度末	平成21年度末	増減
現金及び預金	預金	75,241,457	72,348,898	△2,892,558
受信料	未収金	5,263,828	5,886,553	622,725
有価証券	債券	81,598,362	96,395,271	14,796,908
番組組	勘定	14,050,734	12,563,331	△1,487,402
前払	費用	912,439	827,392	△85,046
番組グループ勘定	短期貸付金	1,311,722	3,343,248	2,031,526
受託業務等勘定	短期貸付金	45,306	—	△45,306
未収	金	7,655,408	6,906,756	△748,652
その他の流動資産	資産	417,793	525,250	107,456
合計	計	186,497,052	198,796,703	12,299,651

(1) 現金及び預金 (単位 千円)

区分	分	平成20年度末	平成21年度末	増減
現金	金	157,998	323,226	165,227

普通預金	7,583,458	9,525,672	1,942,213
定期預金	67,500,000	62,500,000	△ 5,000,000
合計	75,241,457	72,348,898	△ 2,892,558

(2) 受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
受信料未収金	16,047,828	14,968,553	△ 1,079,274
未収受信料欠損引当金	△ 10,784,000	△ 9,082,000	1,702,000
合計	5,263,828	5,886,553	622,725

<未収受信料欠損引当金の増減内訳>

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末		
		増加額	減少額	年度末
未収受信料欠損引当金	10,784,000	9,082,000	10,784,000	9,082,000

(3) 有価証券

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
有価証券	81,598,362	96,395,271	14,796,908

<有価証券の内訳>

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国債	3,500,000	3,491,405	3,498,836	
政府保証債	7,200,000	7,185,330	7,198,804	預金保険機構債券ほか

非政府保証債	6,200,000	6,189,025	6,198,091	日本政策投資銀行債券ほか
地方債	1,500,000	1,496,350	1,499,637	静岡県公募公債ほか
事業債	5,000,000	4,999,060	4,999,902	東京電力㈱社債ほか
譲渡性預金	73,000,000	73,000,000	73,000,000	
合計	96,400,000	96,361,170	96,395,271	

(4) 番組勘定

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
番組組勘定	14,050,734	12,563,331	△ 1,487,402

注 番組勘定の内容は、未放送の番組に係る経費、スポーツ放送権料及び映画放送権料であります。

(5) 前払費用

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
前払費用	912,439	827,392	△ 85,046

注 前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等であります。

(6) 番組アークイブ勘定短期貸付金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
番組アークイブ勘定短期貸付金	1,311,722	3,343,248	2,031,526

(7) 受託業務等勘定短期貸付金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
受託業務等勘定短期貸付金	45,306	—	△ 45,306

並びにこれらに関する説明書

(8) 未 収 金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
有 価 証 券 等 利 息	582,525	579,050	△ 3,475
そ の 他 の 未 収 金	7,072,883	6,327,705	△ 745,177
合 計	7,655,408	6,906,756	△ 748,652

注 その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等であります。

(9) その他の流動資産

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
仮 払 金	305,039	510,388	205,348
そ の 他 の 流 動 資 産	112,754	14,862	△ 97,891
合 計	417,793	525,250	107,456

注1 仮払金の内容は、特定仮払金等であります。なお、特定仮払金とは、緊急取材等の特定業務で使用する仮払金であります。

2 平成21年度末におけるその他の流動資産の内容は、冬季オリンピック・バンクーバー大会の放送施設利用に係る保証金等であります。

固 定 資 産

平成21年度末の固定資産は、平成20年度末の6,236億1,649万1千円に比べ215億4,158万円増加し、6,451億5,807万1千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
有 形 固 定 資 産	433,730,812	427,634,014	△ 6,096,798
無 形 固 定 資 産	2,052,559	8,602,029	6,549,469
出 資 そ の 他 の 資 産	187,833,118	208,922,027	21,088,909
長 期 保 有 有 価 証 券	174,741,939	195,396,872	20,654,933

出 資 用 資 産	10,585,932	10,575,932	△ 10,000
長 期 前 払 費 用	82,514	90,400	・7,886
その他の出資その他の資産	2,422,731	2,858,821	436,089
合 計	623,616,491	645,158,071	21,541,580

(1) 有形・無形固定資産の取得及び処分

(単位 千円)

区 分	平成20年度末取得価額 (1)	平成21年度			平成21年度末取得価額 (1)+(2)-(3) (4)
		増 加 額 (2)	減 少 額 (3)		
有 形 固 定 資 産	1,277,314,716	73,982,585	41,834,775		1,309,462,526
建 物	306,331,142	7,838,037	1,776,608		312,392,570
構 築 物	148,641,869	19,075,991	4,359,468		163,358,392
機 械 及 び 装 置	770,496,915	37,396,800	32,707,912		775,185,804
車 両 及 び 運 搬 具	8,611,864	562,941	660,492		8,514,312
器 具	5,030,061	385,222	106,310		5,308,973
土 地	36,094,524	45,931	214,470		35,925,984
建 設 仮 勘 定	2,108,338	8,677,660	2,009,511		8,776,487
無 形 固 定 資 産	6,766,464	7,025,805	4,454,142		9,338,126
施 設 利 用 権	4,810,349	4,388	4,454,142		360,595
ソ フ ト ウ ェ ア	1,915,337	984,146	—		2,899,483
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	—	6,037,270	—		6,037,270
その他の無形固定資産	40,777	—	—		40,777
合 計	1,284,081,180	81,008,390	46,288,918		1,318,800,653

区 分	平成21年度末減価償却累計額 (5)	減 価 償 却 額		平成21年度末帳簿価額 (4)-(5)
		累 計 額	減 損 計 失 額	
有 形 固 定 資 産	881,828,512	881,407,710	420,801	427,634,014
建 物	134,719,608	134,323,879	395,728	177,672,962

構 築 物	92,644,493	92,620,968	23,524	70,713,899
機 械 及 び 装 置	643,806,811	643,805,719	1,091	131,378,993
車 両 及 び 運 搬 具	6,883,699	6,883,699	—	1,630,613
器 具	3,773,899	3,773,444	455	1,535,073
土 地	—	—	—	35,925,984
建 設 仮 勘 定 地	—	—	—	8,776,487
無 形 固 定 資 産	736,097	736,097	—	8,602,029
施 設 利 用 権	208,665	208,665	—	151,929
ソ フ ト ウ ェ ア	527,432	527,432	—	2,372,051
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	—	—	—	6,037,270
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	—	—	—	40,777
合 計	882,564,609	882,143,808	420,801	436,236,043

注 1 有形固定資産及び無形固定資産の増減額のうち主なものは次のとおりであります。

＜増加額＞

- ・建物 地上デジタル放送局舎(4,971,669千円) 等
- ・構築物 地上デジタルテレビジョン放送設備(14,880,727千円)、テレビジョン共同受信施設(3,208,355千円) 等
- ・機械及び装置 地上デジタルテレビジョン放送設備(14,705,865千円) 等
- ・建設仮勘定 放送会館(横浜・千葉・甲府)(1,967,274千円) 等

＜減少額＞

- ・構築物 テレビジョン共同受信施設(3,158,902千円) 等
- ・機械及び装置 地上デジタルテレビジョン放送設備及びハイビジョン放送設備の整備に伴う旧設備の除売却(29,294,316千円) 等
- 2 平成21年度の減少額には土地の減損損失964千円が含まれております。また、平成21年度の減損損失累計額は建物等の減損損失420,801千円であります。なお、減損損失の内訳は次のとおりであります。

(単位 千円)

種 類	用 途	資 産 名 称	平成21年度 期首帳簿価額	減 損 損 失 額
土 地	非現用 (テレビジョン中継放送 所等跡地)	御津宮津テレビジョン 中継放送所(兵庫県)等 6件	1,476	964

建物等 設備等)	非現用(世帯寮及び付属 等89件)	さつき世帯寮(秋田県)	420,801	420,801
-------------	----------------------	-------------	---------	---------

注 非現用不動産である土地や宿舍等使用見込みのない建物等について、減損損失を計上しております。当該資産の回収可能サージス価額は、正味売却価額により測定しております。

3 賃貸等不動産の時価

協会は、投資を目的とした投資不動産を所有しておりません。また、賃貸収益を得ることを主目的とした賃貸不動産についても所有しておりません。なお、廃局となった放送所の土地、使用を中止した寮・舎宅、運動場用地等の非現用不動産についての貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額			平成21年度 末の時価
	平成20年度 末残高	平成21年度 増減額	平成21年度 末残高	
非 現 用 不 動 産	1,037,500	△ 210,665	826,835	19,254,632

注 1 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

- 2 非現用不動産の平成21年度増減額のうち、主な減少は旧西部警察敷地(千葉県)の売却(105,054千円)、主な増加は花園寮(青森県)の廃止に伴う非現用不動産への区分変更(798千円)によるものであります。

- 3 平成21年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(追加情報)

当年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しております。

(2) 長期保有有価証券

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
長 期 保 有 有 価 証 券	174,741,939	195,396,872	20,654,933

(株)国際電気通信基礎技術研究所	93,900	—	—	1,878株	93,900	93,900
合 計 (17社)	10,585,932	299,500	309,500	—	10,575,932	10,575,932

注 1 放送法第9条の2の2に基づき総務大臣の認可を受けて出資しております。

2 子会社の合併に伴い、平成21年4月1日付で以下の社名に変更となっております。

(株)NNHKグローバルメディアサービス

(株)NNHK情報ネットワークと(株)日本文字放送が合併)

(株)NNHKビジネスクリエイト

(株)NNHK共同ビジネスと(株)NNHKオフィス企画が合併)

3 (株)NNHK名古屋ビルシステムズの減少額は、会社清算によるものであります。これを除く関係会社出資の増加額及び減少額は、子会社の合併によるものであります。

4 社数は、平成21年度末時点のものです。

(4) 長期前払費用

(単位 千円)				
区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
長期前払費用	82,514	90,400		7,886

注 長期前払費用の内容は、放送所敷地賃借料未経過分等であります。

(5) その他の出資その他の資産

(単位 千円)				
区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
差入保証金	1,852,363	2,178,366		326,002
その他の資産	570,368	680,455		110,087
合 計	2,422,731	2,858,821		436,089

注 1 差入保証金の内容は、事務室賃借保証金等であります。

2 その他の資産の内容は、東京タワーの建設協力金等であります。

特 定 資 産

平成21年度末の特定資産は、平成20年度末の134億円に比べ40億円減少し、94億円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)				
区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
放送債券償還積立資産	13,400,000	9,400,000	△	4,000,000

放送債券償還積立資産

(単位 千円)				
区 分	平成20年度末	平成21年度		
		増加額	減少額	年度末
放送債券償還積立資産	13,400,000	2,000,000	6,000,000	9,400,000

注 放送債券償還積立資産は、放送法第42条第4項に基づき放送債券償還のために積み立てたものであります。

＜放送債券償還積立資産の内訳＞

(単位 千円)				
区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国 債	3,300,000	3,300,000	3,300,000	公営企業債券ほか
政 府 保 証 債	2,500,000	2,500,000	2,500,000	中小企業債券
非 政 府 保 証 債	500,000	500,000	500,000	北陸電力(株)社債ほか
合 計	3,100,000	3,100,000	3,100,000	
合 計	9,400,000	9,400,000	9,400,000	

負 債 の 部

平成21年度末の負債総額は、平成20年度末の2,729億6,250万8千円に比べ174億4,058万1千円増加し、2,904億309万円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)					
区 分	平成 20 年 度 末		平成 21 年 度 末		増 減
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	
流 動 負 債	195,257,576	71.5	208,536,371	71.8	13,278,794
固 定 負 債	77,704,932	28.5	81,866,719	28.2	4,161,787
合 計	272,962,508	100.0	290,403,090	100.0	17,440,581

流動負債

平成21年度末の流動負債は、平成20年度末の1,952億5,757万6千円に比べ132億7,879万4千円増加し、2,085億3,637万1千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区 分		平成20年度末	平成21年度末	増	減
一年以内に返済する長期借入金 一年以内に償還する放送債券 未払 未払 事業所移転費用引当金 受信料前受金 短期リース債務 その他の流動負債	306,000	—	△	306,000	
	6,000,000	10,000,000	4,000,000		
	42,217,616	47,995,630	5,778,014		
	24,925,801	26,738,231	1,812,430		
	—	55,000	55,000		
	119,828,120	121,454,541	1,626,421		
	385,839	530,007	144,167		
	1,594,199	1,762,960	168,760		
合 計	195,257,576	208,536,371	13,278,794		

(1) 未払金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
納付消費税	—	2,263,353	2,263,353	
その他の未払金	42,217,616	45,732,276	3,514,660	
合 計	42,217,616	47,995,630	5,778,014	

注 その他の未払金の内容は、番組制作及び設備整備に要する経費等の未払分であります。

(2) 未払費用

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
契約収納事務費	5,228,616	5,220,939	△	7,677
放送債権利息	116,588	104,058	△	12,530
その他の未払費用	19,580,595	21,413,233	1,832,638	
合 計	24,925,801	26,738,231	1,812,430	

注 その他の未払費用の内容は、電力料、回線料及び賃与等の未払分であります。

(3) 事業所移転費用引当金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度		
		増	加 額	減 少 額
事業所移転費用引当金	—	55,000		—

注 事業所移転費用引当金の内容は、視聴者コールセンター(東京)の移転に伴うものであります。

(4) 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
受信料前受金	119,828,120	121,454,541	1,626,421	

注 受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額であります。

(5) 短期リース債務

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
短期リース債務	385,839	530,007	144,167	

(6) その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
前受	22,003	33,194	11,191	
預り	1,572,196	1,729,765	157,569	
合 計	1,594,199	1,762,960	168,760	

注 1 前受収益の内容は、技術協力料等であります。

2 預り金の内容は、源泉徴収所得税等であります。

(参考) 長期借入金の内訳

(単位 千円)

借 入 先	平成20年度末	平成21年度増減内訳		平成21年度末
		増 加 額	減 少 額	
(株)みずほコーポレート銀行	148,410	—	148,410	—

三井住友銀行	68,850	—	68,850	—	—
(株)三菱東京UFJ銀行	56,610	—	56,610	—	—
農林中央金庫	12,240	—	12,240	—	—
信金中央金庫	12,240	—	12,240	—	—
日本生命保険(株)	7,650	—	7,650	—	—
合 計	306,000	—	306,000	—	—

固定負債

平成21年度末の固定負債は、平成20年度末の777億493万2千円に比べ41億6,178万7千円増加し、818億6,671万9千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
放 送 債 券	20,000,000	10,000,000	△	10,000,000
退 職 給 付 引 当 金	33,399,214	51,366,318	△	17,967,103
役 員 退 任 引 当 金	183,530	131,560	△	51,970
国際催事放送権料引当金	22,103,040	17,128,980	△	4,974,060
長期リース負債	954,796	939,027	△	15,768
その他の固定負債	1,064,351	2,300,833		1,236,482
合 計	77,704,932	81,866,719		4,161,787

(1) 放 送 債 券

(単位 千円)

銘柄 (発行価額、利率)	発行年月日 (償還期限)	発行総額	償 還 額	未 償 還 債	残 高
			平成21年度	固定負債	流動負債 (1年以内)
第104回放送債券 (100,00円, 1.80%)	平成 2,17 (22.2.17)	6,000,000	6,000,000	—	—
第105回放送債券 (100,00円, 1.90%)	平成 12,10,25 (22.10.25)	10,000,000	—	—	10,000,000

第106回放送債券 (100,00円, 1.51%)	平成 14,2,6 (24.2.6)	10,000,000	—	10,000,000	—
合 計	—	26,000,000	6,000,000	10,000,000	10,000,000

注 放送債券は、政府保証債ではありません。

(2) 退職給付引当金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平 成 2 1 年 度		
		増 加 額	減 少 額	年 度 末
退 職 給 付 引 当 金	33,399,214	39,844,711	21,877,607	51,366,318

注 1 採用している退職給付制度の概要

協会は、退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使で拠出する確定給付型の退職年金制度を設けております。

なお、平成22年4月より、従来の退職年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行することを決定しております。

2 退職給付債務に関する事項

(20年度)

(21年度)

1) 退職給付債務	△ 577,334,210	△ 570,141,049
2) 年金資産	209,841,078	248,064,133

未積立退職給付債務(1+2)

3) 会計基準変更時差異の未処理額	△ 367,493,131	△ 322,076,916
4) 未認識数理計算上の差異	146,332,930	130,073,716
5) 未認識過去勤務債務	197,347,004	147,027,560
	△ 9,586,018	△ 6,390,678

退職給付引当金(1+2+3+4+5)

3 退職給付費用に関する事項

	(20年度)	(21年度)
1) 勤務費用	13,502,543	12,966,775
2) 利息費用	13,428,259	13,203,921
3) 期待運用収益	△ 12,626,661	△ 9,442,848

4) 会計基準変更時差異の費用処理額	16,259,214	16,259,214
5) 数理計算上の差異の費用処理額	7,709,106	12,380,712
6) 過去勤務債務の費用処理額	△ 3,195,339	△ 3,195,339
7) 職員負担年金拠出金	△ 2,330,079	△ 2,327,724

退職給付費用(1+2+3+4+5+6+7) 32,747,043 39,844,711

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	(20年度)	(21年度)
割引率	2.3%	2.3%
期待運用収益率	4.5%	4.5%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	16年	16年
会計基準変更時差異の処理年数	15年	15年
過去勤務債務の処理年数	5年	5年

(3) 役員退任引当金 (単位 千円)

区 分	平成20年度末	平 成 21 年 度	増 減
		増 加 額	減 少 額
役 員 退 任 引 当 金	183,530	60,678	112,648
			131,560

(4) 国際催事放送権料引当金 (単位 千円)

区 分	平成20年度末	平 成 21 年 度	増 減
		増 加 額	減 少 額
国際催事放送権料引当金	22,103,040	8,187,151	13,161,211
			17,128,980

(5) 長期リース債務 (単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
長 期 リ ー ス 債 務	954,796	939,027	△ 15,768

(6) その他の固定負債 (単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
そ の 他 の 固 定 負 債	1,064,351	2,300,833	1,236,482

注 平成21年度末におけるその他の固定負債の内容は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月22日法律第65号)によって処理することが義務付けられているPＣＢ廃棄物の処理経費の未払分等であります。なお、PＣＢ廃棄物処理経費未払分については、平成21年度において再見積りした結果、1,417,062千円を追加計上しております。この追加計上額については、損益計算書において特別支出に計上しております。

純資産の部

平成21年度末の純資産総額は、平成20年度末の5,505億5,103万5千円に比べ124億64万9千円増加し、5,629億5,168万4千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
資 本	550,551,035	562,951,684	12,400,649
資 本	163,375	163,375	—
資 本	430,350,937	436,694,667	6,343,729
資 本	120,036,722	126,093,642	6,056,919
合 計	550,551,035	562,951,684	12,400,649

純資産の変動状況

(単位 千円)

科 目	資 本		純資産合計
	承継資本	固定資産	
前 期 末 残 高	163,375	430,350,937	550,551,035

当期変動額	—	6,343,729	△6,343,729	—
資本支出充当	—	—	12,400,649	12,400,649
当期事業収支差金	—	—	12,400,649	12,400,649
当期変動額合計	—	6,343,729	6,056,919	12,400,649
当期末残高	163,375	436,694,667	126,093,642	562,951,684

注1 繰越資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産であります。

2 固定資産充当資本は、資本支出充当として剰余金から組み入れた累計額433,606,090千円並びに昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円であります。

3 繰越剰余金1,260億9,364万2千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

(番組アーカイブ業務勘定)

番組アーカイブ業務勘定は、放送法第9条第2項第2号に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次のとおりであります。

(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
前払費用	4,134	6,239		2,105
未収金	79,960	139,896		59,935
流動資産合計	(36,3)	(56,1)		62,041
有形固定資産	102,972	86,721	△	16,250
器具	102,972	86,721	△	16,250
その他の資産	44,333	27,708	△	16,625
長期前払費用	44,333	27,708	△	16,625
固定資産合計	(63,7)	(43,9)	△	32,875
資産合計	(100,0)	(100,0)		29,165
負債合計	231,400	260,565		

一般勘定短期借入金	1,311,722	3,343,248	2,031,526
未払金	121,071	329,578	208,506
短期リース債務	27,864	31,275	3,410
流動負債合計	(631,2)	(1,421,6)	2,243,444
長期リース債務	80,256	59,782	△20,474
固定負債合計	(34,7)	(22,9)	△20,474
負債合計	(665,9)	(1,444,5)	2,222,969
純資産			
資本	△1,309,514	△3,503,318	△2,193,804
欠損金	△1,309,514	△3,503,318	△2,193,804
純資産合計	(△565,9)	(△1,344,5)	△2,193,804
負債純資産合計	(100,0)	(100,0)	29,165

注 ()内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

資産の部

平成21年度末の資産総額は、平成20年度末の2億3,140万円に比べ2,916万5千円増加し、2億6,056万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成20年度末		平成21年度末		増 減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動資産	84,095	36.3	146,136	56.1	62,041
固定資産	147,305	63.7	114,429	43.9	△32,875
合計	231,400	100.0	260,565	100.0	29,165

流 動 資 産

(単位 千円)				
区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
前 払 費 用 金	4,134	6,239	2,105	
未 収 金	79,960	139,896	59,935	
合 計	84,095	146,136	62,041	

(1) 前 払 費 用

(単位 千円)				
区 分		平成20年度末	平成21年度末	増 減
前	払 費 用	4,134	6,239	2,105

注 前払費用の内容は、市場調査料の前払分等であります。

(2) 未 収 金

(単位 千円)				
区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
視 聴 料 収 入 税	17,599	43,739		26,140
還 付 消 費 費 税	62,361	96,157		33,795
合 計	79,960	139,896		59,935

固 定 資 産

(単位 千円)				
区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
有形固定資産	102,972	86,721	△	16,250
その他の資産	44,333	27,708	△	16,625
長期前払費用	44,333	27,708	△	16,625
合 計	147,305	114,429	△	32,875

(1) 有形固定資産の取得及び処分

		平成21年度		平成21年度末取得価格	平成21年度末減価償却累計額	平成21年度末帳簿価額
区 分		平成20年度末取得価格(1)	増加額(2)	減少額(3)	(1)+(2)-(3)(4)	(4)-(5)(4)-(5)
有形固定資産 器具		114,350	12,993	—	127,344	40,623
		114,350	12,993	—	127,344	86,721

(2) 長期前払費用

(単位 千円)				
区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減	
長期前払費用	44,333	27,708	△	16,625

注 長期前払費用の内容は、設備保守料であります。

負 債 の 部

平成21年度末の負債総額は、平成20年度末の15億4,091万4千円に比べて22億2,296万9千円増加し、37億6,388万4千円となり、その内容は次表のとおりであります。

		平成20年度末		平成21年度末		増 減
区 分		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
流 動 負 債		1,460,658	94.8	3,704,102	98.4	2,243,444
固 定 負 債		80,256	5.2	59,782	1.6	△ 20,474
合 計		1,540,914	100.0	3,763,884	100.0	2,222,969

流 動 負 債

(単位 千円)				
区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
一般勘定短期借入金	1,311,722	3,343,248		2,031,526

未払金	121,071	329,578	208,506
短期リース債務	27,864	31,275	3,410
合 計	1,460,658	3,704,102	2,243,444

(1) 一般勘定短期借入金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
一般勘定短期借入金	1,311,722	3,343,248	2,031,526

(2) 未払金

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
未 払 金	121,071	329,578	208,506

注 未払金の内容は、著作権使用料等の未払分であります。

(3) 短期リース債務

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
短期リース債務	27,864	31,275	3,410

固定負債

長期リース債務

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
長期リース債務	80,256	59,782	△ 20,474

純資産の部

平成21年度末の純資産総額は、平成20年度末の△13億951万4千円に比べ21億9,380万4千円減少し、△35億331万8千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
資 本	△ 1,309,514	△ 3,503,318	-△ 2,193,804
欠 損 金	△ 1,309,514	△ 3,503,318	△ 2,193,804

純資産の変動状況

(単位 千円)

科 目	純 資 産	資 本
	剰 余 金	繰越欠損金
前 期 末 残 高	△ 1,309,514	
当 期 変 動 額		△ 2,193,804
当 期 欠 損 金	△ 2,193,804	
当 期 変 動 額 合 計	△ 2,193,804	
当 期 末 残 高	△ 3,503,318	

(受託業務等勘定)

受託業務等勘定は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次のとおりであります。

(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
資 産	現 金 及 び 預 金	—	3,593
	未 収 金	53,722	△ 28,198
	流 動 資 産 合 計	(100,0) 53,722	(100,0) 29,117
資 産	流 動 資 産 合 計	(100,0) 53,722	(100,0) 29,117
	資 産 合 計	(100,0) 53,722	△ 24,604

負債・純資産	一般勘定短期借入金 未 払 金 その他の流動負債	45,306 8,117 298	— 8,517 20,600	△ 400 20,301
	流動負債合計	(100,0) 53,722	(100,0) 29,117	△ 24,604
	負債合計	(100,0) 53,722	(100,0) 29,117	△ 24,604
	純資産合計	(—) —	(—) —	— —
負債純資産合計		(100,0) 53,722	(100,0) 29,117	△ 24,604

注 ()内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

資産の部

平成21年度末の資産総額は、平成20年度末の5,372万2千円に比べ2,460万4千円減少し、2,911万7千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区分	平成20年度末		平成21年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動資産	53,722	100.0	29,117	100.0	△ 24,604
合計	53,722	100.0	29,117	100.0	△ 24,604

流動資産

(単位 千円)

区分	分	平成20年度末	平成21年度末	増減
現金及び預金	金	—	3,593	△ 3,593
未収	金	53,722	25,524	△ 28,198
合計	計	53,722	29,117	△ 24,604

(1) 現金及び預金 (単位 千円)

区分	分	平成20年度末	平成21年度末	増減
普通預金	金	—	3,593	△ 3,593

(2) 未収金

(単位 千円)

区分	分	平成20年度末	平成21年度末	増減
未収収益	益	53,722	25,524	△ 28,198

注 未収収益の内容は、NHKホールの貸出に伴う利用料等であります。

負債の部

平成21年度末の負債総額は、平成20年度末の5,372万2千円に比べ2,460万4千円減少し、2,911万7千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区分	平成20年度末		平成21年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動負債	53,722	100.0	29,117	100.0	△ 24,604
合計	53,722	100.0	29,117	100.0	△ 24,604

流動負債

(単位 千円)

区分	分	平成20年度末	平成21年度末	増減
一般勘定短期借入金	金	45,306	—	△ 45,306
未収	金	8,117	8,517	△ 400
その他の流動負債	金	298	20,600	△ 20,301
合計	計	53,722	29,117	△ 24,604

(1) 一般勘定短期借入金

(単位 千円)			
区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
一般勘定短期借入金	45,306	—	△ 45,306

(2) 未 払 金

(単位 千円)			
区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
納 付 消 費 税	8,117	8,449	331
そ の 他 の 未 払 金	—	68	68
合 計	8,117	8,517	400

注 その他の未払金の内容は、業務に係る旅費の未払分であります。

(3) その他の流動負債

(単位 千円)			
区 分	平成20年度末	平成21年度末	増 減
前 受 収 益	298	20,600	20,301

注 前受収益の内容は、施設利用料であります。

純 資 産 の 部

平成21年度末の純資産の変動状況は、次表のとおりであります。

純資産の変動状況

(単位 千円)			
科 目	純 資 産	資 本	剰 余 金
	資 本	剰 余 金	繰 越 剰 余 金
	資 本	剰 余 金	繰 越 剰 余 金
	前 期 末 残 高	—	—

当 期 変 動 額	243,968
当期事業収支差金	△ 243,968
一般勘定への繰入れ	—
当期変動額合計	—
当 期 末 残 高	—

3.2 損益計算書

(協 会 全 体)
(比較損益計算書)

(単位 千円)			
区 分	平成20年度	平成21年度	増 減
経 常 事 業 収 入	(100,0) 662,402,890	(100,0) 665,866,663	3,463,772
受 信 料 入	649,446,026	653,372,443	3,926,417
交 付 金 収 入	3,339,695	3,783,577	443,881
視 聴 料 収 入	50,720	295,121	244,401
副 次 収 入	7,698,071	6,872,932	825,138
受 託 業 務 等 収 入	1,868,377	1,542,588	325,788
経 常 事 業 支 出	(95,3) 630,996,601	(97,4) 648,791,144	17,794,542
国 内 放 送 送 信 費	272,652,656	274,664,702	2,012,045
国 際 放 送 送 信 費	10,693,283	11,940,947	1,247,663
既 放 送 番 組 配 信 費	1,089,885	2,020,447	930,561
受 託 業 務 等 費	715,981	21,864	694,117
契 約 収 納 費	59,357,698	60,204,220	846,522
受 信 対 策 費	1,612,343	7,767,826	6,155,483
広 報 費	3,576,289	4,005,799	429,510
調 査 研 究 費	9,916,609	8,686,753	1,229,856
給 与 費	124,497,461	122,498,691	1,998,770
退 職 手 当 ・ 厚 生 費	54,107,983	60,927,677	6,819,694

経常事業外収支	経常事業外収入	(1.8) 11,976,287	(1.3) 8,589,814	△	3,386,472
	財務収入	9,563,702	5,727,236	△	3,836,465
	雑収入	2,412,584	2,862,578		449,993
	経常事業外支出	(2.3) 15,583,555	(2.4) 16,078,145		494,590
	財務費	15,583,555	16,078,145		494,590
経常事業外収支差金	経常事業外収支差金	(△0.5) 3,607,268	(△1.1) 7,488,331	△	3,881,063
	経常収支差金	(4.4) 29,114,601	(1.8) 11,822,010	△	17,292,591
特別収入	特別収入	(0.3) 1,670,323	(0.7) 4,866,001		3,195,677
	固定資産売却益	1,293,239	3,813,903		2,520,663
	固定資産受贈益	12,727	77,187		64,460
	未収受信料欠損引当金戻入益	358,297	944,619		586,321
	その他の特別収入	6,060	30,292		24,232
特別支出	特別支出	(0.5) 3,195,855	(0.6) 4,287,362		1,091,507
	固定資産売却損	199,176	192,827	△	6,349
	固定資産除却損	2,989,759	2,241,902	△	747,856
	PＣＢ廃棄物処理経費	—	1,417,062		1,417,062
	固定資産減損損失	—	421,766		421,766
その他の特別支出	その他の特別支出	6,919	13,803		6,883
	当期事業収支差金	(4.2) 27,589,070	(1.9) 12,400,649	△	15,188,420
当期事業収支差金	当期事業収支差金	27,589,070	12,400,649	△	15,188,420
	資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	3,378,000	—	△	3,378,000
当期事業収支差金	当期事業収支差金	24,211,070	12,400,649	△	11,810,420
	資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	—	—	△	—

注（ ）内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

経常事業収支

平成21年度の経常事業収入6,655億7,121万6千円に対し、経常事業支出は6,462億6,087万4千円であり、差し引き経常事業収支差金は193億1,034万1千円であります。

平成20年度の経常事業収入6,616億1,068万8千円、経常事業支出6,288億8,881万9千円と比べ、経常事業収入は39億6,052万7千円の増加、経常事業支出は173億7,205万5千円の増加であります。

経常事業収入

平成21年度の経常事業収入は、受信契約件数の増加等に伴う受信料の増加等により、平成20年度に比べ増加しております。

なお、その内容は次表のとおりであります。

区 分		平成20年度	平成21年度	増 減
受 信 料	入 入	649,446,026	653,372,443	3,926,417
交 付 金 収 入	入 入	3,339,695	3,783,577	443,881
副 次 収 入	入 入	8,824,966	8,415,195	△ 409,771
合 計		661,610,688	665,571,216	3,960,527

(1) 受 信 料

区 分		平成20年度	平成21年度	増 減
基 本 受 信 料	料 料	514,409,081	512,921,088	△ 1,487,993
基 本 受 信 料	料 料	135,036,944	140,451,355	5,414,410
合 計		649,446,026	653,372,443	3,926,417

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりであります。

区 分		平成20年度	平成21年度	増 減
地 上 契 約 増	年 度 初 頭 加	△ 23,068	△ 309	△ 465

	年 度 末	22, 759	22, 294
衛 星 契 約	年 度 初 頭 加 増 年 度	13, 328 528 13, 856	13, 856 693 14, 549
特 別 契 約	年 度 初 頭 加 増 年 度	9 0 9	9 0 9
契 約 総 数	年 度 初 頭 加 増 年 度	36, 405 219 36, 624	36, 624 228 36, 852

(2) 交付金収入

(単位 千円)

区 分	平成 20 年 度	平成 21 年 度	増 減
国 際 放 送 関 係 交 付 金	3, 329, 431	3, 506, 936	177, 505
選 挙 放 送 関 係 交 付 金	10, 264	276, 641	266, 376
合 計	3, 339, 695	3, 783, 577	443, 881

注 1 国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第33条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第35条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものであります。

2 選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計等から受け入れたものであります。

(3) 副次収入

(単位 千円)

区 分	平成 20 年 度	平成 21 年 度	増 減
一 般 業 務 収 入	7, 698, 071	6, 872, 932	△ 825, 138

番組アーカイブ業務収入	25, 178	76, 193	51, 015
受 託 業 務 等 収 入	1, 101, 717	1, 466, 069	364, 352
合 計	8, 824, 966	8, 415, 195	△ 409, 771

注 1 番組アーカイブ業務収入は、放送法第 9 条第 2 項第 2 号に基づき実施した業務による収入であり、「一般勘定」に対するコンテンツ使用料と「番組アーカイブ業務勘定」において間接経費として発生した減価償却費相当額を「一般勘定」に受け入れたものであります。

2 受託業務等収入は、放送法第 9 条第 3 項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものであります。

経常事業支出

平成21年度の経常事業支出は、テレビジョン放送の完全デジタル化対応に伴う受信対策費の増加や放送サービスの充実に伴う国内放送費の増加等により、平成20年度に比べて増加しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成 20 年 度	平成 21 年 度	増 減
国 内 放 送 費	272, 652, 656	274, 664, 702	2, 012, 045
国 際 放 送 費	10, 693, 283	11, 940, 947	1, 247, 663
契 約 収 納 費	59, 357, 698	60, 204, 220	846, 522
受 信 対 策 費	1, 612, 343	7, 767, 826	6, 155, 483
広 報 費	3, 438, 288	3, 747, 273	308, 984
調 査 研 究 費	9, 916, 609	8, 686, 753	1, 229, 856
給 与 費	124, 404, 440	122, 381, 806	△ 2, 022, 634
退 職 手 当 厚 生 費	54, 072, 630	60, 876, 049	6, 803, 419
共 通 管 理 費	12, 219, 245	11, 992, 891	△ 226, 354
減 価 償 却 費	69, 737, 622	74, 916, 402	5, 178, 780
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	10, 784, 000	9, 082, 000	△ 1, 702, 000
合 計	628, 888, 819	646, 260, 874	17, 372, 055

(1) 国内放送費

(単位 千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
番組運用費	216,197,303	217,679,046	1,481,743
技術運用費	56,455,353	56,985,655	530,302
合 計	272,652,656	274,664,702	2,012,045

注 1 番組費は、国内放送番組の制作に要する経費及び報道取材に要する経費等であります。

2 技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費であります

(2) 国際放送費

(単位 千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
ラジオ国際放送費	4,095,842	3,443,124	△ 652,717
テレビジョン国際放送費	6,597,440	8,497,822	1,900,381
合 計	10,693,283	11,940,947	1,247,663

注 ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費であります。

(3) 契約収納費

(単位 千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
契約収納業務費	37,932,208	35,445,226	△ 2,486,981
契約収納推進費	21,425,490	24,758,994	3,333,503
合 計	59,357,698	60,204,220	846,522

注 1 契約収納業務費は、地域スタッフへの手数料、金融機関への口座振替手数料等の受信契約及び受信料収納に要する経費であります。

2 契約収納推進費は、受信契約・受信料収納の推進対策及び情報処理等に要する経費であります。

(4) 受信対策費

(単位 千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
受信改善費	160,390	4,901,423	4,741,033
受信対策推進費	1,451,953	2,866,402	1,414,449
合 計	1,612,343	7,767,826	6,155,483

注 1 受信改善費は、受信障害対策に要する経費であります。

2 受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費であります。

(5) 広報費

(単位 千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
視聴者意向収集費	1,943,348	2,493,516	550,167
広報推進費	1,494,939	1,253,756	△ 241,182
合 計	3,438,288	3,747,273	308,984

注 1 視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であります。

2 広報推進費は、事業活動の周知に要する経費であります。

(6) 調査研究費

(単位 千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
番組調査研究費	1,260,788	1,217,329	△ 43,459
技術調査研究費	8,655,821	7,469,424	△ 1,186,396
合 計	9,916,609	8,686,753	△ 1,229,856

注 番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費であります。

(7) 給 与 (単位 千円)				
区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増	減
職 員 給 与	124, 063, 445	122, 030, 390	△	2, 033, 055
役 員 報 酬	340, 995	351, 416		10, 421
合 計	124, 404, 440	122, 381, 806	△	2, 022, 634

注 職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金及び賞与等の諸手当等であります。

(8) 退職手当・厚生費 (単位 千円)				
区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増	減
退 職 手 当	32, 032, 349	39, 169, 318		7, 136, 969
厚 生 保 健 費	22, 040, 280	21, 706, 731	△	333, 549
合 計	54, 072, 630	60, 876, 049		6, 803, 419

注 1 退職手当は、役員退任手当及び職員の退職給付費用であります。

2 厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利厚生に要する経費であります。

(9) 共通管理費 (単位 千円)				
区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増	減
施 設 管 理 費	5, 864, 332	5, 734, 736	△	129, 596
職 員 管 理 費 そ の 他	6, 354, 912	6, 258, 155	△	96, 757
合 計	12, 219, 245	11, 992, 891	△	226, 354

注 1 施設管理費は、局舎・宿舍等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であります。

2 職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費並びにその他の事業全般に共通して要する経費であります。

3 平成21年度の職員管理費その他のうち役員交際費は15, 399千円であります。

(10) 減 価 償 却 費 (単位 千円)				
区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増	減
減 価 償 却 費	69, 737, 622	74, 916, 402		5, 178, 780

<減価償却費の内訳>

区 分	取得 価 額	平成21年度 償 却 額	償却累計額	帳簿 価 額	償 却 累 計 率 (%)
有 形 固 定 資 産	1, 264, 760, 054	74, 563, 381	881, 828, 512	382, 931, 542	69. 7
建 物	312, 392, 570	9, 706, 015	134, 719, 608	177, 672, 962	43. 1
構 築 物	163, 358, 392	7, 778, 545	92, 644, 493	70, 713, 899	56. 7
機 械 及 び 装 置	775, 185, 804	55, 793, 882	643, 806, 811	131, 378, 993	83. 1
車 両 及 び 運 搬 具	8, 514, 312	920, 844	6, 883, 699	1, 630, 613	80. 8
器 具	5, 308, 973	364, 094	3, 773, 899	1, 535, 073	71. 1
無 形 固 定 資 産	3, 260, 079	475, 997	736, 097	2, 523, 981	22. 6
施 設 利 用 権	360, 535	21, 116	208, 665	151, 929	57. 9
ソ フ ト ウ ェ ア	2, 899, 483	454, 881	527, 432	2, 372, 051	18. 2
合 計	1, 268, 020, 133	75, 039, 379	882, 564, 609	385, 455, 523	69. 6

注 損益計算書における減価償却費74, 916, 402千円は、平成21年度償却額75, 039, 379千円に、平成20年度において番組組定に計上した64, 157千円を加え、平成21年度において番組組定に計上した187, 134千円を差し引いたものであります。

(追加情報)

地上テレビジョン放送の完全デジタル化に向けて不用品となるアナログ放送設備が特定されたことから、平成21年度において、当該の放送設備の償却期間をアナログ放送終了日(平成23年7月)までとする耐用年数の変更を行っております。これに伴い、当年度の減価償却費が5, 809, 855千円増加しております。

経常事業外収支

平成21年度の経常事業外収入85億8, 981万円4千円に対し、経常事業外支出は160億7, 814万5千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△74億8, 833万1千円であります。
なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年 度	平成 21 年 度
増 減			
財 務 収 入		9,563,702	5,727,236
雑 収 入		2,412,584	2,862,578
合 計		11,976,287	8,589,814
			△ 3,386,472

(1) 財 務 収 入

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年 度	平成 21 年 度
増 減			
受 取 利 息		4,260,732	3,920,369
受 取 配 当 金		5,302,969	1,806,866
合 計		9,563,702	5,727,236
			△ 3,836,465

注 1 受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入であります。

2 受取配当金は出資先からの配当収入等であります。

(2) 雑 収 入

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年 度	平成 21 年 度
増 減			
雑 収 入		2,412,584	2,862,578
			449,993

注 雑収入は、前々年度以前受信料の収納額等であります。

経常事業外支出

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年 度	平成 21 年 度
増 減			
財 務 費 用		15,583,555	16,078,145
支 払 利 息		452,380	436,906
			△ 15,474

		1,764	1,796	31
放送債券発行償還経費		1,764	1,796	
建設仕入消費税		3,638,624	3,432,087	△ 206,536
納 付 消 費 税		11,490,785	12,207,355	716,569

注 1 支払利息は、放送債券利息、借入金利息及びその他の金融費用であります。

2 放送債券発行償還経費は放送債券の発行、管理及び償還に要する費用であります。

3 建設仕入消費税は、固定資産の取得及び改良に要する経費に課せられた消費税額であります。

4 納付消費税は、一般勘定における消費税納税額であります。

特 別 収 支

平成21年度の特別収入は固定資産売却益等による48億6,600万1千円であり、特別支出は固定資産除却損等による42億8,736万2千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

特 別 収 入

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年 度	平成 21 年 度
増 減			
固 定 資 産 売 却 益		1,293,239	3,813,903
固 定 資 産 受 贈 益		12,727	77,187
未収受信料欠損引当金戻入益		358,297	944,619
そ の 他 の 特 別 収 入		6,060	30,292
合 計		1,670,323	4,866,001
			3,195,677

注 1 固定資産売却益は、主として土地の売却によるものであります。

2 平成21年度のその他の特別収入は、デジタル混信対策事業の実施に必要な資金に充てるための助成金として、社団法人デジタル放送推進協会から受け入れたものであります。

特 別 支 出

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年 度	平成 21 年 度
増 減			
固 定 資 産 売 却 損		199,176	192,827
			△ 6,349

固定資産除却損	2,989,759	2,241,902	△	747,856
ＰＣＢ廃棄物処理経費	—	1,417,062		1,417,062
固定資産減損損失	—	421,766		421,766
その他の特別支出	6,919	13,803		6,883
合 計	3,195,855	4,287,362		1,091,507

- 注 1 固定資産売却損は、主として機械及び装置の売却によるものであります。
- 2 固定資産除却損は、主として機械及び装置の除却によるものであります。
- 3 ＰＣＢ廃棄物処理経費は、その他の固定負債に計上しているＰＣＢ廃棄物処理経費未払分の再見積りに伴う追加計上分であります。
- 4 平成20年度においてその他の特別支出に含めて表示しておりました固定資産減損損失は、重要性が増したため、区分掲記しております。なお、平成20年度のその他の特別支出に含まれている固定資産減損損失は、4,419千円であります。
- 5 平成21年度のその他の特別支出は、差入保証金の評価減であります。

当期事業収支差金
平成21年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金193億1,034万1千円に経常事業外収支差金△74億8,833万1千円を加えた経常収支差金118億2,201万円に、特別収入48億6,600万1千円を加え、特別支出42億8,736万2千円を差し引いた124億64万9千円であり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)			
区 分	平成20年度	平成21年度	増 減
当期事業収支差金	27,589,070	12,400,649	△ 15,188,420
資本支出充当	3,378,000	—	△ 3,378,000
事業収支剰余金	24,211,070	12,400,649	△ 11,810,420

注 事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

(番組アーカイブ業務勘定)

番組アーカイブ業務勘定は、放送法第9条第2項第2号に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次のとおりであります。

(比較損益計算書)					(単位 千円)	
区 分		平成20年度	平成21年度	増 減		
経常事業収支	経常事業収入	(100,0) 50,720	(100,0) 295,121	244,401		
	税 料 収 入	50,720	295,121	244,401		
	経常事業支出	(2,793,7) 1,416,979	(875,8) 2,584,598	1,167,619		
	既放送番組配信費	1,112,912	2,094,427	981,515		
	広報費 給 与 退職手当・厚生費 共通管理費 減 価 償 却 費	138,000 93,020 35,352 26,312 11,378	258,526 116,884 51,627 33,888 29,244	120,525 23,863 16,274 7,575 17,865		
経常事業収支差金		(△2,693,7) 1,366,258	(△775,8) 2,289,477	923,218		
経常事業外収支	経常事業外収入	(111,9) 56,744	(32,4) 95,673	38,928		
	財務収入 雑 収 入	56,644 100	95,507 165	38,863 64		
	経常事業外収支差金	(111,9) 56,744	(32,4) 95,673	38,928		
経常収支差金		(△2,581,8) 1,309,514	(△743,4) 2,193,804	884,290		
当期事業収支差金		(△2,581,8) 1,309,514	(△743,4) 2,193,804	884,290		

注 ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

経常事業収支
平成21年度の経常事業収入2億9,512万1千円に対し、経常事業支出は25億8,459万8千円であり、差し引き経常事業収支差金は△22億8,947万7千円であります。

平成20年度の経常事業収入5,072万円、経常事業支出14億1,697万9千円と比べ、経常事業収入は2億4,440万1千円の増加、経常事業支出は11億6,761万9千円の増加であります。

経常事業収入

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年度	平成 21 年度
増	減		
視 聴 料 収 入		50,720	295,121
			244,401

経常事業支出

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年度	平成 21 年度
増	減		
既 放 送 番 組 配 信 費		1,112,912	2,094,427
広 報 費		138,000	258,526
給 与 費		93,020	116,884
退 職 手 当 ・ 厚 生 費		35,352	51,627
共 通 管 理 費		26,312	33,888
減 価 償 却 費		11,378	29,244
合 計		1,416,979	2,584,598
			1,167,619

(1) 既放送番組配信費

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年度	平成 21 年度
増	減		
既 放 送 番 組 配 信 費		1,112,912	2,094,427
			981,515

注 既放送番組配信費には、既放送番組に係る協会の著作権の使用料14,756千円、既放送番組に係る協会以外の著作権の使用料980,406千円及び原盤の制作に要する経費249,634千円が含まれております。

(2) 広 報 費

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年度	平成 21 年度
増	減		
広 報 費		138,000	258,526
			120,525

注 広報費は、事業活動の周知、普及促進に要する経費であります。

(3) 給 与

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年度	平成 21 年度
増	減		
給 与		93,020	116,884
			23,863

(4) 退職手当・厚生費

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年度	平成 21 年度
増	減		
退 職 手 当 ・ 厚 生 費		35,352	51,627
			16,274

(5) 共通管理費

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年度	平成 21 年度
増	減		
共 通 管 理 費		26,312	33,888
			7,575

注 共通管理費は、事業全般に共通して要する経費であります。

(6) 減価償却費

		(単位 千円)	
区 分		平成 20 年度	平成 21 年度
増	減		
減 価 償 却 費		11,378	29,244
			17,865

<減価償却費の内訳>

		(単位 千円)	
区 分		取得価額	平成21年度償却額
有 形 固 定 資 産		127,344	29,244
器 具		127,344	29,244
			40,623
			86,721
			31.9

経常事業外収支

平成21年度の経常事業外収入は9,567万3千円であり、これにより経常事業外収支差金は9,567万3千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

		(単位 千円)		
区	分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
財 務 収 入		56,644	95,507	38,863
雑 収 入		100	165	64
合 計		56,744	95,673	38,928

注 財務収入の内容は、番組アークイブ業務勘定における納付消費税の還付金であります。

当期事業収支差金

平成21年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金△22億8,947万7千円に経常事業外収支差金9,567万3千円を加えた△21億9,380万4千円であり、その内容は次表のとおりであります。

		(単位 千円)		
区	分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
当 期 事 業 収 支 差 金		△ 1,309,514	△ 2,193,804	△ 884,290

注 当期事業収支差金は、欠損金として繰り越します。

(受託業務等勘定)

受託業務等勘定は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次のとおりであります。

(比較損益計算書)

		(単位 千円)		
区	分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	(100, 0)	(100, 0)	△ 325,788
	受 託 業 務 等 収 入	1,868,377	1,542,588	△ 325,788
	経 常 事 業 支 出	(84, 4)	(80, 7)	△ 332,815
	受 託 業 務 等 費	1,576,781	1,243,965	△ 332,815
経 常 事 業 収 支 差 金		(15, 6)	(19, 3)	△ 7,027

		(2, 7)	(3, 5)	
経 常 事 業 外 支 出		50,678	54,655	3,976
財 務 費		50,678	54,655	3,976
経 常 事 業 外 収 支 差 金		△ (△2, 7)	△ (△3, 5)	△ 3,976
当 期 事 業 収 支 差 金		(12, 9)	(15, 8)	3,050

注 ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

経常事業収支

平成21年度の経常事業収入15億4,258万8千円に対し、経常事業支出は12億4,396万5千円であり、差し引き経常事業収支差金は2億9,862万3千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

		(単位 千円)		
区	分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
受 託 業 務 等 収 入		1,868,377	1,542,588	△ 325,788
1 号 業 務 収 入		1,003,118	1,531,410	528,292
2 号 業 務 収 入		865,259	11,178	△ 854,080

注 1 1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入であります。

2 2号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入であります。

経常事業支出

		(単位 千円)		
区	分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
受 託 業 務 等 費		1,576,781	1,243,965	△ 332,815

1 号	業務費	800,079	1,234,873	434,793
2 号	業務費	776,701	9,092	767,609

注 1 1号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等であります。

2 2号業務費は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等であります。

経常事業外収支

平成21年度の経常事業外支出は5,465万5千円であり、これにより経常事業外収支差金は△5,465万5千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外支出

		(単位 千円)		
区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減	
財 務 費	50,678	54,655	3,976	
支 払 利 息	18	—	△	18
納 付 消 費 税	50,659	54,655	3,995	

注 1 支払利息は短期借入金利息であります。

2 納付消費税は、受託業務等勘定における消費税納付額であります。

当期事業収支差金

平成21年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金2億9,862万3千円に経常事業外収支差金△5,465万5千円を加えた2億4,396万8千円であり、その内容は次表のとおりであります。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れております。

		(単位 千円)		
区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減	
当 期 事 業 収 支 差 金	240,917	243,968	3,050	
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ	240,917	243,968	3,050	

3.3 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項
協会は、資金の運用にあたっては、短期の預金(定期預金や譲渡性預金)及び長期の公社債に

限定して運用しています。短期については、金融機関の財政状況等を踏まえて運用対象機関を絞り込むとともに、長期については、国債、政府保証債及び格付けの高い事業債を購入し、リスク低減を図っております。未払金は、そのほとんどが1年以内に支払期日が到来するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

		(単位 千円)		
区 分	貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額	
ア 現 金 及 び 預 金	72,352,491	72,352,491	—	
イ 有 価 証 券	301,192,144	307,452,614	6,260,470	
ロ 満 期 保 有 目 的 の 債 券	228,192,144	234,452,614	6,260,470	
ハ 譲 渡 性 預 金	73,000,000	73,000,000	—	
ニ 未 払 金	(48,237,568)	(48,237,568)	—	

(*) 負債に計上されているものについては、()で表示しております。

注 1 金融商品の時価の算定方法等に関する事項

ア 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

イ 有価証券

有価証券については、有価証券、長期保有有価証券及び放送債券償還積立資産の合計であります。これらの内訳については、「(3)保有する有価証券の状況」ア保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳のとおりであります。なお、時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。有価証券のうち譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ウ 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 関係会社出資及びその他の出資10,575,932千円については、市場価格がなく、時価の把握が極めて困難と認められることから、「(2)金融商品の時価等に関する事項 イ有価証券」には含めておりません。

(3) 保有する有価証券の状況

ア 保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳

(単位 千円)					
区 分	有 価 証 券	長 期 保 有 証 券	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産	合 計	
満期保有目的の債券	23,395,271	195,396,872	9,400,000	228,192,144	—
国 債	3,498,836	10,972,526	3,300,000	17,771,362	—
政 府 保 証 債	7,198,804	37,783,801	2,500,000	47,482,605	—
非 政 府 保 証 債	6,198,091	34,651,122	500,000	41,349,213	—
地 方 債	1,499,637	27,176,001	—	28,675,638	—
事 業 債	4,999,902	79,813,421	3,100,000	87,913,323	—
円 貨 建 外 債	—	5,000,000	—	5,000,000	—
譲 渡 性 預 金	73,000,000	—	—	73,000,000	—
合 計	96,395,271	195,396,872	9,400,000	301,192,144	—

イ 満期保有目的の債券の内訳(平成22年3月31日現在)

(単位 千円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額	摘 要	
国 債	17,771,362	18,368,100	596,737	公営企業債券ほか	
政 府 保 証 債	47,482,605	48,723,169	1,240,563	公営企業債券ほか	
非 政 府 保 証 債	41,349,213	42,284,649	935,435	東京電力株社債ほか	
地 方 債	28,675,638	29,337,746	662,107	東京電力株社債ほか	
事 業 債	87,913,323	90,825,890	2,912,566	ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション社債	
円 貨 建 外 債	5,000,000	4,913,060	△ 86,940	—	
合 計	228,192,144	234,452,614	6,260,470	—	

(4) 満期保有目的の債券等の今後の償還予定額(平成22年3月31日現在)

(単位 千円)

区 分	貸借対照表計上額	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現 金 及 び 預 金	62,500,000	62,500,000	—	—	—
満期保有目的の債券	17,771,362	3,498,836	9,278,153	4,994,372	—
国 債	47,482,605	7,198,804	24,344,207	15,939,593	—
政 府 保 証 債	41,349,213	6,198,091	16,383,396	18,767,725	—
非 政 府 保 証 債	28,675,638	1,499,637	11,885,362	15,290,639	—
地 方 債	87,913,323	4,999,902	39,072,859	43,840,561	—
事 業 債	5,000,000	—	1,000,000	4,000,000	—
円 貨 建 外 債	73,000,000	73,000,000	—	—	—
譲 渡 性 預 金	73,000,000	73,000,000	—	—	—
合 計	363,692,144	158,895,271	101,963,979	102,832,893	—

(追加情報)

当年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

3.4 子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債 権

短期債権(未収金)

(単位 千円)

会 社 名	平成20年度末	平成21年度末	増 減
(株)NHKエデュケーショナル	535,984	570,841	34,857
(株)NHKグローバルメディアサービス	—	533,944	533,944
(株)NHKエンタープライズ	592,409	443,842	△ 148,567
(株)NHKプロモーション	186,688	119,252	△ 67,436
(株)NHK情報ネットワーク	556,372	—	△ 556,372

その他の	206,418	129,775	△	76,642
合計	2,077,873	1,797,657	△	280,215

注 子会社の合併に伴い、平成21年4月1日付で以下の社名に変更となっております。

(株)NHKグローバルメディアサービス

(株)NHK情報ネットワークと(株)日本文字放送が合併)

債 務

短期債務(未払金)

(単位 千円)

会 社 名	平成20年度末	平成21年度末	増	減
(株)NHKエンタープライズ	4,808,201	3,532,845	△	1,275,355
(株)NHKメディアテクノロジー	3,474,202	3,412,796	△	61,406
(株)NHKブライテック	2,848,747	2,568,678	△	280,069
(株)NHKグローバルメディアサービス	—	2,020,944		2,020,944
(株)NHKエデュケーショナル	1,917,950	1,991,874		73,923
(株)NHKブライト	1,543,205	1,291,977	△	251,227
NHK営業サービス(株)	831,331	931,439		100,108
(株)日本国際放送	310,830	339,298		28,468
(株)NHK情報ネットワーク	1,543,596	—	△	1,543,596
その他の	1,576,322	1,416,407	△	159,915
合 計	18,854,388	17,506,262	△	1,348,125

3.5 子会社及び関連会社との取引高の総額

(単位 千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	増	減
収 入 総 額	10,979,103	7,290,261	△	3,688,842
支 出 総 額	140,595,588	145,886,965		5,291,376

3.6 関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金

該当事項はありません。

3.7 役員との間の取引による債権債務に関する事項

該当事項はありません。

3.8 関連当事者との取引

記載すべき取引はありません。

3.9 担保提供に関する事項

該当事項はありません。

3.10 重要な係争事件に係る損害賠償義務等に関する事項

該当事項はありません。

3.11 比較キャッシュ・フロー計算書

(協 会 全 体)

(単位 千円)

区 分	平成20年度	平成21年度	増	減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー				
当期事業収支差金	26,279,555	10,206,845	△	16,072,710
減価償却費	69,813,158	75,068,624		5,255,466
長期前払費用の償却額	35,896	49,546		13,649
退職給付引当金の増減額	7,024,820	17,967,103		10,942,283
役員退任引当金の増減額	3,658	51,970	△	48,311
未収受信料欠損引当金の増減額	5,086,220	1,702,000	△	3,384,220
国際放送権料引当金の増減額	3,514,266	4,974,060	△	8,488,326
事業所移転費用引当金の増減額	—	55,000		55,000
受取利息及び受取配当金	9,558,499	5,727,236	△	3,831,262
支払利息	454,163	436,906	△	17,256
P C B廃棄物処理経費	—	1,417,062		1,417,062
固定資産売却益	1,293,239	3,813,903	△	2,520,663
固定資産受贈益	12,727	77,187	△	64,460
固定資産売却損	2,989,759	2,241,902	△	747,856
固定資産減損損失	199,176	192,827		6,349
固定資産減損損失	4,419	421,766		417,347
差入保証金の評価減	—	13,803		13,803

II 投資活動によるキャッシュ・フロー	受信料未収金の増減額	3,941,834	1,079,274	△	2,862,560
	番組勘定の増減額	△	1,487,402		4,329,762
	未収金の増減額	△	130,465		853,862
	受信料前受金の増減額	2,456,143	1,626,421	△	829,721
	未収消費税の増減額	△	813,746		1,532,444
	未払消費税の増減額	△	1,756,227		3,900,656
	未払金の増減額	△	486,050		3,417,300
	その他の	△	197,857	△	144,134
	事業活動によるキャッシュ・フロー	93,678,276	101,528,318		7,850,041
	III 財務活動によるキャッシュ・フロー	定期預金の預入による支出	△	127,500,000	△
定期預金の払戻による収入		44,000,000	127,500,000		83,500,000
有価証券の取得による支出		△	111,500,000	△	53,000,000
有価証券の売却・償還による収入		86,994,977	92,098,362		5,103,385
関係会社株式の取得による支出		△	200,000		200,000
関係会社株式の売却による収入		485	—	△	485
関係会社の清算による収入		—	34,035		34,035
固定資産の取得による支出		△	75,197,077	△	89,839
固定資産の売却による収入		1,516,777	4,070,242		2,553,464
長期保有有価証券の取得による支出		△	39,975,110		14,280,486
IV 投資活動によるキャッシュ・フロー	差入保証金の増減額	△	341,634		16,802
	利息及び配当金の受取額	9,405,650	5,631,581	△	3,774,068
	その他の	112,754	—	△	112,754
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△	125,179,600	△	24,788,973
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△	36,000		36,000
	短期借入金の増減額	△	—		36,000

V 現金及び現金同等物の期首残高	長期借入金の返済による支出	△	778,000	△	306,000	472,000	
	放送債券の償還による支出	—	—	△	6,000,000	△	6,000,000
	リース債務返済による支出	△	120,624	△	482,238	△	361,613
	利息の支払額	△	454,728	△	449,444		5,283
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△	1,389,352	△	7,237,683	△	5,848,330
	現金及び現金同等物の増減額	△	8,101,702	△	30,888,965	△	22,787,262
	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702		
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965		

VI 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

VII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

VIII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

IX 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

X 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XI 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XIII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XIV 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XV 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XVI 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XVII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XVIII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XIX 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XX 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXI 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXIII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXIV 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXV 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXVI 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXVII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXVIII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXIX 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXX 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXXI 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXXII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

XXXIII 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	131,343,159	123,241,457	△	8,101,702
	現金及び現金同等物の期末残高	123,241,457	92,352,491	△	30,888,965

受信料未収金	5,886,553	—	—	—	5,886,553
有価証券	96,395,271	—	—	—	96,395,271
前払費用	12,563,331	—	—	—	12,563,331
番組費	827,392	6,239	—	—	833,632
番組費	3,343,248	—	△ 3,343,248	—	—
未収金	6,906,756	139,896	25,524	△ 96,157	6,976,019
その他の流動資産	525,250	—	—	—	525,250
固定資産合計	645,158,071	114,429	—	—	645,272,500
有形固定資産	427,634,014	86,721	—	—	427,720,735
建物	177,672,962	—	—	—	177,672,962
構築物	70,713,899	—	—	—	70,713,899
機械及び装置	131,378,993	—	—	—	131,378,993
車両及び運搬具	1,630,613	—	—	—	1,630,613
器具	1,535,073	86,721	—	—	1,621,794
土地	35,925,984	—	—	—	35,925,984
建設仮勘定	8,776,487	—	—	—	8,776,487
無形固定資産	8,602,029	—	—	—	8,602,029
無形固定資産	8,602,029	—	—	—	8,602,029
出資その他の資産	208,922,027	27,708	—	—	208,949,736
長期保有有価証券	195,396,872	—	—	—	195,396,872
出資	10,575,932	—	—	—	10,575,932
長期前払費用	90,400	27,708	—	—	118,109
その他の出資その他の資産	2,858,821	—	—	—	2,858,821
特定資産合計	9,400,000	—	—	—	9,400,000
放送債券償還積立資産	9,400,000	—	—	—	9,400,000
資産合計	853,354,775	260,565	29,117	△ 3,439,406	850,205,052
流動負債合計	208,536,371	3,704,102	29,117	△ 3,439,406	208,830,185
一般勘定短期借入金	—	3,343,248	—	△ 3,343,248	—

一年以内に償還する放送債券	10,000,000	—	—	—	10,000,000
未払金	47,995,630	329,578	8,517	△ 96,157	48,237,568
未払費用	26,738,231	—	—	—	26,738,231
事業所移転費用引当金	55,000	—	—	—	55,000
受信料前受金	121,454,541	—	—	—	121,454,541
短期リース債務	530,007	31,275	—	—	561,282
その他の流動負債	1,762,960	—	20,600	—	1,783,560
固定負債合計	81,866,719	59,782	—	—	81,926,501
放送債券	10,000,000	—	—	—	10,000,000
退職給付引当金	51,366,318	—	—	—	51,366,318
役員退任引当金	131,560	—	—	—	131,560
国際催事放送権料引当金	17,128,980	—	—	—	17,128,980
長期リース債務	939,027	59,782	—	—	998,809
その他の固定負債	2,300,833	—	—	—	2,300,833
負債合計	290,403,090	3,763,884	29,117	△ 3,439,406	290,756,686
承継資本	163,375	—	—	—	163,375
固定資産充当資本	436,694,667	—	—	—	436,694,667
剰余金(欠損金)	126,093,642	△ 3,503,318	—	—	122,590,323
純資産合計	562,951,684	△ 3,503,318	—	—	559,448,366
負債純資産合計	853,354,775	260,565	29,117	△ 3,439,406	850,205,052

(損益計算書)

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位 千円)

科 目	一般勘定	番組費	受託業務	相殺消去等	合計
経常事業収入	665,571,216	295,121	1,542,588	△ 1,542,262	665,866,663
受 信 料	653,372,443	—	—	—	653,372,443

交付金収入	3,783,577	—	—	3,783,577	財務収入	5,727,236	95,507	—	△	95,507	5,727,236
視聴料収入	—	295,121	—	295,121	雑収入	2,862,578	165	—	—	—	2,862,743
副次収入	8,415,195	—	—	6,872,932	経常事業外支出	16,078,145	—	54,655	△	95,507	16,037,293
受託業務等収入	—	—	1,542,588	1,542,588	財務費	16,078,145	—	54,655	△	95,507	16,037,293
経常事業支出	646,260,874	2,584,598	1,243,965	648,791,144	経常事業外収支差金	△7,488,331	95,673	△	54,655	—	△7,447,313
国内放送送費	274,664,702	—	—	274,664,702	経常収支差金	11,822,010	△2,193,804	243,968	△	243,968	9,628,205
国際放送送費	11,940,947	—	—	11,940,947	特別収入	4,866,001	—	—	—	—	4,866,001
既放送番組配信費	—	2,094,427	—	2,020,447	固定資産売却益	3,813,903	—	—	—	—	3,813,903
受託業務等費	—	—	1,243,965	21,864	固定資産受増益	77,187	—	—	—	—	77,187
契約収納費	60,204,220	—	—	60,204,220	未収受信料欠損引当金戻入益	944,619	—	—	—	—	944,619
受信対策費	7,767,826	—	—	7,767,826	その他の特別収入	30,292	—	—	—	—	30,292
広報費	3,747,273	258,526	—	4,005,799	特別支出	4,287,362	—	—	—	—	4,287,362
調査研究費	8,686,753	—	—	8,686,753	固定資産売却損	192,827	—	—	—	—	192,827
給与与	122,381,806	116,884	—	122,498,691	固定資産除却損	2,241,902	—	—	—	—	2,241,902
退職手当・厚生費	60,876,049	51,627	—	60,927,677	P C B廃棄物処理経費	1,417,062	—	—	—	—	1,417,062
共通管理費	11,992,891	33,888	—	12,024,566	固定資産減損損失	421,766	—	—	—	—	421,766
減価償却費	74,916,402	29,244	—	74,945,647	その他の特別支出	13,803	—	—	—	—	13,803
未収受信料欠損償却費	9,082,000	—	—	9,082,000	当期事業収支差金	12,400,649	△2,193,804	243,968	△	243,968	10,206,845
経常事業収支差金	19,310,341	△2,289,477	298,623	17,075,519							
経常事業外収入	8,589,814	95,673	—	8,589,980							

区	分	土		地		建		物		機械及び装置	その他の固定資産	貸借対照表
		面	積	金	額	面	積	金	額	千円	千円	千円
放送会館			347,724	22,987,770			630,008	111,550,735		84,807,510	9,840,133	229,186,150
(うち、放送センター)			(82,650)	(5,079,536)			(220,784)	(31,005,334)		(37,990,601)	(3,093,214)	(77,168,687)

6 主たる設備の状況

6.1 主たる保有設備の状況

平成21年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりであります。

区	分	土		地		建		物		機械及び装置	その他の固定資産	貸借対照表
		面	積	金	額	面	積	金	額	千円	千円	千円
放送会館			347,724	22,987,770			630,008	111,550,735		84,807,510	9,840,133	229,186,150
(うち、放送センター)			(82,650)	(5,079,536)			(220,784)	(31,005,334)		(37,990,601)	(3,093,214)	(77,168,687)

テレビジョン放送所	547,740	964,566	54,203	16,920,344	33,221,027	45,434,425	96,540,363
ラジオ放送所	2,083,618	8,731,947	31,009	6,577,235	6,106,556	2,562,475	23,978,213
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	11,343,338	11,343,338
その他施設	2,043,102	3,241,700	199,746	42,624,646	7,243,899	4,785,935	57,896,181
合 計	5,022,184	35,925,984	914,966	177,672,962	131,378,993	73,966,307	418,944,248

注 1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所等であります。

2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具であります。

3 放送会館、放送所及びその他の施設のうちの団体等との共有資産は協会持分を示しております。

6.2 リース取引の状況

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の状況は次のとおりであります。

1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
(単位 千円)

区 分	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	7,183,699	4,372,997	2,810,702
その他有形固定資産	45,255	28,976	16,278
合 計	7,228,955	4,401,974	2,826,980

注 未經過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。

2 未經過リース料期末残高相当額

1) 1年以内	1,386,627千円
2) 1年超	1,440,353千円
合 計(1+2)	2,826,980千円

なお、未經過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。

3 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	1,544,027千円
減価償却費相当額	1,544,027千円

4 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。

7 収入支出の決算の状況

7.1 収入支出の決算

平成21年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりであります。

7.2 予算総則の適用

(一 一般勘定)

(1) 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用	12,740,000千円
ア 事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額	
契約収納費	12,740,000千円
退職手当・厚生費	2,360,000千円
減価償却費	5,450,000千円
財務費	2,310,000千円
特別支出	1,130,000千円
イ 事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額	1,490,000千円
国内放送費	△ 12,740,000千円
受信対策費	△ 2,360,000千円
調査研究費	△ 4,200,000千円
給与	△ 730,000千円
与	△ 5,450,000千円
(2) 予算総則第5条第1項に基づく平成22年度への建設費予算の繰越し	1,850,000千円
ア 地上デジタル放送設備の整備費	1,270,000千円
イ 共同受信施設の大規模改修	200,000千円
ウ 緊急報道対応設備の老朽更新等	380,000千円
(3) 予算総則第5条第2項に基づく平成20年度からの建設費予算の繰越し	2,060,000千円
ア 地上デジタル放送設備の整備費	1,664,300千円
イ 共同受信施設の大規模改修	277,700千円
ウ 番組設備の老朽更新等	118,000千円
(4) 予算総則第12条に基づく国の研究開発プロジェクトの受託研究実施による技術協力収入の受入れ及び研究実施経費への振当て	179,403千円
ア 受入れの項及び金額	179,403千円
副次収入	179,403千円
イ 振当ての項及び金額	179,403千円
調査研究費	130,114千円
給与	34,492千円
退職手当・厚生費	10,655千円
財務費	4,142千円
(番組アーカイブ業務勘定)	
予算総則第4条第1項に基づく予算の流用	6,000千円
ア 事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額	6,000千円
退職手当・厚生費	6,000千円
イ 事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額	△ 6,000千円
既放送番組配信費	△ 6,000千円

別表

収入支出決算表

(一般勘定)
(事業収支)

平成21年度

款	項	算 額				決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)	
		子 当 初 (1)	子 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)					合 計 (1)+(2) (3)
			第 4 条 第 1 項 用 第 4 流	第 12 条 受 託 究 研	増 減 額 計			
事 業 収 入	受 入 料	千円 669,959,021	千円 —	千円 179,403	千円 179,403	千円 670,138,424	千円 669,945,032	千円 193,391
	交 付 金 収 入	649,080,386	—	—	—	649,080,386	644,290,443	4,789,942
	交 付 次 務 収 入	3,707,505	—	—	—	3,707,505	3,783,577	76,072
	交 付 次 務 収 入	10,500,000	—	179,403	179,403	10,679,403	8,415,195	2,264,207
	交 付 次 務 収 入	4,651,130	—	—	—	4,651,130	5,727,236	1,076,106
	交 付 次 務 収 入	500,000	—	—	—	500,000	2,862,578	2,362,578
	交 付 次 務 収 入	1,520,000	—	—	—	1,520,000	4,866,001	3,346,001
	交 付 次 務 収 入	672,860,516	—	179,403	179,403	673,039,919	657,544,382	15,495,536
	交 付 次 務 収 入	285,864,144	△ 2,360,000	—	△ 2,360,000	283,504,144	274,664,702	8,839,441
	交 付 次 務 収 入	12,954,531	—	—	—	12,954,531	11,940,947	1,013,583
事 業 支 出	国 内 放 送 送 納 策 費	57,901,157	2,360,000	—	2,360,000	60,261,157	60,204,220	56,936
	国 内 放 送 送 納 策 費	13,183,262	△ 4,200,000	—	△ 4,200,000	8,983,262	7,767,826	1,215,435
	国 内 放 送 送 納 策 費	3,838,071	—	—	—	3,838,071	3,747,273	90,797
	国 内 放 送 送 納 策 費	9,638,632	△ 730,000	130,114	△ 599,886	9,038,746	8,686,753	351,992
	国 内 放 送 送 納 策 費	127,999,796	△ 5,450,000	34,492	△ 5,415,508	122,584,288	122,381,806	202,481
	国 内 放 送 送 納 策 費	55,449,021	△ 5,450,000	10,655	△ 5,460,655	60,909,676	60,876,049	33,626
	国 内 放 送 送 納 策 費	12,678,847	—	—	—	12,678,847	11,992,891	685,955
	国 内 放 送 送 納 策 費	72,610,000	2,310,000	—	2,310,000	74,920,000	74,916,402	3,597
	国 内 放 送 送 納 策 費	14,944,055	1,130,000	4,142	1,134,142	16,078,197	16,078,145	51
	国 内 放 送 送 納 策 費	2,799,000	1,490,000	—	1,490,000	4,289,000	4,287,362	1,637
事 業 収 支 差 金	予 備 費	3,000,000	—	—	—	3,000,000	—	3,000,000
	予 備 費	△ 2,901,495	—	—	—	△ 2,901,495	12,400,649	△ 15,302,144

注 1 事業収支差金12,400,649千円は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

2 収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額であります。

(資本収支)

款	項	予 算 額				決 算 額 (4)	繰 越 額 (5)	予 算 残 額 (3)-(4)-(5)
		当 初 (1)	予算総則に基づく増減額(2)		合 (1)+(2) (3) 計			
			第 5 条 第 2 項 繰 越	増 減 額 計				
資 本 収 入	前 期 繰 越 金 受 入 れ	千円 91,763,495	千円 2,060,000	千円 2,060,000	千円 93,823,495	千円 86,671,276	千円 1,850,000	千円 5,302,218
	減 価 却 資 金 受 入 れ	9,757,495	—	—	9,757,495	2,965,729	—	6,791,765
	資 産 受 入 れ	72,610,000	—	—	72,610,000	74,916,402	—	△ 2,306,402
	放送債券償還積立資産戻入れ	3,396,000	1,518,476	1,518,476	4,914,476	2,789,144	1,850,000	275,331
	長 期 借 入 金	6,000,000	—	—	6,000,000	6,000,000	—	—
資 本 支 出	—	—	541,524	541,524	541,524	—	—	541,524
	建設費	88,862,000	2,060,000	2,060,000	90,922,000	86,671,276	1,850,000	2,400,723
	放出	80,200,000	2,060,000	2,060,000	82,260,000	78,365,276	1,850,000	2,044,723
	放送債券償還積立資産繰入れ	100,000	—	—	100,000	—	—	100,000
	放送債券償還金	2,000,000	—	—	2,000,000	2,000,000	—	—
資本収支差金	放 送 債 券 償 還 金	6,000,000	—	—	6,000,000	6,000,000	—	—
	長 期 借 入 金 返 還 金	562,000	—	—	562,000	306,000	—	256,000
		2,901,495	—	—	2,901,495	—	—	2,901,495

- 1) 前期繰越金 116,666,734千円
2) 平成21年度使用額 △ 2,965,729千円(債務償還及び建設費に使用)
3) 平成21年度発生額 12,400,649千円(事業収支差金)

後期繰越金(1+2+3) 126,101,654千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は126,093,642千円)

(番組ワーカイズ業務勘定)

(事業収支)

款	項	予 算 額				決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		当 初 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)		合 (1)+(2) (3) 計		
			第 4 条 第 1 項 流 用	増 減 額 計			
事 業 収 入	入 入 入	千 円 2,332,313	千 円 —	千 円 —	千 円 2,332,313	千 円 390,794	千 円 1,941,518
	視 聴 料 収 入	2,256,126	—	—	2,256,126	295,121	1,961,004
	雑 財 収 入	76,187	—	—	76,187	95,507	19,320
		—	—	—	—	165	165

事業支出	既放送番組配信費 広報給退職手当・厚生費 共通価値費	4,011,894 3,433,437 317,000 121,063 46,173 54,182 40,039	△ — — — 6,000 — —	— 6,000 — — 6,000 — —	4,011,894 3,427,437 317,000 121,063 52,173 54,182 40,039	△ 2,584,598 2,094,427 258,526 116,884 51,627 33,888 29,244	1,427,295 1,333,009 58,473 4,178 545 20,293 10,794 514,223
事業収支差金		△ 1,679,581	—	△	△ 1,679,581	△ 2,193,804	

注 事業収支差金△2,193,804千円は、「欠損金」として繰り越します。

(資本収支)

款	項	算 額			決 算 (4)	予 算 (3)-(4)	残 額
		予 当 初 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 額 増 減 (2)	合 (1)+(2) (3)			
資本収入	減価償却資金受入れ	千円 40,039	—	千円 40,039	千円 29,244		千円 10,794
資本支出	建設費	40,039	—	40,039	29,244		10,794
資本収支差金		—	—	40,039	29,244	—	10,794

(受託業務等勘定)

(事業収支)

款	項	算 額			決 算 (4)	予 算 (3)-(4)	残 額
		予 当 初 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 額 増 減 (2)	合 (1)+(2) (3)			
事業収入	受託業務等収入	千円 1,564,000	—	千円 1,564,000	千円 1,542,588		千円 21,411
事業支出	受託業務等費	1,564,000	—	1,564,000	1,542,588		21,411
		1,317,000	—	1,317,000	1,298,620		18,379
		1,260,000	—	1,260,000	1,243,965		16,034
		57,000	—	57,000	54,655		2,344
事業収支差金		247,000	—	247,000	243,968		3,031

注 事業収支差金243,968千円は、「一般勘定」へ繰り入れております。

投票者氏名
日程第一 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
(第百七十六回国会内閣提出、第百七十七回国会衆議院送付)

賛成者氏名

一四五名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 金子 洋一君
神本美恵子君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 行田 邦子君
輿石 東君 今野 東君
佐藤 公治君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君

主 演 了君 榛葉賀津也君
鈴木 寛君 田城 郁君
田中 直紀君 高橋 千秋君
武内 則男君 谷 博之君
谷 亮子君 谷岡 郁子君
シシメンライ君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 徳永 エリ君
徳永 久志君 轟木 利治君
友近 聡朗君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 中谷 智司君
中村 哲治君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村まさみ君
羽田雄一郎君 白 眞敷君
林 久美子君 姫井由美子君
平田 健二君 平野 達男君
平山 幸司君 平山 誠君
広田 一君 広野ただし君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 藤原 良信君
舟山 康江君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 松浦 大悟君
松野 信夫君 水戸 将史君
水岡 俊一君 室井 邦彦君
森 ゆうこ君 安井美沙子君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山根 隆治君 横峯 良郎君

反対者氏名

八六名

吉川 沙織君 米長 晴信君
蓮 舫君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 加藤 修一君
木庭健太郎君 白浜 一良君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 西田 実仁君
浜田 昌良君 松 あきら君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
渡辺 孝男君 上野ひろし君
江口 克彦君 小熊 慎司君
小野 次郎君 川田 龍平君
桜内 文城君 柴田 巧君
寺田 典城君 中西 健治君
松田 公太君 水野 賢一君
井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 田村 智子君
大門実紀史君 山下 芳生君
荒井 広幸君 舩添 要一君
福島みずほ君 又市 征治君
山内 徳信君 自見庄三郎君
糸数 慶子君

磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 衛藤 晟一君
大家 敏志君 岡田 直樹君
岡田 広君 加治屋義人君
片山さつき君 金子原二郎君
岸 宏一君 岸 信夫君
北川イツセイ君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤ゆかり君
山東 昭子君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
高階恵美子君 谷川 秀善君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 祐介君 中原 八一君
中村 博彦君 二之湯 智君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 長谷川 岳君
橋本 聖子君 浜田 和幸君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
古川 俊治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松村 龍二君 松山 政司君

日程第二 水質汚濁防止法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

賛成者氏名

二三三名

丸川 珠代君	丸山 和也君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君
三原じゅん子君	水落 敏栄君	金子 恵美君	金子 洋一君	藤谷 光信君	山東 昭子君	末松 信介君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君	神本美恵子君	川合 孝典君	藤原 正司君	鈴木 政二君	世耕 弘成君
森 まさこ君	山崎 正昭君	川上 義博君	川崎 稔君	舟山 康江君	関口 昌一君	伊達 忠一君
山田 俊男君	山谷えり子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	前田 武志君	高階恵美子君	谷川 秀善君
山本 一太君	山本 順三君	小西 洋之君	小林 正夫君	増子 輝彦君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
吉田 博美君	義家 弘介君	小見山幸治君	行田 邦子君	松野 信夫君	中川 雅治君	中曾根弘文君
若林 健太君	脇 雅史君	輿石 東君	今野 東君	水岡 俊一君	中西 祐介君	中原 八一君
渡辺 猛之君	片山虎之助君	佐藤 公治君	斎藤 嘉隆君	森 ゆうこ君	中村 博彦君	二之湯 智君
中山 恭子君	藤井 孝男君	櫻井 充君	芝 博一君	柳澤 光美君	西田 昌司君	野上浩太郎君
亀井亜紀子君	尾辻 秀久君	主演 了君	榛葉賀津也君	山根 隆治君	野村 哲郎君	長谷川 岳君
大江 康弘君	長谷川大紋君	鈴木 寛君	田城 郁君	吉川 沙織君	橋本 聖子君	浜田 和幸君
		田中 直紀君	高橋 千秋君	蓮 舫君	林 芳正君	福岡 資麿君
		武内 則男君	谷 博之君	青木 一彦君	藤井 基之君	藤川 政人君
		谷 亮子君	谷岡 郁子君	石井 準一君	古川 俊治君	牧野たかお君
		ツレン マルチ君	津田弥太郎君	石井 みどり君	松下 新平君	松村 祥史君
足立 信也君	相原久美子君	辻 泰弘君	外山 斎君	磯崎 陽輔君	松村 龍二君	松山 政司君
有田 芳生君	池口 修次君	徳永 エリ君	徳永 久志君	友近 聡朗君	岩井 茂樹君	丸山 和也君
石井 一君	石橋 通宏君	轟木 利治君	友近 聡朗君	直嶋 正行君	宇都 隆史君	水落 敏栄君
一川 保夫君	岩本 司君	那谷屋正義君	中谷 哲治君	難波 奨二君	岡田 直樹君	宮沢 洋一君
植松恵美子君	梅村 聡君	中谷 智司君	長浜 博行君	西村まさみ君	白 眞勲君	山崎 正昭君
江崎 孝君	江田 五月君	小川 敏夫君	大石 尚子君	大久保 勉君	大島九州男君	山本 順三君
小川 勝也君	大久保 勉君	大塚 耕平君	大野 元裕君	加賀谷 健君	岡崎トミ子君	

平成二十三年五月二十七日 参議院会議録第十八号 投票者氏名

平山 誠君	平山 健二君	平山 幸司君	広田 一君	廣野ただし君	藤田 幸久君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君
平野 達男君	平山 幸司君	平山 健二君	広田 一君	藤田 幸久君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	佐藤 ゆかり君
平山 誠君	平山 健二君	平山 幸司君	広田 一君	藤田 幸久君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	佐藤 ゆかり君
平山 誠君	平山 健二君	平山 幸司君	広田 一君	藤田 幸久君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	佐藤 ゆかり君
平山 誠君	平山 健二君	平山 幸司君	広田 一君	藤田 幸久君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	佐藤 ゆかり君
平山 誠君	平山 健二君	平山 幸司君	広田 一君	藤田 幸久君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	佐藤 ゆかり君
平山 誠君	平山 健二君	平山 幸司君	広田 一君	藤田 幸久君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	佐藤 ゆかり君
平山 誠君	平山 健二君	平山 幸司君	広田 一君	藤田 幸久君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	佐藤 ゆかり君
平山 誠君	平山 健二君	平山 幸司君	広田 一君	藤田 幸久君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	佐藤 ゆかり君
平山 誠君	平山 健二君	平山 幸司君	広田 一君	藤田 幸久君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	佐藤 ゆかり君

鴻池 祥肇君	小泉 昭男君	北川イツセイ君	岸 宏一君	片山さつき君	岡田 広君	大家 敏志君	上野 通子君	岩城 光英君	猪口 邦子君	磯崎 仁彦君	石井 浩郎君	赤石 清美君	愛知 治郎君	米長 晴信君	横峯 良郎君	柳田 稔君	安井美沙子君	室井 邦彦君	水戸 将史君	松浦 大悟君	牧山ひろえ君	前川 清成君	藤原 良信君	藤本 祐司君	藤田 幸久君	廣野ただし君
佐藤 信秋君	小坂 憲次君	熊谷 大君	岸 信夫君	金子原二郎君	加治屋義人君	岡田 直樹君	衛藤 晟一君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君	磯崎 陽輔君	石井 準一君	青木 一彦君	蓮 舫君	吉川 沙織君	山根 隆治君	柳澤 光美君	森 ゆうこ君	水岡 俊一君	松野 信夫君	増子 輝彦君	前田 武志君	舟山 康江君	藤原 正司君	藤田 幸久君	廣野ただし君	藤末 健三君
荒木 清寛君	渡辺 猛之君	若林 健太君	吉田 博美君	山本 一太君	山田 俊男君	森 まさこ君	溝手 顕正君	三原じゅん子君	丸川 珠代君	松村 龍二君	松下 新平君	古川 俊治君	藤井 基之君	林 芳正君	橋本 聖子君	野村 哲郎君	西田 昌司君	中村 博彦君	中西 祐介君	中川 雅治君	塚田 一郎君	高階恵美子君	関口 昌一君	鈴木 政二君	山東 昭子君	佐藤 正久君
石川 博崇君	秋野 公造君	脇 雅史君	義家 弘介君	山本 順三君	山谷えり子君	山崎 正昭君	宮沢 洋一君	水落 敏栄君	丸山 和也君	松山 政司君	松村 祥史君	牧野たかお君	藤川 政人君	福岡 資麿君	浜田 和幸君	長谷川 岳君	野上浩太郎君	二之湯 智君	中原 八一君	中曾根弘文君	鶴保 庸介君	谷川 秀善君	伊達 忠一君	世耕 弘成君	末松 信介君	佐藤 ゆかり君

反対者氏名		賛成者氏名	
魚住裕一郎君	加藤 修一君	日程第三 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
		賛成者氏名	
草川 昭三君	木庭健太郎君	足立 信也君	相原久美子君
白浜 一良君	竹谷とし子君	有田 芳生君	池口 修次君
谷合 正明君	長沢 広明君	石井 一君	石橋 通宏君
西田 実仁君	浜田 昌良君	一川 保夫君	岩本 司君
松 あきら君	山口那津男君	植松恵美子君	梅村 聡君
山本 香苗君	山本 博司君	江崎 孝君	小川 勝也君
横山 信一君	渡辺 孝男君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
上野ひろし君	江口 克彦君	大石 尚子君	大河原雅子君
小熊 慎司君	小野 次郎君	大久保 勉君	大久保潔重君
川田 龍平君	桜内 文城君	大島九州男君	大塚 耕平君
柴田 巧君	寺田 典城君	大野 元裕君	岡崎トミ子君
中西 健治君	松田 公太君	加賀谷 健君	加藤 敏幸君
水野 賢一君	井上 哲士君	風間 直樹君	金子 恵美君
市田 忠義君	紙 智子君	金子 洋一君	神本美恵子君
田村 智子君	大門実紀史君	川合 孝典君	川上 義博君
山下 芳生君	荒井 広幸君	川崎 稔君	北澤 俊美君
片山虎之助君	中山 恭子君	郡司 彰君	小西 洋之君
藤井 孝男君	舛添 要一君	小林 正夫君	小見山幸治君
福島みずほ君	又市 征治君	行田 邦子君	輿石 東君
山内 徳信君	亀井亜紀子君	今野 東君	佐藤 公治君
自見庄三郎君	糸数 慶子君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
尾辻 秀久君	大江 康弘君	芝 博一君	主濱 了君
長谷川大紋君		榎葉賀津也君	鈴木 寛君
		田城 郁君	田中 直紀君
		高橋 千秋君	武内 則男君
		谷 博之君	谷 亮子君
		谷岡 郁子君	ヰルキンマルティ君
		津田弥太郎君	辻 泰弘君
		外山 斎君	徳永 エリ君
		徳永 久志君	轟木 利治君
		友近 聡朗君	那谷屋正義君
		直嶋 正行君	中谷 智司君
		中村 哲治君	長浜 博行君
		難波 樊二君	西村まさみ君
		羽田雄一郎君	白 眞敷君
		林 久美子君	姫井由美子君
		平田 健二君	平野 達男君
		平山 幸司君	平山 誠君
		広田 一君	広野ただし君
		藤末 健三君	藤田 幸久君
		藤谷 光信君	藤本 祐司君
		藤原 正司君	藤原 良信君
		舟山 康江君	前川 清成君
		前田 武志君	牧山ひろえ君
		増子 輝彦君	松浦 大悟君
		松野 信夫君	水戸 将史君
		水岡 俊一君	室井 邦彦君
		森 ゆうこ君	安井美沙子君
		柳澤 光美君	柳田 稔君
		山根 隆治君	横峯 良郎君
		吉川 沙織君	米長 晴信君
		蓮 舫君	愛知 治郎君
		青木 一彦君	赤石 清美君
		石井 準一君	石井 浩郎君
		石井みどり君	磯崎 仁彦君
		磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
		岩井 茂樹君	岩城 光英君
		宇都 隆史君	上野 通子君
		衛藤 晟一君	大家 敏志君
		岡田 直樹君	岡田 広君
		加治屋義人君	片山さつき君
		金子原二郎君	岸 宏一君
		岸 信夫君	北川イツセイ君
		熊谷 大君	小泉 昭男君
		小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
		佐藤 信秋君	佐藤 正久君
		佐藤ゆかり君	山東 昭子君
		末松 信介君	鈴木 政二君
		世耕 弘成君	関口 昌一君
		伊達 忠一君	高階恵美子君
		谷川 秀善君	塚田 一郎君
		鶴保 庸介君	中川 雅治君
		中曽根弘文君	中西 祐介君
		中原 八一君	中村 博彦君
		二之湯 智君	西田 昌司君
		野上浩太郎君	野村 哲郎君
		長谷川 岳君	橋本 聖子君
		浜田 和幸君	林 芳正君

福岡 資麿君	藤井 基之君	松田 公太君	水野 賢一君	植松恵美子君	梅村 聡君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
藤川 政人君	古川 俊治君	井上 哲士君	市田 忠義君	江崎 孝君	江田 五月君	中谷 智司君	中村 哲治君
牧野たかお君	松下 新平君	紙 智子君	田村 智子君	小川 勝也君	小川 敏夫君	長浜 博行君	難波 樊二君
松村 祥史君	松村 龍二君	大門実紀史君	山下 芳生君	尾立 源幸君	大石 尚子君	西村まさみ君	羽田雄一郎君
松山 政司君	丸川 珠代君	荒井 広幸君	片山虎之助君	大河原雅子君	大久保 勉君	白 眞勲君	林 久美子君
丸山 和也君	三原じゅん子君	中山 恭子君	藤井 孝男君	大久保潔重君	大島九州男君	姫井由美子君	平田 健二君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	舩添 要一君	福島みずほ君	大塚 耕平君	大野 元裕君	平野 達男君	平山 幸司君
宮沢 洋一君	森 まさこ君	又市 征治君	山内 徳信君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	平山 誠君	広田 一君
山崎 正昭君	山田 俊男君	亀井亜紀子君	自見庄三郎君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	広野ただし君	藤末 健三君
山谷えり子君	山本 一太君	糸数 慶子君	尾辻 秀久君	金子 恵美君	金子 洋一君	藤田 幸久君	藤谷 光信君
山本 順三君	古田 博美君	大江 康弘君	長谷川大紋君	神本美恵子君	川合 孝典君	藤本 祐司君	藤原 正司君
義家 弘介君	若林 健太君			川上 義博君	川崎 稔君	藤原 良信君	舟山 康江君
脇 雅史君	渡辺 猛之君	反対者氏名	○名	北澤 俊美君	郡司 彰君	前川 清成君	前田 武志君
秋野 公造君	荒木 清寛君			小西 洋之君	小林 正夫君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
石川 博崇君	魚住裕一郎君	日程第四 日本放送協会平成二十年度財産目録、		小見山幸治君	行田 邦子君	松浦 大悟君	松野 信夫君
加藤 修一君	草川 昭三君	貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び		輿石 東君	今野 東君	水戸 将史君	水岡 俊一君
木庭健太郎君	白浜 一良君	キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する		佐藤 公治君	斎藤 嘉隆君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君
竹谷とし子君	谷合 正明君	説明書		櫻井 充君	芝 博一君	安井美沙子君	柳澤 光美君
長沢 広明君	西田 実仁君	日程第五 日本放送協会平成二十一年度財産目		主濱 了君	榛葉賀津也君	柳田 稔君	山根 隆治君
浜田 昌良君	松 あきら君	録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書		鈴木 寛君	田城 郁君	横峯 良郎君	吉川 沙織君
山口那津男君	山本 香苗君	及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関		田中 直紀君	高橋 千秋君	米長 晴信君	蓮 舫君
山本 博司君	横山 信一君	する説明書		武内 則男君	谷 博之君	愛知 治郎君	青木 一彦君
渡辺 孝男君	上野ひろし君	賛成者氏名	二二三名	谷 亮子君	谷岡 郁子君	赤石 清美君	石井 準一君
江口 克彦君	小熊 慎司君	足立 信也君	相原久美子君	ツシマ マチ子君	津田弥太郎君	石井 浩郎君	石井みどり君
小野 次郎君	川田 龍平君	有田 芳生君	池口 修次君	辻 泰弘君	外山 斎君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
桜内 文城君	柴田 巧君	石井 一君	石橋 通宏君	徳永 エリ君	徳永 久志君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君
寺田 典城君	中西 健治君	一川 保夫君	岩本 司君	轟木 利治君	友近 聡朗君	岩城 光英君	宇都 隆史君

上野 通子君	衛藤 晟一君
大家 敏志君	岡田 直樹君
岡田 広君	加治屋義人君
片山さつき君	金子原二郎君
岸 宏一君	岸 信夫君
北川イツセイ君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
山東 昭子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	伊達 忠一君
高階恵美子君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中曽根弘文君
中西 祐介君	中原 八一君
中村 博彦君	二之湯 智君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君
橋本 聖子君	浜田 和幸君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三原じゅん子君	水落 敏栄君

溝手 顕正君	宮沢 洋一君
森 まさこ君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	義家 弘介君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
草川 昭三君	木庭健太郎君
白浜 一良君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
松 あきら君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	渡辺 孝男君
上野ひろし君	江口 克彦君
小熊 慎司君	小野 次郎君
川田 龍平君	桜内 文城君
柴田 巧君	寺田 典城君
中西 健治君	松田 公太君
水野 賢一君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
田村 智子君	大門実紀史君
山下 芳生君	荒井 広幸君
片山虎之助君	中山 恭子君
藤井 孝男君	舩添 要一君

反対者氏名

福島みずほ君	又市 征治君
山内 徳信君	亀井亜紀子君
自見庄三郎君	糸数 慶子君
尾辻 秀久君	大江 康弘君
長谷川大紋君	

○名

高速増殖炉もんじゅに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年三月十日

参議院議長 西岡 武夫殿

平山 誠

高速増殖炉もんじゅに関する質問主意書

「税金のムダづかいを徹底的になくし、国民生活の立て直しに使う。それが、民主党の政権交代です」。これは一昨年の総選挙における民主党マニフェスト一頁目の記述である。しかし、政権交代から一年半が経過した今でも、「ムダづかい」と言わざるを得ない予算要求が見受けられる。そこで以下、高速増殖炉「もんじゅ」について質問する。

一 「もんじゅ」は高速増殖炉開発の初期段階である。新型原子力発電所は一般に五つの段階を踏

んで進められるという。臨界実験装置に始まり、実験炉の段階を経て、「もんじゅ」は第三段階の原型炉にあたる。原型炉は、発電設備を持つ完結したプラントとして建設され、描かれた商業炉概念の工学的成立性を確認する。第四段階では、商業炉とはほぼ同じ構造で出力のみ下げた実証炉を建設し、経済的成立性を確認する。

第五段階が実用の商業炉である。一九六八年九月二十六日の原型炉の予備設計開始から四十二年の年月と、建設費約五千九百億円を含め、約九千五百億円を費やしており、二〇一〇年度予算においても運営費に二百三十三億円、一年を三百六十五日とすると、一日当たり約六千万円の費用をかけて維持している状況である。

1 政府は「もんじゅ」を何年度まで運転する計画なのか。また、何をもち、役割を終えたこととするのか。さらに、運転している期間の運営費はどの程度と見積もられるのか。二〇二五年頃に次の段階である実証炉の実現を目指す方針と、設備としての寿命、二〇一一年度の運営に係る予算要求額二百十六億円を踏まえて具体的に示されたい。

2 「もんじゅ」には前述のとおりこれまで約九千五百億円の費用がかかっている。また、政府によると計画当初からの高速増殖炉に係る総事業費は二〇〇九年度末までに約一兆八千六百二十億円である。今後、次の段階の実証

炉、二〇五〇年に実現を目指している商業炉まで、すなわち高速増殖炉が実用できるまでに総事業費はいくらかと想定しているのか。

3 「もんじゅ」は当初計画では遅くとも一九八八年には不要になるはずであった。一九六七年の原子力開発利用長期計画で高速増殖炉実用化は一九八六年から一九八八年との具体的見通しを立てていたからである。しかし、一九八七年の原子力開発利用長期計画では二〇二〇年から二〇三〇年、二〇〇五年の原子力政策大綱においては二〇五〇年を目途とするなど実用化の目標は遠ざかるばかりである。「もんじゅ」は不要になるはずの年から二十三年経っても未完成である。二〇五〇年というのは何を根拠にしているのか。

4 一九九五年十二月から二〇一〇年五月まで「もんじゅ」は停止していた。しかし、一九九六年度から二〇〇九年度まで完全に停止していた十四年間に「もんじゅ」には運転費として維持管理費などに約二千億円を費やしている。二〇一〇年八月より後述の事故により「もんじゅ」は再度運転を停止しているが、二〇一〇年度は運転を前提として二百三十三億円の予算を計上している。二〇一〇年度の決算見込み額を示されたい。

5 「もんじゅ」が停止していた一九九五年十二

月から二〇一〇年五月までの期間、例えば二〇〇九年度は、予算では運転費として二百四億円を計上しているが、決算では「施設整備補助金」として十六億三千四百万円しか記されていない。当該期間における使途の詳細を年度ごとに示されたい。また、停止期間中の費用約二千億円によって何らかの成果があったのか。あれば具体的に成果を示されたい。

6 高速増殖炉に係る予算として、文部科学省予算の「高速増殖炉サイクル実用化研究開発の推進」及び経済産業省予算の「発電用新型炉等技術開発委託費」があるが、それぞれ「もんじゅ」の運営以外にあてられる部分の年度ごとの予算、決算額及び使途の明細を示されたい。

7 「もんじゅ」は建設費が高価であり、実用化に向けて大幅なコストダウンが必要となった。その結果、商業炉概念の抜本的変更が行われたと聞く。日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）によると、商業炉の概念は、新規技術を多く採用し、主循環ポンプと中間熱交換器を一体化するなど、設備に関して「もんじゅ」とは全く異なる構造が採用されているという。そもそも、原型炉は描かれている商業炉概念の工学的成立性を確認するものであるから「もんじゅ」はすでに原型炉と呼べない。「もんじゅ」で研究を行う理由は

何か、商業炉開発との関係において具体的に説明されたい。

8 原子力機構によると「もんじゅ」の運転は「発電プラント」としての信頼性の実証」と「ナトリウム取扱技術の確立」を目的としているという。しかし、前者はすでに形式の変わった商業炉開発に貢献するものでなく、後者は「もんじゅ」でなくてもできることではないか。

9 この先「もんじゅ」が成功したところで、前述のとおり原型炉としての「もんじゅ」は役割を失っている。「もんじゅ」にこれ以上お金をかけるよりも、「もんじゅ」を廃炉にしたうえで、新たに現在描かれている商業炉構想に則した原型炉を建設するという選択肢は政府にないのか。また、開発途上の新技術の多い商業炉構想をいきなり実証炉で実現しようという現在の計画は、技術的にも経済的にもリスクが大きいのではないか。

二 かつて高速増殖炉を研究していたイギリスではサッチャー政権下の一九八八年に「高速増殖炉はこの先少なくとも三十年から四十年は必要でない」、「年間一億ポンドの出費は容認できない」とされ、研究開発費の多くを高速増殖炉開発に使うことで新エネルギー開発の費用を縮小させていたと評価し、一九九四年に原型炉を停止している。同じく高速増殖炉を研究していた

フランス、ドイツ、アメリカもすでに研究から撤退している。

1 他の国が経済性、安全性などの面から高速増殖炉の研究から撤退したことについて、政府としてどのように評価するのか。

2 ロシア、中国で運転している実験炉、原型炉は濃縮ウランを燃料とする高速炉であり、使用済燃料中のプルトニウムは使わず、「もんじゅ」とは役割が違う。また、インドで運転している実験炉は国際原子力機関（IAEA）の査察を受けることが定められている民間利用施設から除外されたことから軍事用、少なくとも兼用であることは明らかである。さらに、フランスが計画している原型炉アストリッドは放射性廃棄物対策が目的の高速炉であって、高速増殖炉ではない。各国が、事故や経済性の問題から撤退している中、技術、安全性、経済性など多くの不透明な要素を抱えるにも関わらず、日本だけが商業用に「もんじゅ」など高コストの設備などを含めた高速増殖炉研究を続けるのはなぜか。

三 「もんじゅ」は、一九九五年十二月八日のナトリウム漏洩火災事故以来、四回の延期を経て、二〇一〇年五月六日に十四年五カ月ぶりに運転が再開された。だが、同年八月二十六日に炉内中継装置落下事故が起り、現在、運転が止まっている。同年五月六日の運転再開に当たっ

ては、経済産業省原子力安全・保安院と内閣府原子力安全委員会が安全性について妥当との判断を下しているが、再開直後の同年五月十日に操作ミスにより制御棒の挿入が中断するなど、運転中に様々な事故、トラブルが発生したことが報道されている。

1 運転再開後の事故、トラブルの詳細を示されたい。

2 安全性について妥当との判断を下した原子力安全・保安院、原子力安全委員会は1の事故、トラブルについてどのような責任を負うことになるのか。

3 原子力機構は前述の事故で落下した中継装置の引き上げのために、中継装置を引き上げるための機器を製作した企業と九億三千七百万円の随意契約を行った。中継装置の設計、製作も行った当該企業側の責任も問われるはずだが、なぜ、新たな契約が必要になるのか。

4 破損した中継装置の再製作費などの費用も必要となるが、復旧に総額いくらかかるのか。また、その費用はすべて国の負担となるのか。

5 前述の事故により、現在、中継装置を引き出せずにいるが、万が一、このまま中継装置を引き出せないということになれば、廃炉の可能性もある。「もんじゅ」の廃炉措置の技術

は確立されているのか。また、確立されているなら廃炉に係る見積額を示されたい。

6 実験炉「常陽」は二〇〇七年に原子炉容器内設備の損傷事故を起こし現在も停止しているが、事故の調査、修復等に総額いくらかかるのか。また、運転再開の見通しはどうか。

7 二〇〇九年の事業仕分けによって、高速増殖炉サイクル研究開発(もんじゅ及び関連研究開発)は、「来年度予算計上は見送り」二名、「予算要求の縮減」七名(半額五名、二割一名、その他一名)となり、評価結果は「事業の見直し」であった。また、二〇一〇年の事業仕分けに際しては、「予算要求の圧縮(十パーセントを目途に)」との評価結果が出され、仕分け人より「今日の説明では誰一人説得できず、原子力行政に対する不信感が強まる」との発言がなされている。これらの結果より、高速増殖炉に関する一般的な見方は非常に厳しいと言わざるを得ない。事業継続について国民から意見を聞く場を設けることはできないか。

8 作家、東野圭吾氏の小説に「天空の蜂」がある。高速増殖炉、原子力発電を取り巻く状況を著しているが、二〇一一年二月二十二日に原子力機構の復旧担当者が自ら命を絶たれるという、小説がオーバーラップするような痛ましい出来事が報じられた。一九九五年のナ

トリウム漏洩火災事故時の調査過程でも自殺者がでている。政府は理由の如何によらず、このような悲劇を繰り返さないためにも、核燃料サイクルについては広く国民に周知し、原子力機構については組織体制を洗い直し、原因究明をしたうえで公表し、ムダを排除した上で、技術立国日本として最新技術の開発促進を進めるべきである。「子曰く、学べば則ち固ならず、過ちては則ち改むるに憚ること勿れ」。これまでの経緯に固執することなく新しき道を探すべきと考えるが、見解如何。右質問する。

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員平山誠君提出高速増殖炉もんじゅに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員平山誠君提出高速増殖炉もんじゅに関する質問に対する答弁書

一の1について

高速増殖炉原型炉「もんじゅ」(以下「もんじゅ」という。)については、原子力政策大綱(平成十七年十月十一日原子力委員会決定)において、「十年程度以内を目途に「発電プラントとしての信頼性の実証」と運転経験を通じたナトリウム

取扱技術の確立」という所期の目的を達成することに優先して取り組むべきである。その後、「もんじゅ」はその発生する高速中性子を研究開発に提供できることを踏まえ、燃料製造及び再処理技術開発活動と連携して、高速増殖炉の実用化に向けた研究開発等の場として活用・利用することが期待される。」とされているところであるが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「福島原発事故」という。)を受け、今後の高速増殖炉に係る政策を含む原子力政策の在り方については、福島原発事故の原因についての検証や国民各層の御意見を踏まえて検討することとしている。

また、お尋ねの「運転している期間の運営費」については、今後のもんじゅの在り方を踏まえて算出する必要があり、現時点でお答えすることは困難である。

一の2について

今後の高速増殖炉に係る政策を含む原子力政策の在り方については、福島原発事故の原因についての検証や国民各層の御意見等を踏まえて検討することとしており、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一の3について

高速増殖炉については、長期にわたりエネルギーを安定的に供給する等の観点から、原子力政策大綱において、「軽水炉核燃料サイクル事

業の進捗や「高速増殖炉サイクルの実用化戦略調査研究」、「もんじゅ」等の成果に基づいた実用化への取組を踏まえつつ、ウラン需給の動向等を勘案し、経済性等の諸条件が整うことを前提に、二千五十年頃から商業ベースでの導入を目指す。」とされているところであるが、今後の高速増殖炉に係る政策を含む原子力政策の在り方については、福島原発事故の原因についての検証や国民各層の御意見等を踏まえて検討することとしている。

一の4について

平成二十二年度におけるもんじゅ関係経費の決算額は、現在、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)において精査中であり、精査が終わり次第、原子力機構のホームページに掲載される予定である。

一の5について
原子力機構によれば、平成七年度から平成二十二年度までにおけるもんじゅ関係経費の予算の内訳は、平成七年度が「運転・維持管理費」、平成八年度から平成十二年度までが「運転・維持管理費」及び「原因究明・総点検関連費」、平成十三年度から平成二十年度までが「運転・維持管理費」、「改造工事関連費」及び「長期停止設備点検費等」及び「耐震裕度向上費」、平成二十二年度が「運転・維持管理費」、「長期停止設備点検費」等及び「耐震裕度向上費」、平成二十二年度が「運転・維持管理費」、「長期停止設備点検費」等及び「耐震裕度向上費」等となつては、このような内訳で区分して整理していないとのことである。

また、これらのもんじゅ関係経費の支出により、ナトリウム漏えい対策のための設備の改造工事や、長期間稼働を停止した設備の点検、補修等が行われ、平成二十二年五月からの試運転の再開が可能となつたところである。

一の6について

御指摘の「高速増殖炉サイクル実用化研究開発」に係る事業については、平成十八年度から実施しているところ、各年度の予算額は、平成十八年度が約六億円、平成十九年度が約六億五千万円、平成二十年度が約八億二千万円、平成二十一年度が約十億円、平成二十二年度が約十三億円、平成二十三年度が約十億円である。決算額については、事業実施主体である原子力機構によれば、当該事業に係る決算額を区分して整理していないとのことであり、お答えすることは困難である。

また、「発電用新型炉等技術開発委託費」に係る事業については、平成十九年度から実施しているところ、各年度の予算額及び決算額は、それぞれ、平成十九年度が約三億二千万円及び約三億二千万円、平成二十年度が約四億四千万円及び約四億四千万円、平成二十一年度が約五億三千万円及び約五億三千万円であり、平成二十二年及び平成二十三年の予算額は約五億六千万円及び約七億六千万円である。

十四億円である。

なお、これらの事業費は、いずれももんじゅの運営のための経費ではない。また、これらの事業の各年度における実施内容については、原子力機構の各年度の業務実績報告書に掲載されており、平成十八年度から平成二十一年度までの業務実績報告書は原子力機構のホームページに公表されているところである。

一の7から9までについて

高速増殖炉の実証炉及び商業炉については、もんじゅと同様の発電方式及びナトリウムによる冷却方式を採用し、もんじゅの成果がいかされるものとして検討されてきたところであるが、今後の高速増殖炉に係る政策を含む原子力政策の在り方については、福島原発事故の原因についての検証や国民各層の御意見等を踏まえて検討することとしている。

二について

各国における高速炉技術の利用に関する考え方等については、それぞれの国のエネルギー情勢を取り巻く経済的、社会的な事情等により異なるものであり、他国におけるその利用実態等について評価することは差し控えたい。エネルギー資源に乏しい我が国では、原子力政策大綱において、「高速増殖炉サイクル技術は、長期的なエネルギー安定供給や放射性廃棄物の潜在的有害度の低減に貢献できる可能性を有することから、これまでの経験からの教訓を十分に踏

まえつつ、その実用化に向けた研究開発を、日本原子力研究開発機構を中核として着実に推進するべきである。」とされているところであるが、今後の高速増殖炉に係る政策を含む原子力政策の在り方については、福島原発事故の原因についての検証や国民各層の御意見等を踏まえて検討することとしている。

三の1について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第六十二条の三の規定に基づき原子力機構から経済産業大臣に対してなされた報告によると、もんじゅにおいては、平成二十二年五月の試運転再開後、同年八月二十六日の炉内中継装置の引き抜き作業中、炉内中継装置が落下し、これにより、炉内中継装置が変形してこれを通常の方法により引き抜くことができず、燃料交換を行うことができなくなったことが同年十一月九日に確認され、また、同年十二月二十八日に、非常用ディーゼル発電機のうち一機について、分岐点検後の起動試験中にシリンドライナ部にひび割れがあることが発見され、所定の機能を果たすことができなくなったことが確認されている。なお、御指摘の「制御棒の挿入が中断」された件については、安全上の問題はなく、その後も制御棒は有効に機能してきたところである。

三の2について
三の1について述べた炉内中継装置の変形

及び非常用ディーゼル発電機のひび割れの記事については、もんじゅの設置者である原子力機構が適切に対処すべきものであるが、経済産業省原子力安全・保安院においては、これまでに、現場確認を行い、これらの事象が施設の安全性に直ちに影響を与えるものではないことを確認しており、また、原子力安全委員会は、経済産業省からその報告を受けている。

三の3及び4について

原子力機構によれば、平成二十二年八月にもんじゅで発生した炉内中継装置の落下に係る原因調査や復旧作業のためにこれまでに締結した契約の金額は、約十八億円であり、また、現在、炉内中継装置の落下の再発防止対策等についても検討していることである。また、炉内中継装置の落下に伴い必要となった費用の負担については、原子力機構において、炉内中継装置の落下の原因究明が完了した後に検討される予定である。

三の5について

もんじゅの廃止措置は、今後開発を必要とする高速増殖炉に固有の廃止措置技術が一部必要となるものの、大部分は、既に実施されたことがある軽水炉等に係る廃止措置の技術を活用することが可能であると考えている。その費用については、原子力機構において、今後の廃止措置技術の開発状況を踏まえて算出されることとなる。

三の6について

原子力機構によれば、高速実験炉「常陽」については、平成二十五年度頃に復旧作業を完了させることを目指し、現在、安全性に配慮しつつ、慎重に復旧作業の準備を進めているところであり、お尋ねの「事故の調査、修復等」に要する費用の総額は確定していないとのことである。

三の7及び8について

今後の高速増殖炉に係る政策を含む原子力政策の在り方については、福島原発事故の原因についての検証や国民各層の御意見等を踏まえて検討することとしている。

東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年五月十日

磯崎 陽輔

参議院議長 西岡 武夫殿

東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所一号機に係る原子力災害の初動態勢について、以下のとおり質問する。

一 三月十一日における初動対応について

1 午後三時四十一分発電所において全交流電源が喪失してから午後十時頃圧力容器内の圧力上昇が確認されるまでの間の政府の対応について、時系列的に明らかにしてほしい。

2 1と同時期における東京電力の対応について、時系列的に明らかにしてほしい。

二 三月十二日におけるベントの実施について

1 枝野幸男内閣官房長官は、午前三時の記者会見で「国民への発表が終わるまではベントをさせない旨指示している。」という趣旨のことを述べているが、この「指示」に対応する「発表」は、いつどのような形で行われ、枝野官房長官の指示が実行されたと考えたらいいかのか。

2 菅直人内閣総理大臣は、ヘリコプターで被災地の視察に出発する時に、まだベントが行われていないことを知っていたのか。また、ヘリコプターに搭乗中、ベントの実施状況について、報告を受けていたのか。それとも、発電所到着時に、ベントが行われていないことを知ったのか。

3 菅総理が、自らベントを指示していないが、放射線防護服を着用しないで、発電所へ向かったのは、なぜか。

4 菅総理が、ヘリコプターに同乗した内閣官房職員に自身をビデオ撮影させたのは、なぜか。

また、そのビデオを公開したのは、なぜか。

5 菅総理は午前一時三十分ベントの実施を決定しているが、実際にベントの作業を開始したのは、何時何分頃か。ベントの完了は、午後二時三十分頃と聞いているが、なぜこんなに時間が掛かったのか。時系列的にその理由を説明してほしい。

6 政府及び東京電力がベント弁のうち電磁弁が停電のため開かないと確認したのは、何時何分頃か。また、手動弁が圧縮空気が現場にないため開かないと確認したのは、何時何分頃か。また、圧縮空気が確保できたのは、何時何分頃か。

7 細野豪志内閣総理大臣補佐官がベントの遅れについて東京電力を批判する記者会見を行っているが、どういう理由で批判しているのか、具体的に明らかにしてほしい。

三 三月十二日における海水注入の実施について

1 東京電力清水正孝代表取締役社長は、午後二時五十分の淡水注入停止以前に海水注入を指示したと五月二日の参議院予算委員会で答弁しているが、実際に海水注入が行われたのは午後八時二十分であり、なぜこんなに時間が掛かったのか。時系列的に説明してほしい。

2 清水社長の海水注入の指示は、政府に伝

わっていたのか。伝わっていたのならば、なぜ、午後六時に、菅総理が、改めて海水注入の指示をしたのか。また、菅総理は、午後二時五十分に淡水注入が停止することをあらかじめ知らなかったのか。菅総理が、淡水注入の停止を知ったのは、何時何分頃か。

3 菅総理が、午後六時に海水注入を指示しておきながら、海江田万里経済産業大臣が改めて午後八時五分に原子炉等規制法に基づく指示を出したのは、どのような理由からか。東京電力も、菅総理も、指示を出しているのであれば、改めての指示は不要ではないか。右質問する。

平成二十三年五月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員磯崎陽輔君提出東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員磯崎陽輔君提出東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する質問に対する答弁書

一について
東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の第一号機

平成二十三年五月二十七日 参議院会議録第十八号 質問主意書及び答弁書

については、平成二十三年三月十一日午後三時四十二分に、全交流電源喪失を理由とする原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第十条第一項に基づく通報が東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から経済産業省にあった。同日午後四時四十五分には、原災法第十五条第一項第二号の事象である非常用炉心冷却装置注水不能に該当するとの通報が東京電力から同省にあった。同日午後七時三分には、菅内閣総理大臣が、同条第二項に基づき「原子力緊急事態宣言」を発し、原災法第十六条第一項に基づき原子力災害対策本部を、原災法第十七条第八項に基づき原子力災害現地対策本部を設置し、直ちに、第一回原子力災害対策本部が開催された。同日午後九時二十三分には、原災法第二十条第三項に基づき、菅原子力災害対策本部長から関係地方公共団体の長に対し、福島第一原子力発電所から半径三キロメートル圏内の居住者等の避難のための立退き及び半径十キロメートル圏内の居住者等の屋内への退避について指示をした。同月十二日未明には、原災法第十五条第一項第二号の事象である原子炉格納容器内圧力異常上昇に該当するとの通報が東京電力から同省にあった。なお、「午後十時頃圧力容器内の圧力上昇が確認された」との御指摘については、東京電力から聞いておらず承知していない。

二の1について

枝野内閣官房長官は、御指摘の「記者会見」において、東京電力から原子炉格納容器内の圧力を抑制する措置を行うとの報告を受けた旨発表しており、同記者会見並びにこれと同時に並行で行われた海江田経済産業大臣及び東京電力小森常務取締役の臨時共同記者会見が、同措置の実施に係る国民への事前発表であったと認識している。

二の2について

菅内閣総理大臣が、ヘリコプターに搭乗する時点までに、福島第一原子力発電所の第一号機において原子炉格納容器内の圧力を抑制する措置が実施されたとの連絡はなかった。また、福島第一原子力発電所に到着した後、同措置がまだ実施されていないとの報告を受けた。

二の3について

視察団として線量計を携行し、絶えず放射線量を把握しながら視察を行ったところである。二の4について

御指摘の「ヘリコプターに同乗した内閣官房職員」が映像撮影を行ったのは、視察を記録するためである。また、撮影した映像を報道機関に提供したのは、同職員以外に同ヘリコプターに映像撮影を行う者が同乗していなかったことから、報道機関から映像提供を要請されたためである。

二の5について

平成二十三年三月十二日午前一時三十分頃には、菅内閣総理大臣が、海江田経済産業大臣とともに、経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）、原子力安全委員会及び東京電力より原子炉格納容器内の圧力を抑制する措置の実施の必要性について説明を受け、これを了承した。同日午前六時五十分には、同大臣が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第六十四条第三項の規定に基づき、東京電力に対し原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命令し、これを受け、同日午前十時十七分には、東京電力が同容器内の圧力を抑制する措置を実施した。

東京電力からは、同措置を実施するに当たっては、外部電源が喪失し、照明も点灯しない中、作業員が放射線量の高い区域で作業をせざるを得なかったため、一定の時間がかかったと聞いている。

二の6について

東京電力によれば、原子炉圧力容器内の圧力を抑制するための弁のうち電磁弁は電気がなければ開かないことについてあらかじめ承知しており、全交流電源喪失を理由とする原災法第十条第一項に基づく通報を行った平成二十三年三月十一日午後三時四十二分には、停電のために

同弁が開かない可能性があることを認識していたとのことである。

また、お尋ねの「手動弁」とは空気操作弁のことを指すと考えられるが、東京電力によれば、同弁は圧縮空気がなければ開かないことについてあらかじめ承知しており、同通報を行った時には、圧縮空気が確保できず同弁が開かない可能性があることを認識していたとのことである。

さらに、東京電力によれば、二の5についてでお答えしたとおり、同日午前十時十七分には、原子炉格納容器の圧力を抑制する措置を実施しており、正確な時刻は明らかではないが、同措置の実施前に圧縮空気が確保できたとのことである。

二の7について

御指摘の「記者会見」がどの記者会見を指すのか必ずしも明らかではないが、平成二十三年四月二十五日に行われた福島原子力発電所事故対策統合本部合同記者会見において、細野内閣総理大臣補佐官が、原子炉格納容器内の圧力を抑制する措置が遅れた理由は技術的な問題及び作業現場の放射線量の高さであるとの報告を東京電力より受けた旨の発言をしたところである。

三の1について

東京電力によれば、清水代表取締役社長は、平成二十三年三月十二日午後二時五十分頃に

は、福島第一原子力発電所第一号機の原子炉圧力容器への海水注入の実施について確認・了解したが、同日午後三時三十分過ぎに水素爆発と思われる爆発が発生するなど作業の実施が極めて困難な状況であったため、同容器への海水注入が開始されない状況が続いていたとのことである。同日午後八時五分には、海江田経済産業大臣が、原子炉等規制法第六十四条第三項の規定に基づき、東京電力に対し原子炉容器への海水注入等の実施を命令し、これを受け、同日午後八時二十分には、東京電力が原子炉圧力容器への海水注入を開始した。

三の2について

東京電力によれば、福島第一原子力発電所第一号機の原子炉圧力容器への海水注入の実施に関し平成二十三年三月十二日午後二時五十分頃に東京電力の清水代表取締役社長が確認・了解したことについては、その時点では政府に連絡していなかったとのことである。

また、東京電力によれば、淡水注入の停止時刻については、政府に連絡していなかったとのことである。

三の3について

菅内閣総理大臣は、福島第一原子力発電所第一号機への海水注入について、平成二十三年三月十二日午後六時から、海江田経済産業大臣、保安院、原子力安全委員会、東京電力等の関係

者とともに行った会議の中で、検討を指示し、その検討結果を踏まえて、同日午後七時五十分分に海水注入の指示を行ったものである。

薬物乱用防止についての普及啓発活動に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年五月十日

加藤 修一

参議院議長 西岡 武夫殿

薬物乱用防止についての普及啓発活動に関する質問主意書

世界の不正薬物の乱用状況については、「二〇〇八年における十五〜六十四歳までの世界人口四十三億九千六百万人のうち、薬物乱用者の割合は三・五〜五・七パーセント（一億五千五百万〜二億五千万人）と推測され、依然、憂慮すべき状況にある。」（麻薬・覚せい剤行政の概況「より」とされている。

一方我が国においては、薬物事犯の検挙人員が、一九八〇年代半ばには二万五千人を超えていたが、もちろん安心できる水準ではないものの、二〇〇八年時点で約一万五千人にまで激減させた。我が国は、学校や地域で薬物乱用防止キャラバンカーを活用することにより薬物乱用防止のた

めの知識の啓発に努め、学校や公共機関を通じた啓発読本の配布等によって青少年を含む国民的な運動を展開している。世界的に深刻な薬物汚染、薬物乱用が広がる風潮の中で、我が国においては、相対的には薬物事犯の急増を押さえ込んでいくこと、特に青少年にまでは乱用が広がっていないとみられることは評価されるべきである。薬物乱用防止教室などでの小中学校、高校への教育が一定程度奏功していると考ええる。

しかしながら、昨年十二月に発表された「麻薬・覚せい剤行政の概況」によると、我が国の平成二十一年の薬物事犯のうち覚せい剤事犯が八割を占める深刻な状況にあり、近年増加傾向にある大麻事犯についても初めて三千人を超えており、乱用の広がりが懸念されているところである。

こういった状況の中で、どのような認識のもとに、薬物乱用防止のための広報経費予算を削減したのか、以下のとおり質問する。

一 我が国の最新の薬物事犯の実績と乱用の実態の認識について

我が国の最新の薬物事犯の実績と乱用の実態についてのデータをもとに、政府の現状認識を示されたい。特に、近年の薬物別、年齢層別の検挙者からみられる薬物乱用の広がりについて、現状をどのように認識しているか。

二 薬物乱用防止に関する普及啓発活動の見直しと国民の評価について

1 「麻薬等対策推進費（広報経費）」については

昨年六月、事業仕分けの一環である厚生労働省の行政事業レビューにおいて、有識者等から「施策の達成すべき目標が明確でない」「効果的な広報ができていない。キャラバンカーやパンフレットを作ることが目的化している」などと一面的かつ抽象的に指摘され、民主党政権は「事業は継続するが、更なる見直しが必要」との結論を示した。この結論に基づき、事業内容をどのように見直したか。また、平成二十三年予算において、予算額をどのように増減させたか。さらに、政権交代前の平成二十一年度予算の予算額に比べ、増減率はいくらになるか。

2 「麻薬等対策推進費(広報経費)」を活用した普及啓発活動に対して、国民は利用者アンケート等どのように評価しているか。

三 普及啓発活動のうち薬物乱用防止キャラバンカーの活用体制について

1 同キャラバンカーによる普及啓発活動について、直近の出動回数、利用人数等の実績を明らかにされたい。

2 同キャラバンカーの耐久年数について、どのような基準を考えているのか。導入年数や走行キロ数から三台程度は更新が必要になっていると考えるが、政府としてどのように考えるか。

3 同キャラバンカーによる普及啓発活動につ

いて、本年四月からの巡回申込みはすでに本年一月からホームページ上で受付済みだが、本年四月開始分の一部について運行できないとの指摘がある。事実であれば、利用者との約束を裏切るものと糾弾せざるを得ず、利用者に釈明を行うべきと考えるが政府の見解如何。また、一部運行できない理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員加藤修一君提出薬物乱用防止についての普及啓発活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出薬物乱用防止についての普及啓発活動に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの最新のデータとしては、警察による検挙人員を集計した「平成二十二年中の薬物・銃器情勢」があるが、それによると、平成二十二年の薬物事犯の検挙人員は、一万四千五百二十九人であり、前年に比べ二・八パーセント減少しているものの、依然として高水準にある。

薬物別の状況についてみると、覚醒剤事犯については、検挙人員は一万九百九十三人であり、前年に比べ二・九パーセント増加しており、その年齢層別の検挙人員は、三十歳代及び四十歳代の年齢層が全年齢層の六十三・五パーセントを、二十歳代以下の若年層が二十一・七パーセントをそれぞれ占めている。また、大麻事犯については、検挙人員は二千二百十六人であり、前年に比べ二十四・一パーセント減少しているが、その年齢層別の検挙人員は、二十歳代以下の若年層が全年齢層の六十・九パーセントを占めている。

このように、薬物事犯の検挙人員が依然として高水準にあり、また、若年層の占める割合が高いことは、憂慮すべき状況であると認識している。

二の1について

厚生労働省としては、御指摘の同省における行政事業レビューの結論を踏まえ、お尋ねの「麻薬等対策推進費(広報経費)」について、平成二十三年度、北海道及び沖縄県において薬物乱用防止キャラバンカー(以下「キャラバンカー」という。)の派遣要請があった場合には、それぞれ北海道警察及び沖縄県警察が管理する薬物乱用防止広報車を紹介することとし、また、文部科学省において同様の読本を作成している中学校一年生向けの啓発読本は作成しないこととする等の見直しを行ったところである。

また、お尋ねの「麻薬等対策推進費(広報経費)」の予算額については、平成二十三年度予算において、対前年比二千四百三十五万八千円減の一億二千三百七十四万四千円を計上しているが、これは、平成二十一年度と比べると、約二十七パーセントの減少となっている。

二の2について

お尋ねについては、キャラバンカーの運行を委託している財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター(以下「センター」という。)が平成二十二年に実施したキャラバンカーの利用者アンケート結果によれば、「あなたは、薬物乱用防止キャラバンカーを見学して、薬物の乱用について、どのようにおもっていますか」との問いに対し、回答者の九十八・五パーセントが「覚せい剤などの薬物は、絶対に使ってはならない」と回答し、また、「今日の、薬物乱用防止キャラバンカーの見学は勉強になりましたか」との問いに対し、回答者の八十五・九パーセントが「大変勉強になった」と回答している。

三の1について

お尋ねについては、センターからの報告によれば、平成二十二年、キャラバンカー八回の運行回数は、延べ千三百五十二回、利用人数は延べ十七万四千六百十一人となっている。

三の2について

厚生労働省としては、キャラバンカーの耐久

年数についての基準は設けていないが、導入年数、走行距離数、修理の実績等を踏まえ、キャラバンカーの運行に支障を来さないようにしてまいりたい。

三の3について

センターに確認したところ、センターが平成二十三年度分として既に受け付けている巡回の申込みについては、キャラバンカーを派遣する予定であるとのことであり、御指摘のような事実はないとのことである。

観光施策の見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月十日

参議院議長 西岡 武夫殿
加藤 修一

観光施策の見直しに関する質問主意書

訪日観光客の拡大については、政府の新成長戦略の柱とされ、その方向性については公明党としても認識を共有する点も少なくない。しかし昨二〇一〇年、我が国への外国人旅行者数は八百六十一万人にとどまり、観光立国推進基本法に基づき策定された観光立国推進基本計画に掲げる二〇一〇年の年間目標一千万人は結局未達成に終わって

いる。

さらに本年三月十一日、未曾有の東日本大震災が東北・関東地方を突如襲い、訪日観光をめぐる環境は一変した。自粛ムード一色の観光業界はかつてない深刻な打撃を受けている。

にもかかわらず、民主党政権は「訪日外国人三千万人プログラム」を掲げたまま立ち尽くしている。海外メディアから大震災と原発事故の映像と解説が繰り返し報道され、あたかも日本全体が「危険な列島」として発信され続けているが、政府としてこうした緊急事態に対応する観光立国戦略が打ち出せていない。

そもそも現政権には机上の目標のみあって、平成二十三年度観光庁予算では新規事業がほとんどみられないなど、目標達成のための戦略と具体的な施策に乏しい。

そこで、特段に注力すべき震災後の観光施策について、以下質問する。

一 訪日旅行者目標の見直しについて

政府は「訪日外国人三千万人プログラム」において、二〇一三年千五百万人「二〇一六年二千万人」「二〇一九年二千五百万人」の年間目標を明らかにしている。

1 本年一月、観光庁は訪日旅行者を本年中に二百四十万人増やし年間千百万人とする目標を打ち出した。もともと昨年並みの二十七パーセント増を実現したとしても、この千

万人という数字には達しない。まして、大震災を受けた現時点では、観光庁として千百万人という目標の見直しは避けられないと考えるが、同目標を撤回するのか、見解を示されたい。

2 大震災と福島原発事故の被災で在日外国人さえ避難帰国が続出するなか、昨年並みの八百六十万人の維持すら困難ではないかとの危惧が広がっている。特に千百万人の訪日を期待してきた関係者においては、集客急減の影響により深刻な経営危機を招くおそれが強い。現に一部は経営危機の事態に陥っている。

少なくとも政府として、こうした集客急減に対応して平成二十三年度観光庁予算上の施策の変更もしくは緊急対策を施行しテコ入れを図る必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

3 二〇一一年の年間目標千百万人以降も、「訪日外国人三千万人プログラム」は、二〇一三年までの二年間に四百万人、二〇一六年までの三年間に五百万人、二〇一九年までの三年間に五百万人と、訪日旅行者の一本調子の急増を掲げている。しかし、二〇一一年の年間目標千百万人の達成さえあやぶまれるなか、「訪日外国人三千万人プログラム」の大幅な見直しは避けられないと考えるが、政府の

見解を示されたい。

二 観光庁予算の事業仕分けについて

1 政府は昨年十一月、平成二十三年度観光庁概算要求のすべての「新規事業」を対象に事業仕分けを行い、「廃止」や予算の「半減」「縮減」「計上見送り」「抜本的な事業見直し」などの結論を出したと言われている。同事業仕分けによつて、概算要求時点から変更もしくは廃止された新規事業名とその事業内容を明らかにされたい。

2 1の事業仕分けの結果、政府は平成二十三年度観光庁予算を対前年度比二十パーセントも減額した。特に「訪日旅行促進事業」(ビジット・ジャパン事業)など海外向け予算を三割(対前年度比)も削減し、観光を核とした地域の再生をはかるための「観光地域づくりプラットホーム支援事業」は半減(同)してしまった。

これらの事業は大震災後の諸外国における「危険な日本」イメージを払拭するのに最も必要な施策であり、前年度と同等の予算額を確保すべきと考える。また同時に「危険な日本」イメージを払拭するためのより一層の強化策を講ずべきと思うが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員加藤修一君提出観光施策の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出観光施策の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響により、少なくとも同年については、当初の目標人数の達成は難しいと考えている。

現在のところは、落ち込んでいる訪日需要の回復を図ることが急務であり、そのため、安全・安心な日本というイメージの早期回復を図るための取組等が不可欠であると考えており、訪日旅行に関する正確な情報発信を効果的に行っていくため、訪日旅行促進事業の予算を活用し外国の報道機関や旅行会社の招請等を実施することとしている。

こうした取組を通じて、一刻も早い訪日需要の回復を図り、政府の成長戦略の重要な柱の一つである「訪日外国人三千万人プログラム」の着実な推進が図られるよう取り組んでまいりたい。

二の1について

平成二十三年度予算の概算要求に計上された事業を対象にした事業仕分けの評価結果を踏まえ、同年度の観光庁予算に盛り込まれなかった新規事業名とその事業内容は、それぞれ次のとおりである。なお、当該結果を踏まえ事業内容等が変更された新規事業はない。

着地型旅行商品流通促進支援事業 各地域ならではの観光資源を活用したいいわゆる着地型旅行商品の普及を図るため、商品の情報流通における課題を抽出するとともに、情報流通モデルの策定及び検証を行う。

ユニバーサルツーリズムネットワーク構築支援事業 地域における移動制約者等の受入を円滑にするため、必要となる情報の共有化を促進しつつ、ユニバーサル観光の実践する地域グループのネットワーク化を図る。

スポーツ観光支援事業 海外からのスポーツ観光客の飛躍的増加と国内スポーツ観光旅行の促進を図るため、各地域が主体的に企画立案したスポーツ観光プランを公募し、秀逸なものについて観光庁として共催支援を行うとともに、成功事例を取りまとめて示す。

二の2について

御指摘の「諸外国における「危険な日本」イメージ」が払拭されるよう、訪日旅行促進事業に係る予算を活用した取組を含め、政府全体で

日本の状況に関する正確な情報発信を強化してまいりたい。

米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舍建設事業再開に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年五月十一日

又市 征治

参議院議長 西岡 武夫殿

米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舍建設事業再開に関する質問主意書

米軍キャンプ朝霞跡地（九・四ヘクタール）への国家公務員宿舍（八百五十戸。以下「朝霞住宅」という。）建設事業については、二〇〇九年十一月の行政刷新会議の「事業仕分け」において、仕分け人全員一致で「見直し・凍結」と評価された。その評価結果を踏まえ、凍結された国家公務員宿舍は、計画中也合わせ合計二十五事業約七千七百戸に上った。

昨年九月、財務省は「PRE戦略検討会」を開催し、「公務員宿舍の在り方」についても検討された。同年十二月二十四日、財務省は「事業凍結中のPFI契約済公務員宿舍三事業について」を発表し、地元住民の反対がなかった稲毛海岸住宅は

事業中止とした一方、地元住民の多数が反対する朝霞住宅は事業再開と判断された。

「事業仕分け」における議論の中心は朝霞住宅であった。建設予定地の米軍キャンプ朝霞跡地にはまとまった豊かな広葉樹の平地林が再生しつつあり、貴重な緑をつぶしてまで公務員宿舍を建設する必要性はないとの声が上がリ、枝野幸男統括仕分け人（当時）も「緑が残るというのは国民にとっての価値」とさえ評価した。

また、本年一月二十四日の施政方針演説で菅直人首相は「一円の無駄も見逃さない姿勢で事業仕分けを深化させます」と述べている。「有言実行内閣」として、税金無駄遣いと批判の多い公務員宿舍建設事業再開を撤回し、事業中止とすることこそ、国民が望むものと考えられる。よって以下のとおり質問する。

一 昨年十二月二十四日、財務省は「事業凍結中のPFI契約済公務員宿舍三事業について」を公表し、その中で「国有財産行政におけるPRE戦略について」の取りまとめを踏まえて個別事業毎に総合的に判断した結果、朝霞住宅及び方南町住宅については事業再開、稲毛海岸住宅については事業中止することとし」と発表された。この文書では「総合的に判断した」中身が明らかにされていない。どのような具体的理由で「朝霞住宅及び方南町住宅」の事業が再開されるに至ったのか明らかにされたい。

官 報 (号 外)

二 二〇〇九年十一月二十七日 of 行政刷新会議における「事業仕分け」において「公務員宿舍建設等に必要な経費等」は、「見直しを行う」という評価結果が出されている。その後、「朝霞住宅及び方南町住宅」の建設についてどのような見直しが行われたのか具体的に明らかにされた。

三 米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舍建設は「東京二十三区内に所在する国家公務員宿舍の移転・再配置と跡地利用に関する報告書」(二〇〇六年六月)等に基づき、「国より都心の

国家公務員宿舍の一部を売却し、郊外に移転する計画が示され、キャンプ朝霞跡地も移転先の候補地となった(広報あさか二〇〇七年七月)ものであり、財務省からもその旨の説明があった。今回新たに開催された「PRE戦略検討会」において「公務員宿舍の今後の在り方」が示されたが、朝霞住宅については、設置目的が変更されたのか、変更されたなら地元自治体にいつ説明し、誰に了承を得たのか明らかにされたい。

四 従前、朝霞住宅は主に霞ヶ関への通勤者用と財務省は説明していたが、その考えに変更はないか、変更があったとすれば、どこに勤務する公務員を対象にしているか具体的に示された。

五 昨年十二月、財務省が発表した「公務員宿舍の今後の在り方」のなかで、新規建設容認の条件として「宿舍の規格について、若手等職員向

けを基本とし、原則として幹部用の高規格は建設しない」とされているが、「若手等職員」及び「幹部用の高規格」の具体的定義を示されたい。

六 昨年十二月、財務省が発表した「公務員宿舍の今後の在り方」のなかで、「宿舍用地については、土地の市場価値と通勤時間等を勘案して選定」とされているが、朝霞住宅から主な勤務先までの通勤時間は何か、朝霞住宅は主に緊急対応者用か、国会対応等のための早朝・深夜勤務対応者は含まないのか、朝霞住宅の在り方を示されたい。

七 東日本大震災の被災県の復興には膨大な予算が必要とされる。国政の最優先課題は被災者救援、被災地の復興である。財政が厳しいなかで国家公務員宿舍建設事業の優先順位はまったく低く、国家公務員宿舍建設事業を中止し、建設のための予算を被災地の復興に回す決断をするべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員又市征治君提出米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舍建設事業再開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員又市征治君提出米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舍建設事業再開に関する質問に対する答弁書

一について

朝霞住宅については、宿舍の建設予定地である米軍キャンプ跡地は、その活用が長年の懸案となっており、埼玉県朝霞市における跡地利用の検討の結果、公務員宿舍の整備に併せて公園等の整備を行うこととされていること、宿舍には、主として、さいたま新都心所在の官署に勤務する独身・若手等職員を中心に入居させることとしており、宿舍建設予定地は宿舍の建設に際し適当な立地であること、宿舍の附帯施設として、朝霞市の要望を受け、朝霞市関連施設(児童館、女性センター、休日・夜間診療所)や保育施設を整備する予定であること等の事情を総合的に判断した結果、事業を再開することとしたものである。

方南町住宅については、宿舍跡地における現地建て替えであるとともに、宿舍には、主として、本府省に勤務する独身・若手等職員を中心に入居させることとしており、宿舍の建設予定地は宿舍の建設に際し適当な立地であること、宿舍の附帯施設として、地元町会の要望を受け、防災関係施設等(防災倉庫、避難場所の公園等)を整備する予定であること等の事情を総合的に判断した結果、事業を再開することとしたものである。

二について

御指摘の事業仕分け(以下「事業仕分け」という。)の評価結果においては、「公務員宿舍建設等に必要な経費等」について「見直しを行う」として、「公務員宿舍の在り方については、速やかに関係省庁間において検討を行い、宿舍の建替えについては、その検討を踏まえ実施することとし、それまでの間、継続案件や東京周辺以外の緊急建替えを除き凍結することとし、継続案件についても、朝霞等凍結可能なものについては凍結する」とされた。

これを受け、朝霞住宅等の事業を凍結した上で、公務員宿舍の今後の在り方について、関係省庁からの意見聴取の下、財務省において検討を行い、「国有財産行政におけるPRE戦略について」(平成二十二年十二月八日公表。以下「PRE戦略」という。)を取りまとめ、公務員宿舍については、必要な宿舍戸数を再検証するとともに、宿舍を建設する必要がある場合には、若手等職員向けを基本とし、地域のまちづくりに貢献する等の方針を示したところである。朝霞住宅及び方南町住宅については、これを踏まえ、一について述べたとおり総合的に判断した結果、事業を再開することとしたものである。

三について

朝霞住宅整備事業については、当初、「東京二十三区内に所在する国家公務員宿舍の移転・

再配置と跡地利用に関する報告書(平成十八年六月十三日国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議報告)等を踏まえ、東京二十三区内外において廃止する宿舎の移転集約先として、朝霞住宅を整備することとしたものであるが、「事業仕分け」の評価結果を受けて事業を凍結した後、PRE戦略を踏まえ、一について述べたとおり総合的に判断した結果、主として、さいたま新都心所在の官署に勤務する独身・若手等職員を中心に入居させるための宿舎として整備することとし、事業を再開することとしたものである。また、昨年十二月二十四日に事業を再開する旨を朝霞市に連絡している。 四について 朝霞住宅については、主として、さいたま新都心所在の官署に勤務する公務員を中心に入居させることとしている。 五について お尋ねの「若手等職員」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一イ行政職俸給表(一)の職務の級が六級以下の職員又はこれに準ずる職員をいう。 また、お尋ねの「幹部用の高規格」とは、国家公務員宿舎法施行規則(昭和三十四年大蔵省令第十号)第六条第二項に定める国家公務員宿舎の規格がe規格(国家公務員宿舎のうち家屋又は家屋の部分の延べ面積が原則として八十平方	メートル以上のものをいう。)のものをいう。 六について 朝霞住宅は、主として、新規採用や転勤によりさいたま新都心所在の官署に勤務することとなった職員を中心に入居させることとしており、朝霞住宅からさいたま新都心所在の官署までの通勤時間は、四十五分程度であると見込んでいる。 七について 政府としては、東日本大震災からの復旧・復興のため、全力を挙げていく所存である。 なお、現下の厳しい財政事情の下、公務員宿舎の整備については、必要最小限にするとの観点から、真に整備が必要と考えられるものに限って、事業を実施することとしている。	
---	--	--

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

発行所	
二 独 立 行 政 法 人 国 立 印 刷 局	千 一 〇 五 一 八 四 四 五 丁 目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本 体	本 号 一 部
四 四 〇 円	四 六 〇 円